

**平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19
事業年度）に係る業務の実績に関する報告書**

平成 2 0 年 6 月

国立大学法人
大阪教育大学

○ 大学の概要

(1) 現況

① 大学名

国立大学法人大阪教育大学

② 所在地

大学本部 大阪府柏原市

柏原キャンパス 大阪府柏原市

天王寺キャンパス 大阪府大阪市

③ 役員の状況

学長名 稲垣 卓（平成16年4月1日～平成20年3月31日）

理事数 4人

監事数 2名（非常勤1人を含む）

④ 学部等の構成

教育学部

教育学研究科

特別支援教育特別専攻科

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

附属高等学校

附属特別支援学校

⑤ 学生数及び教職員数

学生・生徒・児童・園児数 9,961人（内留学生 75人）

内訳 教育学部 4,423人（内留学生 42人）

教育学研究科 501人（内留学生 33人）

特別支援教育特別専攻科 22人

附属幼稚園 159人

附属小学校 2,134人

附属中学校 1,316人

附属高等学校 1,346人

附属特別支援学校 60人

教員数 535人

職員数 148人

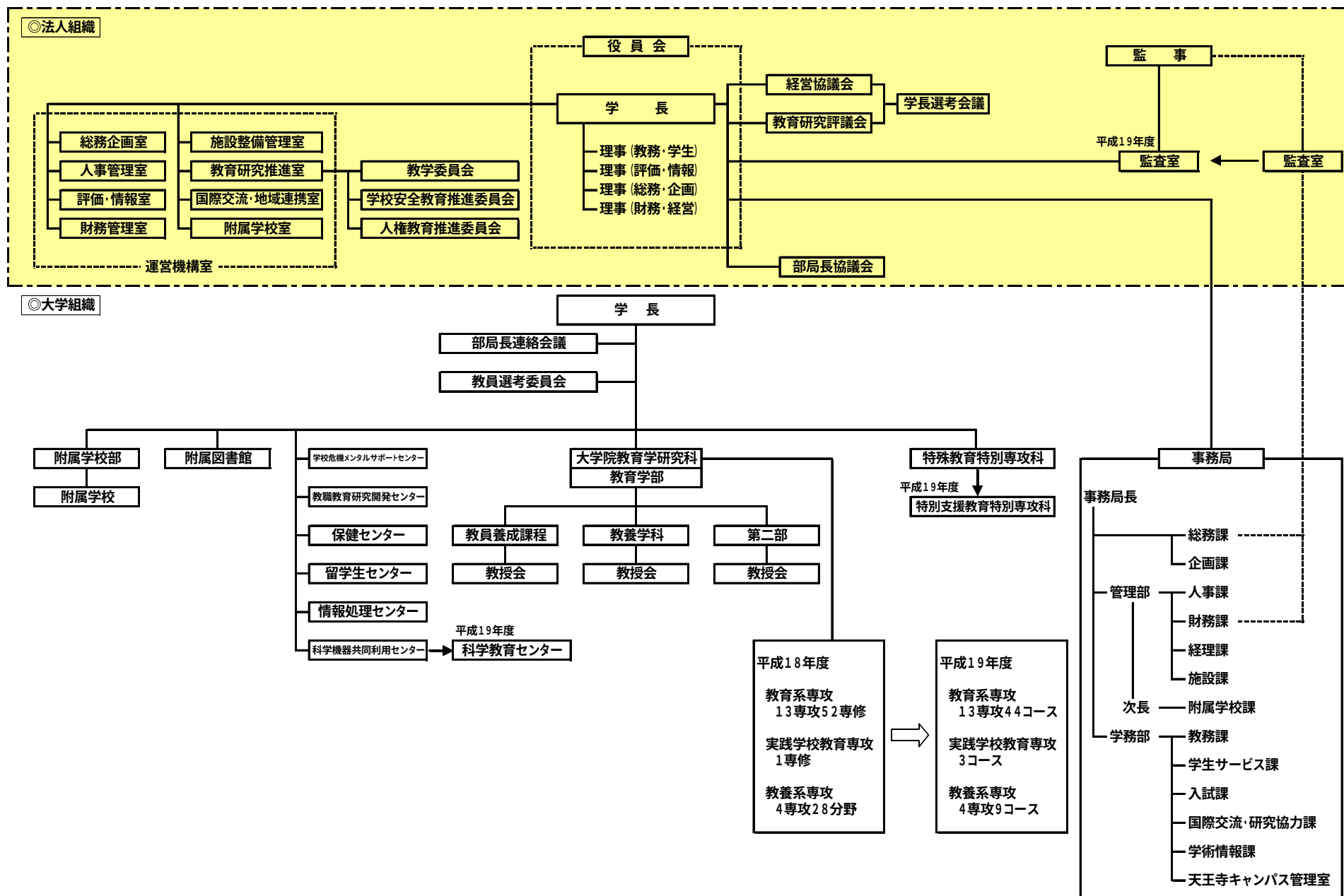
(2) 大学の基本的な目標

大阪教育大学は、教員養成の基幹大学として、我が国の教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることを使命とする。この使命を達成するため、優れた教員養成を推進するとともに、学術・芸術の諸分野で総合性の高い教育研究を推進し、その成果を広く社会に還元する。このことによって、学校教育とその関連分野の発展を担える創造性豊かな人材、並びに多様な職業分野を担える専門的素養と豊かな教養を備えた人材を育成する。

(3) 大学の機構図

次頁に添付

○ 機構図



○ 全体的な状況

第1期中期目標期間の4年目を終えた状況は、次のように総括することができる。

学長のリーダーシップのもと大学院、センターの見直し等、教育研究組織の再編、教員の個人評価の試行実施、社会人の大学院教育に対する期待に応える長期履修制度の整備と同制度を活用した「教育職員免許状取得プログラム」の導入、地域貢献のための一般市民を対象とする「教養学科授業公開プログラム」の開始、学生支援事業としての「学生チャレンジプロジェクト」の実施、学校安全に対する様々な事業の継続実施、新たなG Pの獲得、さらには(独)大学評価・学位授与機構による認証評価を受審し、すべての大学評価基準を満たしているとの評価を受けるなど着実な成果を積み重ねている。

1. 学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営の取組

学長のリーダーシップによる法人運営を機能的かつ効率的に行うため、役員協議会を設置し、経営戦略に基づく教育研究組織の見直し、人事管理、予算管理、運営方策及び年度計画の進捗状況などについて役員間の事前調整を図っている。調整内容に基づき、4人の理事を室長とする「総務企画室」「人事管理室」「教育研究推進室」「国際交流・地域連携室」「評価・情報室」「施設整備管理室」「財務管理室」「附属学校室」の8つの運営機構室において、「入学試験」「カリキュラム」「予算編成」「授業評価システム」などの重要方針の作成とともに、4年間積み上げ方式の体系的な教育実習の実施、外国の大学との新たな交流協定の締結、外部評価の実施、全学共用スペースの指定など、重要な事業の企画・立案を行っている。

2. 経営基盤の確立

(1) 人件費の抑制について

本学の財政基盤である運営費交付金の大半は人件費が占めており、その抑制のため、教職員の削減並びに超過勤務の抑制を実施しているところである。「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減計画の実施に伴い、大学教員にあっては定年退職者及び途中退職者の後任補充を学長のもとに留保するとともに、非常勤講師経費の削減を推進している。

事務職員にあっては、その削減計画に基づき削減を推進するとともに、早期退職の推進及び派遣職員への転換を図っている。

(2) 教員人事について

①従来の定員管理の中で全学教授会の決定事項として取り扱われていた教員人事(大学)を改め、学長が年度当初に「教員人事の基本方針」「講座別の配置教員数」を部局長に示し、部局長は「講座等別の配置教員数」に基づく採用計画書を学長に提出することとした。また、教員選考委員会を学長のもとに設置し、複数の候補者から学長が採用予定を決定するシステムを導入した。また、中期計画期間中の人件費等の必要額の算定をもとに、学長流動定員枠の確保や非常勤講師配置の見直し等を行い、人件費削減等を実施している。さらに、平成18年度からは、学内定員管理から実員管理へ移行した。

②大学教員の流動化を促進するため、「国立大学法人大阪教育大学における教員の任期に関する規程」を制定し、平成19年7月1日以降に採用する助教を5年間(再任1回)の任期付教員とする制度を整備した。

③新たな教員組織制度の中で、従来の助手の活動状況を踏まえ、自立した教育能力を有する者を助教として処遇することにより、助手の職務を明確にするとともに、大学の教育研究指導体制の整備を図った。

(3) 予算及び配分について

学長が予算編成基本方針を定めた上で部局等からヒアリングを行い、同方針

に基づき策定した予算案を経営協議会の審議を経て決定することとしている。配分に当たっては、各部局をセグメントとして、部局長を予算責任者とし、当該部局において予算案を作成させ、予算執行計画書の提出を求めるなどのシステムを構築した。予算の枠組みとして「学長裁量経費」「戦略的重点経費」「学校安全対策経費」等を確保し、教育・研究プロジェクトの推進、学校安全対策の推進、施設・設備の整備・維持・更新などに対応するほか、中期目標・計画達成のための重点的・戦略的な予算として効果的な運用を図っている。

(4) 施設マネジメントへの取組

施設の有効活用に関する規程整備並びに実態調査を行い、全学共用スペースを確保し、共用スペースの利用に際し、使用料を徴収することとした。

(5) 附属学校園の再編について

本学の附属学校園は、大阪市天王寺区、平野区及び池田市の3地区に分かれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の9校園を設置している。これら附属学校園の建物老朽化や人件費を含む維持管理経費による財政負担が大きくなっていることや、大学と附属との教育・研究面等からみた附属学校園の在り方について、外部有識者からなる「附属学校園の在り方に関する検討委員会」を平成17年6月に設置し、平成17年12月に委員会からの答申を受け、附属学校園再編計画検討委員会を設置し、附属学校園の再編計画について提言が示された。

3. 教育に関する取組

(1) 教員養成段階における教育実践力向上のための取組として教育実習のあり方について検討し、従来3回生、4回生で実施していた基本実習、併習実習を新たに4年間の体系的な教育実習として実施した。

(2) 教育研究実施体制の整備に関する取組として、eラーニングシステムを導入し、試験的な運用を開始し、学生のコンピュータ利用環境の充実を図った。

(3) 教養教育・共通教育改善の取組として、これまでの教養基礎科目である個別科目と総合科目、及び専門教育科目に区分されていた学科共通科目を精査し、6つの教養コアからなる「分野別科目」と総合的視野を養うことを目的とする「総合科目」及び共通基礎科目(言語、体育、情報)の見直しを行った。

(4) 就職支援の充実に関する取組として、就職ガイダンス等の充実やキャリアサポートデスク(専任の相談員1名、非常勤相談員2名を配置)の整備を行い、就職支援体制の充実を図った。

(5) 連携事業に関する取組として、大阪府・大阪市教育委員会等と連携・協力を強化するため、それぞれと連携協議会を設置し、教員の研修、人事等の個別案件に関わっての関係を強化した。

4. 教育研究組織の見直し

(1) 大学院の見直しについて

教育系13専攻では、障害児教育専攻の特別支援教育専攻への名称変更、入学定員の改訂、専修の全面的廃止とコース制への移行、新たに「教育実践に関する科目」群を設け、実践的な教育への質的変換を行うとともに、実践学校教育専攻【夜間】では、新たに3コースを設置し教育現場に求められる人材育成のための実践的な教育を実施している。

また、教養系4専攻では、入学定員の改訂(2専攻)、教育研究分野の廃止とコース制への移行を行った。【平成19年度】

(2) 学部見直しについて

本学の使命及び重点事項とするビジョンと目標を示した基本方針「学部見直しの基本的な考え方」を確定し、この方針のもと役員及び部局長を中心に平成

22年度を目処とした実施計画の立案を進めている。

(3) センター見直しについて

① 教職教育研究開発センターの設置

平成18年度に既存の教育実践総合センターと生涯学習教育研究センターとの統合再編を行い、教職教育研究開発センターに改組し、人権教育部門、教育臨床部門、教育実習部門、地域連携部門、生涯学習支援部門の5つの部門を整備。地域連携部門に元大阪府教育委員会市町村教育室長を教授として配置した。

② 科学教育センターの設置【平成19年度】

科学技術教育の改善・充実のための調査・研究・助言・指導・教材活用のほか、教育・研修プログラムの開発・実施を通じて地域教育現場の人材育成と科学技術教育の向上と活性化を図ることを目的として、既存の科学機器共同利用センターの発展充実をめざし、科学教育センターを5年間の時限センターとして整備した。

5. 評価に関する取組

(1) 平成17年度に組織評価規程、外部評価規程等の関連規程を制定し、附属学校を含む大学全体の自己点検・評価並びに教育活動を中心とする活動に関する外部評価を実施し、その結果はWebページを通じて公表した。

また、個人評価については、大学教員、附属学校教員及び事務系職員について試行実施している。

(2) 認証評価【平成19年度】

認証評価機関である(独)大学評価・学位授与機構による「学校教育法第109条第2項に基づく認証評価」を受審し、同機構が定めるすべての大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。

6. 学長選考について

「国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程」に基づく、法人化後2度目となる学長選考会議による学長選考を行った。

(1) 平成17年度実施の学長選考

平成17年度における学長選考は、推薦された候補者が現職の1名のみであったため、意向投票は行わず、学長選考会議において、これまでの実績等を勘案し、学長選出を行った。

(2) 平成19年度実施の学長選考

前学長が平成19年度末をもって退任の意向を平成19年4月に表明したため、5月から学長選考を開始し、候補者の推薦を求めた結果4名の推薦があった。第1次候補者4名の所信表明及び質問書に対する回答書を公表のうえ、学内の教職員による意向投票を実施し、上位3名(投票順位を付さず)を第2次候補者として推薦投票管理委員会より学長選考会議に推薦。学長選考会議において、3名のうち上位2名を選考し、その者に対して面接を実施し、最上位候補者に対して就任交渉を行い、受諾を持って次期学長予定者として決定した。

【選考方法】

① 学長選考会議構成員により推薦された候補者及び監事を除く役員及び常勤の教職員15人以上の連署により推薦された候補者の中から選考を行う。

② 推薦された候補者が4名以上いる場合は、学長選考会議が候補者を調査のうえ必要に応じ絞り込み、学内の意向投票を実施する(所信表明文書及び学長選考会議が作成する質問書に対する回答書を公表)。また、候補者が3名以下の場合は、意向投票をせずに、学長選考会議において第2次候補者を選考する。

③ 学長予定者推薦投票管理委員会を設置し、大学教員、附属学校教員、事務職員による投票を行い、上位3名を順位を付さず学長選考会議に第2次候補者として推薦する。

④ 学長予定者の決定については、学長選考会議が第2次候補者の中から必要と認める方法により1人を選出し、学長就任の交渉を行い受諾をした者を学長予定者とし、文部科学大臣に上申する。

7. 学校安全に関する取組

大学の防犯防災体制及び附属学校園の緊急時における応援体制のさらなる整備等を図るとともに、附属学校園における安全管理の状況について、定期的な実態調査を実施し、点検・見直し、改善を継続して行っているところである。また、国内外の取組事例の調査・研究や各種講演会、シンポジウムなどの活動を通じて、安全な学校づくりに向けて全国に情報発信を続けている。

8. GPに関する取組

本学では以下のプログラムが採択され、それぞれの推進に取り組んでいる。

(1) 「大学院における採用前教育プログラムの開発」(H17～H18、教員養成GP)

●大阪府教育委員会が実施する「大学院進学者特別選考制度」を利用し、大学と教育委員会との連携と協働によって、新任教員に求められる実践的指導力を向上させるため、採用前に大学院進学を希望する学生を、教員予定学生として夜間大学院実践学校教育専攻に受け入れ、採用前教育を行うための教育プログラムを開発するプログラム。

(2) 「広域大学間連携による高度な教員研修の構築—『教育の今日的課題』解決に向けた新研修システムの実現—」(H17～H18、教員養成GP)(共同)

●東北、関東、関西地区の7大学が連携協力することにより、小中学校が直面している新たな課題を解決させるための高度な内容の現職教師向けの研修(連携講座)を実施するプログラム。

(3) 「知財教育のできる教員養成システムの構築—連携による知的創造サイクルと学校教育の結合—」(H17～H19、現代GP)

●学校現場で種々の教科において、知的財産教育を行うことができる教員(知的創造サイクル全体を視野に入れ、全体像を理解し教育できる人材)の養成をめざしたシステムを構築するプログラム。

(4) 「地域連携学校教育のできる教員養成—地域に愛着を持ち地域に根ざした子どもを育成できる教員養成プロジェクト—」(H18～H20、現代GP)

●地域に愛着を持ち、地域に根ざした子どもを育成することのできる人材養成をめざし、大学教員、学生及び地域住民の協働による地域連携学校教育プログラムを通じて、地域づくりリーダーとしての役割をも担い得る教員を養成するプログラム。

(5) 「学校組織の危機対応教育プログラムの開発—大学・学校・教育委員会の連携による学校リスクマネジメントシステム構築をめざした教員の養成・研修プログラムの開発—」(H19～H20、専門職大学院等教育推進プログラム)

●学校をとりまく様々な今日的課題に対応するため、教育行政等との連携のもと、学校組織のリスクマネジメントに関する教育プログラムを開発し、教員の養成・研修カリキュラムに導入するとともに、学校リスクマネジメントシステムの構築に関する実証的研究を行うプログラム。

(6) 「大学と学校・教育委員会の連携による教員免許所持者のための即戦力教育プログラム」(H19～H21、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム)

●教育職員一種免許状を取得し、教職への志を抱きつつも、その夢を叶えていない者のうち、学校現場に必要なとする社会経験を経た中堅教員世代(概ね30歳～40歳)を対象に、今の学校教員に求められる資質・能力の育成並びに事前に教職適性を自己判断する教育プログラムを、大学と教育委員会が連携して提供するプログラム。

(7) 海外先進研究実践支援プログラム(H16-2件、H19-2件 計5件)

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	学長のリーダーシップのもとで自律性の高い大学経営と学内運営を実現するため、理事の職務分担を明確にし、機能的で効率性の高い運営組織を整備する。教員運営を円滑に推進するため、教育研究評議会と教授会の機能と役割分担を明確にする。 大学の中長期の経営戦略に基づき、実績と評価を踏まえつつ戦略性をもって教職員、予算、施設等の学内資源の配置・配分を実施する。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【45】 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 戦略的な大学経営を実現するため、役員会のもとで中長期の経営戦略を立案する。役員会は、経営協議会及び教育研究評議会の意見を汲み取りながら、包括的で一貫性のある附属学校を含む大学経営の基本戦略を練り上げ、構成員に提示し理解を求める。役員会は、経営戦略に基づき機動的な大学経営及び附属学校経営を推進する。	【45-1】 経営戦略に基づき、機動的な大学経営及び附属学校経営に取り組む。	III	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16年9月に学長方針として示された「大阪教育大学が歩むべき今後の基本的方向」に基づき役員会で検討を重ね、「本学の基本的使命は、教育の未来を先導し、社会の期待に応える教員を育成することにある。」との本学経営の基本方針を定め、学部、大学院、カリキュラム、講座、教員配置、センターの見直しの方向性を定めた。予算見通し、教職員配置については、平成19年度の重点的な資源投入に向けての中期目標期間中の人件費、運営費及び翌年度積立金のシミュレーションを行い、平成17年11月全学説明会で説明した。	現行の4人の理事を室長とする8つの運営機構室の効率的運営を図るため、関連する運営機構室の統合を平成20年7月を目途に5室に再編し、機動的な大学経営及び附属学校経営に取り組む。 さらに、副学長制度の見直しを行う。		
				（平成19年度の実施状況） 役員協議会において、経営協議会、教育研究評議会での意見を踏まえ、経営戦略に基づく教育研究組織の見直し、人事施策、予算施策、運営方策及び年度計画の実施状況などについて役員間の調整を図りながら、4人の理事を室長とする「総務企画室」「人事管理室」「教育研究推進室」「国際交流・地域連携室」「評価・情報室」「施設整備管理室」「財務管理室」「附属学校室」の8つの運営機構室において、学長補			

			佐との連携のもと、機動的な大学経営及び附属学校経営に取り組んでいる。		
【46】 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 大学運営に当たって学長及び理事を補佐する学長補佐を置く。理事及び学長補佐の職務分担に応じて、理事及び学長補佐のもとに、教員及び事務職員で構成する立案・執行組織を編成し、大学運営に関わる全学的事項を機能的に処理する。学部・大学院に固有の教学関係事項を処理するため、部局（教員養成課程、教養学科、第二部）に教授会を置く。		III	（平成16～18年度の実施状況概略） 大学運営に当たって学長及び理事を補佐するため、実施委員会担当及び特定事項担当の学長補佐を設置した。 法人の円滑な運営を実施するため、理事及び学長補佐の職務分担に応じて教員及び事務職員で構成する運営機構室（8室）を設置し、大学運営に関わる全学的事項を機能的に処理することとした。 学部・大学院に固有の教学事項を処理するため、各部局に教授会を設置した。	運営機構室の再編整備を行い効率的な法人運営を図るとともに、副学長制度、センター等の見直しを行い大学運営の強化を図る。	
		III	（平成19年度の実施状況） 室会議開催の定例化、議題の計画的な設定、資料の事前配布などを行い、効果的な運営に努めた。 また、次年度に向けて効率的な運営を図るため、副学長制度の見直しや委員会の改廃に着手した。		
【47】 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 事務職員の職能性を高め、教員と事務職員で構成する委員会やプロジェクトを拡大する。教員と事務職員の合同研修会の機会を確保する。		III	（平成16～18年度の実施状況概略） 理事、教員及び事務職員で構成する運営機構室を中心に各種のマネージメントセミナー等に教員と事務職員が参加することにより、法人運営に必要な資質の向上を図っている。 また、入学試験実施委員会、学生支援実施委員会など全学的事項を機能的に処理する委員会や大学教育改革支援プログラム（GP）の企画運営に関わる委員会などを教員及び事務職員で構成し、一体的な組織運営を実施している。 新規採用者対象の教職員研修を実施するほか、大学教職員としての意識向上の一助として、教員と事務職員の合同セミナーを定期的実施している。平成16・17年度FDに関する研修会、平成18年度メンタルヘルスに関する研修会を実施した。	従来、実施してきた研修を基本とし、組織運営上より実効性の高いテーマ・内容となる実施計画を立案し、実施していく。	
			（平成19年度の実施状況） 教員と事務職員で構成する教育研究プロジェ		
	【47-1】 引き続き教員と事務職員の合同研修会				

	を実施する。		III	クトを設置し、キャリア教育における到達目標の基準案の作成と項目の体系化をめざして活動し、報告書を作成した。 新規に採用した教員、事務職員合同の教職員研修を5月に実施した。また、教職員の人権意識を高めるためのセクシュアル・ハラスメントに関する教職員セミナーを7月に実施した。 さらに、教員・事務職員一体となった学生支援の充実及び促進を図るため、9月に大学教員（学生関係委員会委員等）と事務系職員合同の合宿形式による学生生活研究セミナーを昨年度に引き続いて実施した。		
【48】 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 大学の経営戦略に基づいて、強化・充実すべき分野や組織、事業や企画に学内資源の配分を促進する。評価に基づく資源配分のルールを開発する。事務組織や施設・設備への資源配分は、大学の経営戦略に基づき配分する。			III	（平成16～18年度の実施状況概略） 強化・充実すべき事業や企画に対して学内資源の配分を促進するため、平成16年度予算編成時から予算単位部局に対し支出予算執行計画調書の提出を求め、当該調書に基づき役員によるヒアリングを実施した上で学内予算編成を行うこととした。このことにより、役員が現場からの要求（事業・企画）の意向を汲み取る仕組み（ボトムアップ方式）が形成され、戦略的重点経費として予算配分を行った。また、役員側からの事業・企画（トップダウン方式）に対する予算として学長裁量経費を設けた。平成17年度予算から学長裁量経費には種々の評価に基づくインセンティブ経費を設定し、また、よりインセンティブ性を高めるため評価項目の検討や教員に対する意見聴取等を行いながら、平成18年度において評価項目の改善を行った。戦略的予算配分枠（戦略的重点経費及び学長裁量経費）は、既定的経費を削減しつつ、年々増額予算を確保するよう努めた。	引き続き既定的経費の削減に努め、戦略的予算配分枠を確保し、強化・充実すべき事業や企画に対して学内資源の配分を促進するため、メリハリある予算とする。 他課との意見交換、教員等からの要望等を考慮しながら、評価に基づく経費配分の効果を検証した上で、評価に基づく資源配分のルールの改良を行う。	
	【48-1】 大学の経営戦略に基づき中期目標・中期計画達成のための戦略的な予算配分枠の拡大を図る。また、引き続き評価に基づく資源配分のルールの策定を進める。		III	（平成19年度の実施状況） 戦略的予算配分枠（戦略的重点経費及び学長裁量経費）を対前年度約67,400千円増額（特殊要因として必要となった100,000千円を除く）した。 平成18年度に実施したアンケート調査により、学長裁量経費の配分内訳の見直し（外部資金導入促進経費の評価の中に科学研究費補助金		

			の分担金も対象としたことを含め他2件）や新規配分項目（若手教員等研究促進経費の新設を含め他1件）を設け、昨年度に比して配分時期も約2ヶ月早めた。 このうち、「教員教育推進経費」や「教育研究プロジェクト経費」については、役員会メンバー全員による得点制審査を行い、その合計点により配分額の決定を行うといった新たなルールを策定し実施した。配分方法や配分基準については、学内グループウェア上に掲示し、学内周知を行った。 1月には年度内の支出・収入見込みを策定し、補正予算を組んだ上で、役員主導による経営戦略に基づく、設備充実を行った。		
【49】 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 学外からの理事には、学識とともに高い見識があり、広い視野から大学経営に貢献できる人材を登用する。経営協議会の学外委員には、学識経験者のみならず、広い分野に有識者を求め、高い見識と熱意をもって大学経営に関与し得る人材を登用する。	16年度に実施済みのため、19年度は計画なし。	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 財務担当理事として、民間企業経験者を財界人から役員として登用した。また、経営協議会の学外委員として私立大学の学長、法律事務所弁護士、民間会社代表取締役など各界から有識者・専門家を6名登用した。	平成20年度4月からの学長交代による新体制では、附属学校・地域連携担当理事として、元大阪府教育委員会教育監を登用し、地域連携の強化等を図る体制とする。また、経営協議会の学外委員として各界から前大阪府副知事、私立大学の学事顧問、国際文化協会理事長、法律事務所弁護士、新聞社編集委員、民間会社相談役など各界から有識者・専門家6名登用することとしている。	
			（平成19年度の実施状況）		
【50】 内部監査機能の充実にに関する具体的方策 監事と連携しつつ、国立大学法人の適切な業務の執行を図るため、内部監査体制を確立する。		III	（平成16～18年度の実施状況概略） 監事監査規程、会計内部監査規程、会計内部監査基準を制定するとともに、事務担当者を定め、監査体制を整備した。 業務監査に関しては、監事が役員会、経営協議会、教育研究評議会等に出席し、大学運営の状況を把握するとともに、役員、部局長及び事務局の部課長に対してヒアリングを行い、問題提起項目への対応状況等について監査を実施し、学長へ報告を行った。 会計監査については、規程に基づき定期に内部監査及び監事監査を実施し、学長へ監査結果	引き続き監査室と監事が監査の実施状況等について、情報交換等を行い両者の連携を図りつつ、内部監査を着実に実施し、業務改善につなげる。	

			を報告した。監査において発見された問題点を解消するため「附属学校園の預り金の事務処理の手引き」を作成した。部局においては、この手引きに沿って統一した預り金の管理が行われ改善が図られた。		
	【50-1】 監査室の事務体制を整備し、監事と連携しつつ内部監査体制の充実を図る。		Ⅲ (平成19年度の実施状況) 内部監査体制をより効率的に機能させるため、学長のもとに監査室を設置し、監査室において業務・会計の内部監査を実施し、活動状況を検討・評価し、学長への改善の助言等を行う体制の整備を図った。 また、監査室と監事が監査の実施状況等について、互いに情報交換等を行い両者の連携を図り、内部監査体制の充実を図った。		
【51】 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 国立大学の新たな連合組織に加盟し、他の国立大学との連携・協力に取り組む。また、近畿の教育系4大学間で継続的な連携・協力体制を維持・強化していく。			(平成16～18年度の実施状況概略) 新たに設置された「社団法人国立大学協会」に加盟し、教職員研修事業、損害保険事業等に参画し、総会や支部会議、各種委員会への出席や委員としての活動などを通じて他の国立大学との連携・協力に取り組んでいる。あわせて、教育系大学として、「日本教育大学協会」に加盟し、研究集会、各種委員会等における意見・情報交換及び教科等別研究部門等での活動を通じて他大学との連携協力を行っている。 また、近畿の教育系4大学間で継続的な連携・協力体制を図るため、eラーニング事業や授業の実施に向けた取組及び単位互換協定に基づく学部特別聴講学生の受入等を行っている。	平成19年度までの実施状況に準じて取り組んでいく。	
	【51-1】 引き続き「社団法人 国立大学協会」に加盟し、他の国立大学との連携・協力に取り組む。		Ⅲ (平成19年度の実施状況) 「社団法人国立大学協会」の教職員研修事業、総合損害保険事業に参画している。また、総会（3回）、臨時学長等懇談会（1回）、近畿地区支部会議（3回）及び入試委員会（3回）に参加し、他の国立大学と連携・協力を行った。		
	【51-2】 引き続き近畿の教育系4大学（大阪教育大学、京都教育大学、奈良教育大学、兵庫教育大学）間で継続的な連携、協力	Ⅲ	Ⅲ (平成19年度の実施状況) eラーニング専門部会が10月29日、1月28日に開催され、各大学のeラーニング授業への取組状況の報告及び課題・問題点について意見交		

	体制の維持・強化に努める。		換を行い、単位互換に関わる e ラーニング授業開設に向けた課題・問題の整理及び共通認識の確認を行った。		
	【51-3】 引き続き「日本教育大学協会」に加盟し、他の教員養成系国立大学・学部との連携・協力に取り組む。	III	(平成19年度の実施状況) 平成18・19年度の近畿地区会の地区会長校として、5月31日に日本教育大学協会近畿地区会評議員会を開催し、「教職実践演習」導入への各大学の対応状況等に関して意見交換を行った。 また、平成20年3月18日に本学当番で近畿地区会理事会・評議員会を開催した。 その他、学長・学部長等連絡協議会、研究集会、教員免許更新制意見交換会等に参加し、他大学との連携・協力を図った。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	教員養成系大学として大学の一層の個性化を図り、教育研究の特色を高める観点から、教育研究組織の見直しを図る。見直しに当たっては、現状分析と社会における評価を踏まえ、大学の基本的な理念・目標を最も効果的に達成できる組織の在り方を追求する。組織の見直しによって、限りある人的資源を最大限に活しながら、社会の変化や新しい時代のニーズに積極的に応えていくことを目指す。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【52】 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 教育研究についての現状分析や自己点検・評価の結果をもとに、大学の目標・計画の立案組織において、学術動向や社会的要請を考慮しながら見直し素案をまとめる。これをもとに、役員会が経営戦略に基づく学内資源の配分や重点強化の視点を加味しながら見直し案を作成する。これを、教育研究評議会と経営協議会で審議のうえ、役員会で決定し実施に移していく。		III		（平成16～18年度の実施状況概略） 教員養成の規模抑制解除、実践力重視の教員養成への質的転換の必要性、教員養成機能の強化などの現状分析に基づき、役員会において「教育研究組織の見直しの基本的方向と進め方」を作成した。大学院、センターの見直しについて教育研究評議会及び経営協議会における審議を経て、役員会で決定し、大学院は平成19年4月から、センターについては平成18年4月に附属教育実践総合センターと生涯学習教育研究センターを発展的に統合し、教職教育研究開発センターに改組し、平成19年4月に科学機器共同利用センターを科学教育センターに改組した。	学部見直しの実施計画案を策定し、平成22年度の学部改組を目指す。 また、留学生センターを発展させ、国際センターに改組し、留学生交流の推進及び国際的教育研究活動の充実を目指す。		
				（平成19年度の実施状況） 教育研究組織の見直しについては、役員と部局長で構成する部局長協議会で「学部見直しの基本計画（案）」を策定し、教育研究評議会での審議のうえ役員会決定した。また、各部局に対して実施計画案作成に向けての意見調整並びに課題等の検討を指示した。今後、意見を踏まえ、部局長協議会で実施計画案を策定することとしている。			

【53】 教育研究組織の見直しの方向性 学校教育の今日的な課題に対応した専門性の高い教員養成教育と新しい時代の特色ある教養教育をより効果的に推進する視点から、学部教育組織の見直しを進める。大学院が果たすべき人材育成、現職教育、社会人教育の機能を充実・強化する視点から、大学院の組織の見直しを進める。教育研究活動の活性化を図り社会の変化や時代のニーズに機動的に対応していくため、柔軟で流動性の高い教員組織に再編成する。教育系大学としての大学機能の多角化、社会貢献機能の充実、大学の個性化等の視点から、教育研究施設(センター等)の見直しを進める。	III	(平成16～18年度の実施状況概略) 学部組織の見直しについては、豊かな人間力と教科指導力を重視した教員養成を推進すること、教養学科にあっては、幅広い教養を基軸に開放制の教員養成を推進することなどを盛り込んだ「教育研究組織(学部・講座・センター)見直しの基本的な考え方」及び「学部・講座・センターのリフォームプラン(学長提示案)」を部局長に提示し、検討を行っている。 大学院については、部局長協議会における検討内容を踏まえ、教育系専攻の見直しでは、教職者としての高度な力量形成を目指した大学院教育を目指すこと、6年一貫の教員養成、現職教員の再教育、一般大卒者(教員免許状未取得者)の教職への道、の3つの目的に対応したカリキュラムや履修方法を整備すること、教養系専攻の見直しでは、新たな社会的ニーズに応える高度職業人育成の観点から専攻等の見直しを進めること、一般大卒者(教員免許状未取得者)の教職への道に対応したカリキュラムや履修方法を整備すること、などを盛り込んだ「教育研究組織の見直しについて」を策定し、教育研究評議会及び経営協議会における審議を経て、大学院の見直しを役員会で決定した。 センターについては、地域の学校や教育委員会との緊密な連携協力の下に、今後の学校教育が抱える課題についての調査・研究・指導・助言、教員養成及び現職教育のプログラム開発による教師教育のイノベーション、学校教員の職能開発のための各種事業の企画・実施を一体的に担い得る教職教育の総合的な研究開発センターとして、附属教育実践総合センターと生涯学習教育研究センターを発展的に統合して教職教育研究開発センターを設置するとともに、科学機器共同利用センターを理科教育の充実と地域貢献の充実を目的とした科学教育センターに改組した。	社会の求める人材についての現状分析を行いつつ、学部については、今日的な課題に対処できる専門性の高い教員養成教育と新しい時代が求める特色ある教養教育を推進する視点から、大学院については、現職教員と社会人に対する教育の機能を充実・強化する視点から、教育研究上の基本組織の見直しの検討をさらに進め、実施に移していく。 また、大学教育のグローバル化の推進を図るため留学生センターを発展させ、国際センターに改組し、留学生交流の推進及び国際的教育研究活動の充実を目指す。
【53-1】 社会の求める人材についての現状分析を行いつつ、学部については、今日的な		(平成19年度の実施状況) 年度計画【52-1】の『計画の進捗状況』参照	

	課題に対処できる専門性の高い教員養成教育と新しい時代が求める特色ある教養教育を推進する視点から、大学院については、現職教員と社会人に対する教育の機能を充実・強化する視点から、教育研究上の基本組織の見直しの検討をさらに進め、実施に移していく。	III				
	ウェイト小計					

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化
③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	法人としての教職員人事の自立性と非公務員型の人事制度を活かし、適切な職種を設定し適材の確保を図る。また、変動する大学の教育、研究、社会貢献ニーズに機動的に対応できる資質の高い多様な人材の確保を図る。人事の停滞や組織の硬直化を避けるため人事の流動性を確保する諸方策を導入するとともに、評価に基づく人事の活性化システムを導入する。 また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【54】 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動等の評価のため、活動状況を把握・分析するためのファイリングシステムを整備する。事務系職員については自己点検・評価のシステムを整備する。評価結果は、適切な方法で給与等に反映させる。	【54-1】 評価の試行を踏まえ、さらに評価方法等の整備を進めるとともに、評価結果の給与等への反映方法の整備をさらに進める。	III	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 事務系職員の個人評価については、自己点検・評価（目標達成度評価）を試行実施している。附属学校教員については、目標管理制度による個人評価を試行実施している。 大学教員については、平成18年度の諸活動を対象にファイリングシステム（教員データベース）を基礎とした個人評価を試行実施している。 給与等への反映については、平成18年度に時期、範囲、方法等について検討し、人事課において素案を作成した。この素案を基に整備を進めることとした。	平成20年度において、これまでの大学教員、附属教員、事務職員の試行実施における個人評価システムの問題点を把握し、修正等を加え再試行を実施する。さらに、評価基準の策定、評価者の研修、委員会整備や評価結果の給与等への反映など、本格実施に向けて体制等を整備する。		
				（平成19年度の実施状況） 大学教員、附属教員、事務職員の試行実施に伴う、問題点等を検討し、各評価方法、評価点の算出基準等の見直しを行い、平成20年度再試行することとした。 さらに、大学教員の個人評価の基礎データとして活用するファイリングシステム（教員データベース）のデータの正確性等を図るため、システムの見直しを行った。 また、給与等への反映方法については、範囲、			

			方法等について人事管理室において検討した。引き続き平成20年度検討を行い、給与への反映方策を策定する。		
【55】 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 教員の職務について、教育、研究、管理運営、社会貢献等のうちから特定の活動に重点化するなど、職務分担や職務内容の明確化を図る。事務系専門職員の教育活動への参加や教員の事務的職務への参加を図る。産学官連携や地域貢献を拡大するため、兼職・兼業の範囲を拡大する。学校、教育委員会、官公庁、民間企業、海外研究機関等から、質の高い教員の採用を拡大する。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 各種センターの整備・拡充を図り、教育・研究のほか、社会貢献に関する業務を規定上、明確に位置づけた。特に、教職教育研究開発センターの地域連携部門に、教育実践分野を中心に学内外から専任教員を登用し、実践教育の推進並びに地域連携強化のため重点化を図っている。 管理運営面では、学長のリーダーシップによる強固な運営体制を構築するため、理事を室長とする運営機構室を設置し、教員である学長補佐、一般教員及び事務職員で一体的に運営する体制を整備した。 図書館職員に通常業務の一環として、図書館関係の学部授業を非常勤講師として担当させ、さらに、教職員に救命講習の普及員資格を取得させ、教員免許取得希望学生を対象とする講習会の指導に当たらせるなど、事務系職員の教育活動への参加を促進した。 兼職・兼業の範囲の拡大方策として、兼職・兼業許可手続の簡素化を図った。 学校、教育委員会、官公庁、民間企業、海外研究機関等からの質の高い教員を確保するため、教員公募に当たっては、インターネットや学外の人材斡旋機関を活用し、国内のみならず海外からも広く人材を登用することとした。	教職教育研究開発センターに配置する教育実践分野の教員をさらに充実すべく、平成21年度教員配置計画に盛り込むとともに、補充ポストを活用した教員の再配置に取り組む。	
	【55-1】 平成20年度教員配置計画に基づいて、補充ポストを活用した教員の再配置に取り組むとともに、新たな教員組織制度の取組みの中で教員の職務分担や職務内容の明確化を図る。	III	(平成19年度の実施状況) 平成16年に定めた教員人事の基本方針に基づき、平成20年度教員配置計画に沿って、健康科学（健康科学講座）、学校安全・危機管理（学校危機メンタルサポートセンター）のほか、幼児教育（学校教育講座）、臨床心理（実践学校教育講座）、生活科（教職教育研究開発センター）の各分野に1名、教育実践分野（教職教育研究開発センター）に2名の教員配置を行った。 教育実践分野については、「大阪府教育委員会との人事交流に関する覚書」を締結し、これ		

			により採用する教員を学長裁量による教職教育研究開発センターの教授又は准教授として3年間（再任1回）の任期付教員とすることを「国立大学法人大阪教育大学における教員の任期に関する規程」に加え、平成20年4月1日付けで2名採用した。 また、新たな教員組織制度の中で、従来の助手の活動状況を踏まえ、自立した教育能力を有する者を助教として処遇することにより、助手の職務を明確にするとともに、大学の教育研究指導体制の整備を図った。		
【56】 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 本学の教員として適格性の高い多様な人材を確保するため、採用は公募を基本とし、公募に当たっては教育委員会や学校現場をはじめ、広く海外にも人材を求める。教員組織の硬直化を避けるため、任期制の導入を含め、職階別ポストの全学的運用の検討に取り組む。人事の流動性を確保するため早期退職制度を整備する。			（平成16～18年度の実施状況概略） 公募制の導入に関しては、全国国公立大学等へ公募要領を郵送するとともに、研究者人材データベースJREC-IN（インターネット）及び本学Webページにも掲載することにより、国内外から広く人材を求める仕組みを構築した。 法人化以後、流動定員枠を学長の下に留保し、平成18年度からは職階別定員の概念を廃し、実員配置とすることにより、学長のリーダーシップによる弾力的な教員配置を可能とするシステム体制を整備した。	19年度までに実施済のため、実施予定なし。	
	【56-1】 「大学教員の任期制の導入について」の方針に基づき、規程等を整備しその実現を図る。	IV	（平成19年度の実施状況） 大学教員の流動化を促進するため、「国立大学法人大阪教育大学における教員の任期に関する規程」を制定し、平成19年7月1日以降に採用する助教を5年間（再任1回）の任期付教員とする制度を整備した。 加えて、教育実践分野を強化するため、「大阪府教育委員会との人事交流に関する覚書」を締結し、あわせて、「国立大学法人大阪教育大学における教員の任期に関する規程」を改正し、具体的な選考手続を進め、平成20年4月に3年任期（再任1回）の教員を採用することを決定した。 また、現在の早期退職制度の他、新たな枠組みの早期退職制度を来年度から導入することを決定し、規程の整備を行った。		
【57】			（平成16～18年度の実施状況概略）	引き続き女性の採用や管理	

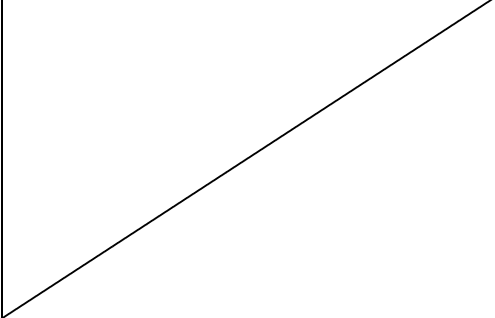
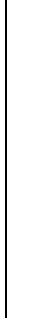
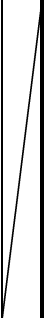
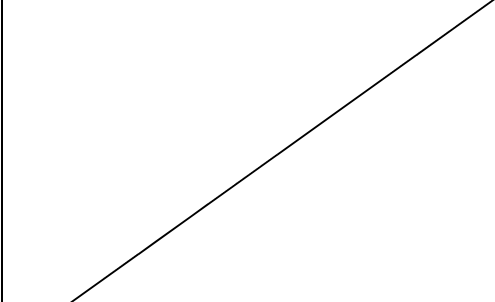
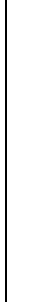
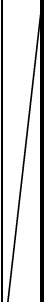
外国人・女性・障害者等の教員採用の促進に関する具体的方策 外国籍の教員の採用を拡大する。インターネットや国際学会誌等を活用して教員の公募情報を海外にも発信する。また、公募期間を十分に確保し、海外での採用候補者へのインタビューなども可能な体制を整える。女性教員の採用を促進し、その比率をさらに高めるとともに、管理職への登用を促進する。障害者の採用を促進し、職場環境のバリアフリー化を進める。		III	公募に当たって、インターネット等を活用した公募、公募期間は原則として3ヶ月程度確保、女性及び障害者の積極採用を留意事項とした「公募要綱作成上の留意事項」を策定し、教員の意識啓発を図るとともに、当該留意事項に沿って選考手続を行っている。 また、バリアフリー化については次の整備を行った。 ・屋外階段中央部の手すり設置 ・足元用夜間照明の設置 ・歩道の整備 ・建物内部階段の手すり設置 ・屋外広場の不陸修正・段差解消 ・スロープの整備 ・暗所の照明設備等の改善 ・身障者用エレベーターの設置（体育・スポーツ棟）	職への登用の促進を図る。	
	【57-1】 引き続き女性の採用や管理職への登用の促進を図る。	III	（平成19年度の実施状況） 平成19年4月1日以降の採用者50名（大学教員7名、附属学校教員43名）のうち、女性教員（大学教員2名、附属学校教員21名）の割合は46.0%であり、平成19年度末における女性教員の比率は、27.3%（大学教員285名中女性教員56名、附属学校教員246名中89名）となっている。 また、管理職への女性登用状況は、学長補佐3名、附属学校長1名、教頭2名である。 因みに、平成16年度は、女性教員の比率は25.5%（大学教員309名中59名、附属教員247名中83名）である。 特に、大学教員に関しては、個別人事案件ごとに構成する教員選考委員会に対し「教員人事の基本方針」及び「公募要領作成上の留意事項」を周知し、これに沿った公募並びに選考を行うことにより、外国人・女性・障害者等の教員採用の促進への配慮を求めている。		
	【57-2】 引き続き障害者の雇用計画に基づき雇用する。	III	（平成19年度の実施状況） 大学教員については、上記により対応している。 事務局においては、障害者の雇用計画に基づき、昨年度に採用した2名に加え、本学附属養		

			護学校卒業生1名を採用した。 また、バリアフリー化については、平成19年度に点字ブロックを整備した。		
【58】 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 国立大学の連合組織や地区単位の大学間の連携のもと、共通採用試験によって事務職員を採用するとともに、大学間の人事交流システムを整備する。専門性の高い事務職員については、本学独自の採用も行う。採用後の事務職員の養成・研修・訓練等には、職務の専門性に対応した研修プログラムを準備し、職能集団として機能できるよう学内外や国内外での研修機会を確保する。			(平成16～18年度の実施状況概略) 事務職員の採用については、近畿地区国立大学法人等職員統一採用試験により採用を行った。また、他機関との人事交流を実施した。 研修については、英会話研修や海外研修といった、特に語学に重点を置いた研修を実施した。また、外部機関が実施している階層別研修等に積極的に参加した。	引き続き高い専門性を必要とする職員については、選考採用を実施する。 また、従来行ってきた研修を基本に、階層別研修の充実や研修効果の検証方法を検討しつつ、具体的な実施計画を策定し、実施する。	
	【58-1】 引き続き高い専門性を必要とする職員については、選考採用を実施する。	III III (平成19年度の実施状況) 平成18年度決定したカウンセラーの新規配置計画により、選考採用の結果、1名を配置した。 また、キャリアサポートデスク・アドバイザーの任期満了に伴う後任人事についても、学長のリーダーシップによる選考を行い、配置を行った。			
	【58-2】 引き続き研修費用を確保し、職務の専門性に応じた研修を実施する。	III (平成19年度の実施状況) 年度当初に研修費用を確保し、従来実施している海外交流協定校へ事務職員を派遣する海外研修、学内語学研修、階層別研修（人事院、国立大学協会主催）、ICT関連研修（学内講師、外部機関講師）などを実施した。さらに、多様化・高度化する事務局職務を円滑かつ戦略的に実行するスキルと自己啓発能力向上のため、在職年数の比較的短い係長を対象とした研修を相当規模の民間会社や国立・私立の大学での研修実績を持つ外部機関との連携により実施した。			
【59】 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 教員については「教員人事の基本方針」及び「教員配置の年次計画」を、事務職員については「事務職員配置の年次計画」		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 中期計画中の効率化係数による運営交付金の削減の見通しとともに、総人件費改革の計画を踏まえ、「教員人事の基本方針」及び第一期中期目標期間の教職員配置計画に基づき、各年度の配置計画を定め、実行した。事務職員についても、配置計画を策定し、順次職員の削減を行い、計画していた事務職員の削減を達成した。	中期計画中の効率化係数による運営交付金の削減の見通しとともに、総人件費改革の計画を踏まえ、「教員人事の基本方針」に基づき平成21年度の教員配置計画を策定し、これに基づく教員の配置を行う。	

を策定し、これに基づき中長期の教職員の人事管理を行う。教職員の配置に必要な中長期の予算計画は、人件費総額の適切な管理の観点から経営協議会で審議し役員会で決定する。	【59-1】 平成20年度の教職員配置計画を策定するとともに、中長期の予算計画（人件費）に対応した人員配置計画を進める。	III	（平成19年度の実施状況） 中期計画中の効率化係数による運営交付金の削減の見通しとともに、総人件費改革の計画を踏まえ、第一期中期目標期間の教職員配置計画に基づき、より具体的な平成20年度の教員配置計画を策定した。さらに、学校教育法に基づき、附属学校園に主幹教諭を配置することとした。		
【60】 人件費の抑制に関する具体的方策 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。		III	（平成16～18年度の実施状況概略） 中期計画期間中の人件費をシミュレーションし、平成18年4月からの給与の減額改定のほか、大学教員の定年退職者及び途中退職者の後任不補充による削減、事務職員の計画的な削減、業務の効率化による超過勤務の縮減などを推進し、人件費削減に取り組んだ。	平成21年度に概ね4%の人件費の削減率達成のため、引き続き中期計画期間中の人件費のシミュレーションを行い、人件費管理に取り組む。	
	【60-1】 引き続き中期計画期間中の人件費のシミュレーションを行い、平成18年度から平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図るため、約1%程度の人件費削減に取り組む。		III		（平成19年度の実施状況） 中期計画期間中の人件費をシミュレーションし、大学教員の定年退職者及び途中退職者の後任不補充による削減、事務職員の計画的な削減、業務の効率化による超過勤務の縮減などを引き続き推進し、人件費削減に取り組んだ。
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化
④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	事務組織の業務分担を見直し業務の簡素化と効率化を図るとともに、企画機能及び学生サービス機能を充実する方向で再編成を進める。組織は職能性の高いスリムな編成とし、大学の経営戦略を効果的・効率的に担える組織編成に切り替えていく。事務の電子化を徹底し、費用対効果を勘案して定型業務等の外部委託を進める。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【61】 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 職能性の高いスリムでフラットな事務組織に再編する。役員の職務分担に連動することを基本とし、学長による一元的な統轄のもと、業務の遂行に当たっては個々の役員を責任者とする分散型の指示・責任系統を構築する。		III		（平成16～18年度の実施状況概略） 役員会決定した「平成17年度事務組織改革の基本的考え方」、①企画機能を強化し、学生サービスを充実する、②財務事務と人事事務の一体化、③事務組織のスリム化のため3部体制から2部体制への移行等の基本方針に基づき、各運営機構室と事務局長を中心とする事務組織との調和を図り、かつ職能性の高い事務組織への再編を行い、平成17年4月1日から実施した。	運営機構室等の再編及び免許更新制等の新たな業務等に対応した事務組織の再編計画を策定する。		
				（平成19年度の実施状況）			
【62】 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 近隣の大学間で、職員の採用や研修に関わる業務や特定の事務的業務の共同化について検討を進め、可能なものから実施に移していく。		III		（平成16～18年度の実施状況概略） 近畿地区事務系職員等人事関係連絡調整委員会が設置され、①事務系職員等採用試験に関すること、②部課長等幹部職員の人事交流・登用に関すること、③事務系職員等の研修に関すること、④その他近畿地区の各国立大学における事務系職員等の人事に関することの内、連絡調整を行うことが適切な事項について検討を行い、事務系職員統一採用試験、人事交流、研修	16年度に実施済のため、実施予定なし。		

				について実施した。		
	16年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし。			(平成19年度の実施状況)		
【63】 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 キャンパスの警備や植栽維持、施設の清掃等に関わる業務の外部委託を継続するほか、費用対効果を勘案して定型業務等について外部委託を進める。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) キャンパスの警備や植栽維持、施設の清掃や保全、維持管理業務についてキャンパスの安全管理など専門的な観点から業務委託会社によるプレゼンテーションを実施し、清掃業務については、最適仕様書の作成を外部に委託した。また、警備及び清掃の業務委託契約を単年度契約から複数年度契約に変更し、安定した業務が行えるよう外部委託を実施した。 さらに、運転手の退職に伴いキャンパス間の連絡便に宅配便方式を導入し、柏原キャンパスの除草作業や池清掃作業には、シルバー人材センターを活用した。	キャンパスの安全管理など専門的な観点から業務委託会社によるプレゼンテーション等を実施するとともに、効果的な外部委託について検討し、定型業務等の外部委託を進める。		
			III			(平成19年度の実施状況) キャンパスの安全管理など専門的な観点から業務委託会社によるプレゼンテーションを実施し、効果的な外部委託について検討し、警備(立哨)業務契約など外部委託を見直した。
	【63-1】 安全管理などの業務内容を見直し、効果的な外部委託について検討し、促進を図る。					
				ウェイト小計 ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

⋮

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項**○人事における特色ある取組****【平成16～18事業年度】**

- (1) 教員人事にあっては、優秀な人材確保のための全体的な考え方や選考の観点等を示した教員人事の基本方針に基づき、中期目標期間中の総人件費の推移を勘案しつつ、翌年度の講座別配置教員数を前年度当初に示すとともに、学長裁量枠（流動定員枠）を確保し、学長のリーダーシップによる人材確保の仕組みを構築した。
- (2) 特に、平成18年度からは、「定員管理」から「実員管理」へ移行し、退職後の教員配置枠全てを学長のもとで一括管理し、人件費1%削減等への対応を図るとともに、経営戦略に基づいた教員再配置を推進することとした。
- (3) 教員選考は、学長の下に置く教員選考委員会が公募（国内外）により3人の候補者を選考し、学長が最終選考を行うこととし、学長のリーダーシップのもとに必要な人材の確保と透明性の高い教員選考システムを構築した。
- (4) 事務職員にあっては、近畿地区国立大学法人の連携協力体制のもとでの競争試験による採用と、高度な資質能力を有する人材確保のため、選考による採用の2つの方法を制度化した。

【平成19事業年度】

- (1) 教員人事において、大学教員の流動化を促進するため、「国立大学法人大阪教育大学教員の任期に関する規程」を制定し、平成19年7月1日以降採用する助教を5年間（再任1回）の任期付教員とする制度を整備した。さらに、教育実践経験がある人材確保のため「大阪府教育委員会との人事交流に関する覚書」を締結し、教職教育研究開発センターの教授又は准教授として3年間（再任1回）の任期付教員を採用することとした。

○財政における特色ある取組**【平成16～18事業年度】**

- (1) 大学の経営戦略実現のため、重点配分経費並びに学長のリーダーシップによる事業運営のための学長裁量経費を確保し、効果的運用並びに評価に基づく公正な資源配分システムを構築し、財政運営の健全化を推進している。
- (2) 大学を教育研究活動の特性に応じて3つに部局化し、それら3部局と各内部組織をセグメントとして、部局及び内部組織の長を予算責任者とするにより、法人内の部局間における競争的環境並びに予算の効率的かつ適正な執行責任体制を確保している。
- (3) 予算配分にあつては、経営協議会で了承された予算編成方針に基づき、部局長

に対する役員ヒアリングを行うとともに、部局から提出させる予算執行計画書の各予算単位の決算見込みを確認・分析し、配分決定している。

2. 共通事項に係る取組状況**○戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。****【平成16～18事業年度】**

- (1) 学長のリーダーシップによる法人運営を機能的かつ効率的に行うため、理事（4人）を室長とする8つの運営機構室「総務企画室」「人事管理室」「教育研究推進室」「国際交流・地域連携室」「評価・情報室」「施設整備管理室」「財務管理室」「附属学校室」を設置し、入学試験、カリキュラム、予算編成、授業評価システムなどの基本方針の策定及び4年間積み上げ方式の体系的な教育実習の実施、国際交流協定の締結などの事業等を企画し、事項に応じて教育研究評議会、経営協議会での審議を経て役員会で意志決定を行っている。
- (2) 学長のもとに、入学試験、教育実践、学生支援、就職支援の各実施委員会担当学長補佐（4人）と教務、学校安全、知的財産・G P、評価・情報、施設マネジメントの各特定事項担当学長補佐（5人）の合計9人の学長補佐を置き、大学運営を機能的に処理する執行体制を構築した。
- (3) 部局と一体的な管理運営を推進するため、部局長連絡会議を設置するとともに、教学に関する重要事項を審議するため、部局長協議会を設置した。

【平成19事業年度】

- (1) 部局長協議会（平成18年11月設置）において、「学部見直しの基本計画」（教育研究評議会原案）の策定を行い、現在平成22年度移行を目途とする実施計画（案）について鋭意検討を進めている。

○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。**【平成16～18事業年度】**

- (1) 全学的視点から強化・充実すべき事業や企画に対して重点的に配分する経費として戦略的重点経費（特別運営経費、営繕経費、年度計画経費）、学長のリーダーシップを発揮するための学長裁量経費（教員教育推進経費、外部資金導入促進経費、教育研究プロジェクト経費、公開講座等促進経費、学校安全対策経費、裁量経費）を措置し、年々増額予算とするよう努めている。
- (2) 業務運営上必要な経費の合理化及び効率化に努めることを全学に周知徹底するため、その旨を予算編成方針に明記するとともに管理的経費の削減を図った。
- (3) 平成17年度に予算配分方法の抜本的な見直しを行い、教員研究費の配分単価

を統一した。なお、次年度以降も厳しい財政状況の中ではあるが、各教員の教育研究活動を支える基盤の経費であることから配分単価を維持している。

【平成19事業年度】

(1) 管理的経費の計画的かつ効果的な予算執行を目指し、平成20年度及び平成21年度における経費削減目標額を各部局に明示した。

○法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

【平成16～18事業年度】

(1) 定期的に予算単位毎の予算執行状況の把握に努め、その執行状況等をもとに適切かつ効果的な予算とするため、平成17年度から補正予算の編成を行い、学長裁量経費の増額を図り、講義室の机・椅子、空調・照明機器の更新等を行った。

【平成19事業年度】

(1) 補正予算の編成を行い、講義室の机・椅子等の更新のほか、設備マスタープランに基づく、研究設備の更新等を行った。

○業務運営の効率化を図っているか。

【平成16～18事業年度】

(1) 学長のリーダーシップによる法人全体の運営を支える組織として、事務局を置き、運営機構室に対応する事務組織の責任単位を課として編成し、総務・企画担当理事を事務局長が兼ねることにより、機動性・戦略性の高い一体的な教育研究支援機能を実現した。

(2) 平成17年度に事務組織のスリム化及び戦略的かつ機動的な教育研究支援体制の強化を図るため、総務、財務、学生の3部体制から管理部、学務部の2部体制への移行、法人運営の効率化及び企画機能の充実を図るため総務課及び企画課を事務局長直轄とするなどの事務組織の再編・合理化を実施した。

(3) 人件費削減のため削減計画に基づき実行するとともに、事務処理の見直し、派遣職員の活用及び清掃業務の効率化、給食、警備業務の外部委託を推進することにより、事務等の全般的な効率化・合理化を図った。

(4) 学内連絡便の宅配便方式による外部委託などを実施したほか、教職員共通のグループウェアの導入を行い、ペーパーレス化による事務コスト削減を行った。

(5) 業務の効率的執行のため、警備業務委託契約の複数年契約化、清掃契約における最適仕様書作成の外部委託を実施した。

【平成19事業年度】

(1) 平成18年度に引き続き、業務改善ワーキンググループにより各課の事務の見直しを行っている。

○収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

【平成16～18事業年度】、【平成19事業年度】

(1) 学部学生の収容定員(3,910名)、大学院学生の収容定員(442名)で、平成16年度から平成19年度の充足率は、学部(112.9%～114.1%)、大学院(105.0%～113.6%)の範囲内であり、適切な環境での教育活動を行っている。

○外部有識者の積極的活用を行っているか。

【平成16～18事業年度】

(1) 学外から財務担当理事1名と経営協議会委員として、財界関係者1名、教育関係者3名、その他学識経験者2名の計6名を登用したほか、学生の教員就職支援の充実を図るため、平成17年4月に設置したキャリアサポートデスクに元(教育委員会)教育長をキャリアアドバイザーとして選考により登用した。

(2) 経営協議会学外委員から「学生自身も運営費の支出状況を把握し、コスト意識を持つ必要がある。」との指摘を受け、光熱水費の節減啓発ポスターに年間経費や節減目標額を明示し経費節減の啓発を行った。また「本学の特徴を活かすため、決算額において他の教育大学との経費内訳について違いを分析する必要がある。」との意見を受け、他大学の運営費交付金や外部資金等の収入割合、人件費、教育費・研究費等の分析を行い、経営協議会・役員会への報告及び資料を学内に公表し、全教職員に対し本学の財政状況の周知・共有を図った。

【平成19事業年度】

(1) 経営協議会学外委員から「メリハリのある予算配分に切り替えることが重要である。」との意見を受け、既定的な運営費を削減する一方、戦略的重点経費のうち特別運営経費及び年度計画経費並びに学長裁量経費を増額したほか、新たに若手教員に対する研究助成のための経費や新任大学教員の教育研究活動スタートアップ経費等を措置し、メリハリのある予算配分とした。

(2) 「科学教育センターが、科学教育の基礎はどうあるべきかという大きな研究成果を挙げることを希望する。また、学内の教員だけでなく、退職した教員にボランティアとして協力してもらえれば、経費的にも非常に有効的である。」との意見を受け、学長裁量経費から「科学教育センター及びモデル理科実験室設置対策経費」として、23,000千円強の予算を措置し、科学教育センター室やモデル理科実験室の整備を行った。また、理科実験を中心とした授業において、小学校教員退職者2名をティーチング・アシスタント(TA)として採用した。

(3) 「日本はもっと国際人を育てなければならない。教員養成大学の国際化がどうあるべきかを研究課題として考えていただきたい。」との意見を受け、学生の教育に国際的な通用性を持たせるために、海外との交流に加え、単位互換の拡充やダブル・ディグリー取得制度の構築により、学生の国際的な対応力を強化することを目的した「国際連携総合推進プロジェクト」事業を企画立案し、概算要求することとした。

○監査機能の充実が図られているか。

【平成16～18事業年度】

- (1) 監事監査規程及び会計内部監査規程を制定し、事務担当者を定めるとともに、監事監査及び会計内部監査を円滑に行うための体制を整備した。
- (2) 業務監査については、監事が役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部局長連絡会議等に出席し、大学運営の状況把握を行うとともに、運営機構室の各理事、部局長、部課長及び教員へのヒアリングを行い、中期計画・年度計画の進捗状況等について業務監査を実施した。また、監事からの「提言制度の仕組み作りが必要」との意見を受け、若手教職員をメンバーとする「夢プロジェクト」を設置し、教職員、学生等から大学に対する提言・提案（夢）を募集し、集約した報告書をもとにその実現に向け取り組んでいる。
- (3) 会計監査については、監事監査・会計監査人監査・内部監査の三様監査を定期的に実施し、改善事項等に対して逐次フォローアップを行い、業務の見直し等の運営改善に努めた。特に、全附属学校園の預り金に関しては監事と会計監査人による合同監査が実施され、その監査結果を踏まえて全附属学校園共通の取扱マニュアル「附属学校園の預り金の事務処理の手引き」を作成した。また、適正かつ効率的な会計内部監査を実施するため「会計内部監査基準」を作成した。

【平成19事業年度】

- (1) 内部監査体制をより効率的に機能させるため、学長のもとに監査室を設置し、独立性を担保した。また、業務担当監事と会計担当監事の意見交換の場を機会を捉えて実施する等、業務監査と会計監査の連携強化を図った。
- (2) 「国立大学法人大阪教育大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の策定及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程整備を図り、全学に周知徹底するとともに検収体制を整備した。

○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等が行われているか。

【平成16～18事業年度】

(1) センターの見直し【平成18年度】

教育実践総合センターと生涯学習教育研究センターとの統合再編を行い、教職教育研究開発センターに改組し、人権教育部門、教育臨床部門、教育実習部門、地域連携部門、生涯学習支援部門の5つの部門を整備した。

【平成19事業年度】

(1) センターの見直し

① 科学技術教育の改善・充実のための調査・研究・助言・指導・教材活用のほか、教育・研修プログラムの開発・実施を通じて地域の教育現場の人材育成と科学技術教育の向上と活性化を図るため、科学教育センターを5年間の時限センターとして整備した。

② 教職教育研究開発センター（教育実践分野）に、「大阪府教育委員会との人事

交流に関する覚書」を締結を行い、学長裁量により教授又は准教授として3年間（再任1回）の任期付教員とすることを「国立大学法人大阪教育大学における教員の任期に関する規程」に加え、平成20年4月1日付け採用を行った。

(2) 大学院の見直しについて

① 教育系13専攻では、障害児教育専攻の特別支援教育専攻への名称変更、入学定員の改訂、専修の全面的廃止とコース制への移行及び新たに「教育実践に関する科目」群を設け、実践的な教育への質的変換を行った。

② 実践学校教育専攻【夜間】に「教職ファシリテータ・コース」「授業実践者コース」「スクールリーダー・コース」の3コースを設置し、教育現場に求められる人材育成のための実践的な教育を実施している。

③ 教養系4専攻では、入学定員の改訂（2専攻）、教育研究分野の廃止とコース制への移行を図った。

○法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

【平成16～18事業年度】

(1) 学長裁量経費に教育研究プロジェクト経費を設け、学内公募による措置や科学研究費、共同研究等の獲得実績に基づいた外部資金獲得経費等の研究費の措置を行うなど研究の推進を図っている。また、配分結果については学内に公表し、意識の高揚を図っている。

(2) 学校危機メンタルサポートセンターにおける学校安全に関する研究等の推進のため、概算要求を行い、予算を獲得するほかG P獲得を推進するため、担当学長補佐を配置の上、プロジェクトを設置し、G P獲得に組織的に取り組んだ結果、海外G Pを含む7件のプログラムが採択され、推進に取り組んでいる。

【平成19事業年度】

(1) 若手教員や海外調査に対する研究助成のための経費、新任大学教員の教育研究活動スタートアップ経費を新規に措置した。さらに、G P経費獲得促進経費及び特許権取得経費を新規に措置した。

(2) 地域連携コーディネータ（産学連携担当）を配置し、技術シーズの発信を行うとともに、共同研究受入教員一覧表のWebページを更新した。

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

(1) 「センターの見直しについて、今後の具体的な検討が必要である。」との指摘を受け、平成18年4月に教職教育研究開発センターを整備した。

【平成19事業年度】

(1) 「監査対象に応じた適切な監査実施者を選任する工夫を行うことが期待される。」との意見を受け、監査実施者を会計職員以外の者から選任し、監査を実施した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善

① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	大学経営の自立性を高め、財政基盤を強化し、大学の機能や業務を多角的に展開するため、外部研究資金の獲得に組織的に取り組む。また、資産の積極的な運用や教員養成系大学にふさわしい新たな事業の実施によって自己収入の増収を図る。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【64】 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等、外部資金増加に関する具体的方策 外部資金獲得へのインセンティブを高めるため、科学研究費補助金の申請・採択実績や外部資金の獲得実績に応じた予算配分を拡大する。受託研究や共同研究の受入を促進するため、地域連携を推進する組織を設け地域連携コーディネーターを配置する。	【64-1】 外部資金獲得へのインセンティブを高めるため、科学研究費補助金の採択実績や外部資金の獲得実績に応じた予算配分の拡大を図る。 【64-2】 地域連携コーディネーターを配置する。	III	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 外部資金獲得へのインセンティブを高めるため、科学研究費補助金の採択実績や外部資金の獲得実績に応じた予算配分枠を拡大した。また、学内グループウェア上に配分額を公表し、外部資金獲得へのモチベーション向上を図った。	外部資金獲得へのインセンティブを高めるため、外部資金獲得へのモチベーション向上が図られているか検証し、外部資金促進導入経費を含むインセンティブ経費の確保に引き続き努める。さらに、地域連携コーディネーターを活用して、受託研究、共同研究の受入れを促進する。		
				（平成19年度の実施状況） 科学研究費補助金の採択実績や外部資金の獲得実績に応じた予算配分（外部資金促進導入経費）を前年度と同額確保し、評価基準を変更した上で、獲得実績に応じて教員1人当たり20千円から393千円の配分を行った。附属学校園に対しても前年度と同額確保し、外部資金獲得実績に応じて1校当たり100千円から906千円の予算配分を行った。さらに、学長裁量経費内にG P経費獲得促進経費（1,750千円）及び特許権取得経費（200千円）の導入を図った。			
				（平成19年度の実施状況） 教員の学内移籍により教職教育研究開発センターの地域連携部門の充実及び科学教育センターの充実を図った。また、地域連携コーディネーター設置要項を制定し、国際交流・地域連携室に平成19年度から地域連携コーディネーター（併任発令）を配置〔地域担当、産学担当、教育委員会担当 計3名〕し、情報発信と情報収集を行っている。			

【65】 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 学校教員、児童・生徒、一般市民等を対象に、ニーズの高いテーマや内容で公開講座を実施する。学部及び大学院の双方で科目等履修生の受け入れ拡大を図る。自治体や民間企業等からの調査や分析等の委託事業を幅広く請け負う。学外の団体・機関等による施設の賃貸利用の促進を図る。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 公開講座については、アンケートを実施し、その中で8割以上の受講者から満足しているとの回答を得た。この内容は研究紀要「教育実践研究」に掲載し、学内外に公表した。 受託事業については、平成17年度からWebページの拡充に力をいれ、産学連携制度の説明のページを作成し、必要書類はダウンロードできるようにするとともに、実績紹介のページを作成した。また「共同研究・受託研究の受入可能教員一覧」を作成し、研究者プロフィールのページにリンクをした。さらに（独）科学技術振興機構が開設・公開している「技術シーズ統合検索システム」に登録を行った。 科目等履修生については、WebページにQ＆Aを盛り込むなどのリニューアルを行うとともに教育委員会等に働きかけ、教員研修の一貫として活用要請を行い、科目等履修生の拡大を図っている。	公開講座については、今後ともアンケートを実施し、ニーズの高いものについて実施していく。 外部資金の受入れについては、今後とも受入情報を積極的にWebページで掲載するとともに、企業団体等と交流を深めていく。
【65-1】 受講者アンケートの調査結果に基づき、充実した内容等の公開講座を実施する。		III	(平成19年度の実施状況) 前年度の受講者アンケート調査から、教養講座の開講を望む声が高かったこと受け、新規にの教養講座として公開講座2講座と地域開放講座「現代教育セミナー」（天王寺区役所と連携）の開講を企画した。地域開放講座では、定員（4回 各40名）の2倍超の申し込みがあり、ほぼ申込者全員（延べ337名）を受け入れ講座を開講した。	
【65-2】 受託事業を幅広く請け負うため、広報の充実を図る。		III	(平成19年度の実施状況) Webページ等による広報に加え、平成19年度は今までの受託研究、共同研究、科学研究費などの研究実績データ整理及び受託研究受入可能教員のデータ更新を行うとともに、経済団体（柏原市商工会、大阪府商工会連合会）と面談を行い、各団体からの広報活動が弱いとの意見をもとに、企業に対して企業向けパンフレットの配付活動及び地域連携コーディネータの配置などの広報体制等の充実を図った。	
			ウェイト小計	

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善
② 経費の抑制に関する目標

中期目標	光熱水費や通信費等に関して、新たな視点に立った経費削減システムの導入を進める。事務組織を中心に、業務の内容やプロセスを多角的に点検し、効率化、合理化、簡素化による経費抑制を推進する。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【66】 管理的経費の抑制に関する具体的方策 光熱水費の抑制のため、環境にも配慮し自然エネルギーを利用したエネルギー転換システムの導入を検討する。また、電子決裁等の事務処理システムやテレビ会議システムの活用を促進し、通信費や旅費の抑制を図る。その他、業務のスリム化・簡素化によって管理的経費の節減を図る。				（平成16～18年度の実施状況概略） 管理経費の抑制を図るため以下の事業を実施した。 ・省エネルギーを図るため、空調設備設計更新計画の作成に当たって、電気及びガス方式について比較検討を行い、ランニングコストに有利なガス方式を採用し、共通講義棟3室、教員養成課程棟1室、附属図書館、教養学科棟研究室等の空調設備の整備を行った。 ・電気料金縮減のため、契約電力を超えないようにデマンド抑制に効果的な空調管理システムを事務局棟に設置し、200kwのピークカットを可能にした。 ・照明器具に熱センサースイッチを設置し、自動制御による経費の削減を図った。また、省エネに効果のあるH F照明器具を採用した。（共通講義棟6室） ・廊下等の照明に自動制御方式を採用し、節電を図った。 ・トイレ、洗面所の衛生器具更新時に自動作動機器を採用し、節水を図った。 ・電子文書ソフトの導入や学内グループウェアを活用し、ペーパーレス化を推進するとともに、旅費規程を見直し、大阪府下及び片道50km未満の日帰り出張については、交通費の実費のみの支給とし旅費の抑制を図った。 ・複写機設置台数、定期刊行物、電話契約、施設・設備の保全管理業務等の見直しを行った。	省エネルギー型機器の採用、自然エネルギー利用の検討等を行い、効率的なエネルギー消費を検討し、コスト削減に努める。 引き続き財務管理室及び経費削減検討会において、業務の効率化・合理化の検討を行い、管理的経費の節減を図る。		

			・学内グループウェア上の掲示板でリサイクル可能な物品の再利用希望者募集や経費節減啓発を周知した。 ・柏原キャンパスの電気料金について、一般競争入札の導入による契約単価の低減を図った。その結果、前年度実績額に対して、平成16年度には約14,000千円、17年度には約24,000千円、18年度には約34,600千円の管理的経費の削減を行った。		
	【66-1】 省エネルギー型機器の採用、効率的なエネルギー消費を検証しコスト削減に努める。	III	(平成19年度の実施状況) 効率的なエネルギー消費を図るため、平成18年度に引き続き、以下の事業を実施した。 ・教員養成課程棟の研究室等空調設備更新において省エネに効果のある空調管理システムを導入した。 ・トイレ、洗面所に自動作動機器を採用し、節水を図った。 ・廊下、トイレ等の照明に自動制御方式を採用し、節電を図った。 ・共通講義棟トイレ洗面所の自動水洗化を行った。 ・A棟1階北側の廊下の照明を人感タイマーによる自動点滅とした。 ・C棟講義室(7室)省エネ型の照明器具に取り替えた。		
	【66-2】 事務処理の合理化を図り、引き続き管理的経費の節減を図る。	III	(平成19年度の実施状況) 柏原キャンパスで使用する電気料金の一般競争入札の実施、複写機のさらなる設置台数の減及び清掃業務の複数年契約の導入等を実施し、前年度実績額に対して、約8,300千円の管理的経費の削減を行った。		
			ウェイト小計		

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善
③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	大学経営の基盤となる土地、建物、設備等の資産は、費用対効果の視点に立って、学長を中心とするトップマネジメントの一環として戦略的見地からの管理・運用を進める。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【67】 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 施設の巡回点検、健全度調査等を実施し、修繕経費等、施設管理にかかる必要額を把握し、全施設の中期的な改修・整備計画を作成する。PFIの導入や寄付金による施設の整備・管理手法を導入する。施設使用者から一定の使用料を徴収し、施設維持管理の財源とする。				（平成16～18年度の実施状況概略） 施設・設備の効率的・効果的運用を図るため、全施設の中期的な改修・整備計画を作成した。 ・文部科学省の第2次国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画に基づき、附属学校設備等の改善計画を策定した。 ・更新時期に達している空調設備機器の点検を行い、改修計画を作成し、年次計画により実施した。 ・安全・快適な屋外環境の確保に必要な維持管理を実施するため巡回点検を行い、逐次、危険箇所の改修を実施した。 ・学生のためのキャンパス作りを目指し、柏原キャンパス環境改善整備概要を作成した。 ・講義室の学習環境を改善するため室内照度を測定、改善計画書を作成し、一部改修を行った。 ・比較的新しい照明器具を利用した再利用計画等を策定し、各施設の劣化した照明器具と取り替え、コスト削減及び環境改善を図った。	施設・設備の質の向上のため、トータルコストの削減を図り、引き続き改修・整備計画を見直す。		
				（平成19年度の実施状況） 施設・設備の質の向上を図るため、以下のことについて検討し、計画案を作成した。 ・平成18年度に文部科学省の第2次国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画に基づき作成した本学の附属学校施設等改善計画について、平成18年度補正予算にて4校舎、平成19年度補正予算に			

			て1校舎が予算化されたことにより年次計画の見直しを行った。 ・年次計画において実施している空調設備改修計画を効率・経済性の面から改修計画の一部の前倒しを行った。		
	【67-2】 天王寺キャンパスについてはP F I 導入等の新しい整備手法を含めた施設整備計画について引き続き検討を進める。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 天王寺キャンパスにおける西館整備は、P F I 方式による整備手法を改め、平成20年度に免許更新制、公開講座等への対応のため、校舎等の一部改修について経営協議会の意見を求めた。		
	【67-3】 施設マネジメントの一環として、施設使用者から一定の使用料を徴収した有効活用を推進する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 施設マネジメントの一環として、全学共用スペースを指定し、柏原キャンパスにおいて使用細則に基づき18室について使用者から施設使用料を徴収し、運用を行った。また、その使用料金は総額約1,500千円となり、建物修繕経費として活用した。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

- (1) 学内予算編成を行う前段において、各予算単位部局から年度予算計画の提出を求め、当該予算計画に基づき役員による学内予算ヒアリングを実施し、部局からの予算に対する要望や役員の予算に関する考え方を直接伝える機会としており、予算編成における透明性・公正性を確保しながらの大学全体の戦略的な経営推進を図っている。
- (2) 学内予算内に中期目標・中期計画達成のための重点的・戦略的予算という位置づけで「戦略的重点経費」及び「学長裁量経費」を設けている。「戦略的重点経費」は、部局からの要求（企画）に対しての回答、すなわち『ボトムアップによる予算措置』とし、一方「学長裁量経費」は、学長主導のもと、役員側からの企画、すなわち『トップダウンによる予算措置』としている。部局による企画と役員による企画双方をあわせて実施することで、大学全体の総合的な事業推進を図っている。
- (3) 平成18年度に財務担当理事（学外理事）主導による「余裕金の運用」（5億）を実行し、運用方法を検討した結果、定期預金による相当額の利息収入を得るよう、財務内容の改善を図った。
- (4) 学生が自主的、創造的に活動できる場を提供し、大学生活をより充実したものにするため、学生の自主的活動を支援することを目的とした「学生チャレンジプロジェクト」を平成18年度から試行実施し、学長裁量経費から相当額（100万円）を確保し配分した。学生からの自発的な企画に対し財政面からも支援を行うことで、より多面的な学生支援の推進を図った。
- (5) 教員に対し予算に関するアンケート調査を実施し、分析結果を学内で公表するとともに、結果を次年度の学内予算編成にも反映させることで、個々の教員によるより機動的な教育研究活動の推進を図った。
- (6) 新年度学内予算編成を旧年度中に終え、旧年度中に新年度学内予算を公表している。早期の予算執行計画の立案を可能とすることで、迅速かつ効率的な業務遂行の推進を図っている。
- (7) 若手教職員をメンバーとする「夢プロジェクト」を設置し、教職員のみならず学生等にも大学に対する提言・提案（夢）を募集し、いくつかの提言があった。その中から教員・学生等の活動を紹介する「Blog」を立ち上げるなど、実現に移す予算措置を図った。

(8) 事務職員の教育への参画（図書館職員による講義、応急手当普及員資格を有する教職員による正課外の普通救命講習）や教員の業務運営への参画（運営機構室への参画、学長補佐の職務付加など）により、人的資源の有効利用を図った。

(9) 施設有効活用の観点から、退職者不補充等により生じた研究室等を全学共用スペースとして確保し、その有効活用を図るとともに、使用料を徴収し、その使用料を修繕費に活用した。

【平成19事業年度】

- (1) 学長裁量経費において、若手教員や海外調査に対する研究助成のための経費、新任大学教員の教育研究活動スタートアップ経費を新規に措置した。
さらに、G P経費獲得促進経費及び特許権取得経費を新規に措置した。
- (2) 余裕金の運用額の増額（5億追加、計10億）を行い、運用期間、定期預金利息等を比較検討し、より多くの利息収入を得るよう、財務内容の改善を図った。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

【平成16～18事業年度】

- (1) 経費の節減に向けた取組
経費抑制の検討に当たっては、財務管理室の下に「経費削減検討会」を設置し、以下の管理的な経費について財務運営上の軽減に繋がる事項について検討を行い、経費節減に取り組み改善を図った。
- ① 複写機設置台数、定期刊行物、電話契約等の見直し
 - ② 学内グループウェア上にリサイクル可能な物品の有効利用の掲示板の設置
 - ③ 経費節減啓発のシール貼付、施設・設備の保全管理業務等の見直し
 - ④ 地元柏原市のシルバー人材センターを活用した外部清掃、除草等の委託
 - ⑤ 柏原キャンパスで使用する電気について一般競争入札の導入による契約単価の低減
- (2) 省エネルギーの推進として施設課事務室に空調設備の利用状況が把握でき、一元的に適正な作動操作が実施できる空調管理システムの導入、ガス方式による空調設備の更新、洗面所・トイレ・廊下における自動作動機器による節水対策、照明の自動点滅式の導入等を実施し、経費の抑制を図った。

(3)学生、教職員の多種多様な活動に伴うエネルギー消費は膨大なものであるため、省エネルギーに対する意識向上を促し、管理運営コストの低減や地球環境保全の観点からポスターの掲示、資料配付等による啓発活動を行った。

(4)自己収入の増加に向けた取組

①科学研究費補助金の積極的な確保を目的として、学内専用Webページを活用した申請の促進を図ったほか、本学の科学研究費採択経験者、あるいは日本学術振興会から講師を招き、学内説明会を開催し、研究計画調書の具体的な記入方法などの説明を行った。

②企業等からの共同研究や受託研究の申し込みの増加を図るため、共同研究・受託研究等の産学連携制度の紹介やその実績などを掲載したWebページを開設し、情報発信を行ったほか、産学連携や社会連携活動の実績、共同研究・受託研究の制度、Webページに掲載している「研究者総覧」の紹介など、地域・社会における本学の活用方法などを掲載したパンフレットを発行し、広報活動の改善に取り組んだ。また、共同研究実施可能教員を一覧にしてWebページに掲載した。

③科学研究費補助金以外の各種研究助成金への申請の促進を図るため、公募情報に関する学内専用Webページを開設し教員への周知を図った。希望する教員へは更新情報をメールで周知する等行った結果、平成18年度において前年度比30%を超える申請となった。

④学内予算の配分を通じた収入増加の取組として、教員の外部資金獲得へのモチベーションを高めることによって自己収入の増収を図る目的で、学長裁量経費に競争的な予算経費として外部資金導入促進経費を相当額確保するとともに、学内グループウェア上で配分額を公表した。また、附属学校園における寄付金等の獲得実績に応じた配分も実施した。

(5)財務情報に基づく取組

平成16・17年度決算の概要として11教員養成大学における財務状況についての資料を作成し、運営費交付金や外部資金等の収入割合、人件費、教育費・研究費等の支出割合についての財務状況や構成比較等の分析を行った。また、学内予算については、部局ごとの経費目的別の執行状況及び年度比較を取りまとめた。さらに、全学教職員に対し、本学の財務状況の周知を図るため、学内グループウェア上で資料の公表を行った。

【平成19事業年度】

(1)自己収入の増加に向けた取組

新たに、産学連携担当の地域連携コーディネータを配置(併任)し、本学の技術シーズ等の情報発信を行い、共同研究、受託研究等の拡大を図ることとした。

(2)平成19年度教員アンケートを実施し、共同研究、受託研究等の受入可能教員一

覧表の更新を行いWebページに掲載し、情報発信を行った。

(3)(独)科学技術振興機構が開設・公開している「技術シーズ統合検索システム」に登録し、共同研究、受託研究等の拡大を図ることとした。

○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

【平成16～18事業年度】

(1)本学では、人事に関する権限は全て学長のもとに置くシステムを構築し、本学のビジョン、目標に向けた戦略に基づく中期的な教職員配置計画とそれに基づく必要な人件費等を見通した収入・支出予算シミュレーションによる財政計画をあわせて策定し、人員管理を行っている。

(2)人件費の削減に向けては、大学教員の退職者後任不補充など教職員の採用抑制を基本としつつ、本学の教員養成改革に向けた教職分野への教員の再配置計画や「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減計画に基づく人件費のシミュレーションを繰り返し行い、財政計画とあわせて中期的な教職員配置計画の見直しを図りながら人件費削減を実行している。

(3)事務職員の計画的な削減に加え、早期退職の推進及び派遣職員への転換、業務運営の効率化による超過勤務の縮減などの推進により、人件費の削減に取り組んでいる。

【平成19事業年度】

(1)中期目標期間中の人件費のシミュレーションを行い、大学教員の定年退職者及び途中退職者の後任不補充による削減、事務職員の計画的な削減、業務の効率化による超過勤務の縮減などを引き続き推進し、人件費削減に取り組んだ。

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

(1)「附属学校園も設置されており、契約事務、預り金の管理方法等内部監査が機能しなければならない点もあることから、より積極的な監査の実施を期待する。」との意見を踏まえて、平成17年度に作成した「附属学校園の預り金の事務処理の手引き」が有効に機能しているか確認するとともに、手引きに基づいた処理が行われているか確認するため、各附属学校園に出向き実地検査を行った。

【平成19事業年度】

該当事項なし。

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報提供
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	教育研究等の水準の向上と活性化のため、大学自らが行う自己点検・評価を中心に、各種の大学評価に対応できる評価体制を整備する。また、多角的で多面的な評価指標や評価基準を開発するとともに、評価資料の収集分析のためのシステムを整備する。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【68】 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 教育研究活動等に関する自己点検・評価に当たる全学的な評価組織を整備する。自己点検・評価に必要な資料の収集・分析を行い、データベース化を進める。個々の教員の活動状況の把握のため、ファイリングシステムを整備する。自己点検・評価の結果について外部評価を実施する。自己点検・評価の結果は、学内外に公表する。	【68-1】 自己点検・評価に必要な資料の収集・分析を引き続き行うとともに、収集した資料のデータベース化を進める。	IV		（平成16～18年度の実施状況概略） 全学的な評価組織として、理事を室長とし、教員と事務職員を室員とする評価・情報室を設置した。 さらに、評価資料室を整備し、収集した資料等蓄積を行い各資料等の形態に応じてデータベース化を進めた。 ファイリングシステムの整備については平成17年度に完成し、評価項目等に応じた教員個々の活動状況の把握が可能となった。 平成15・16年度の自己点検・評価の結果を平成17年度に自己評価書にまとめ、大学Webページに掲載し、学内外に公表するとともに、外部評価を実施し、報告書を学外に公表した。評価結果に基づく、改善事項に取り組んだ。特に外部評価において、理科教員の育成の必要性等の意見を踏まえ、実験室等の整備を行い、教員を目指す学生に対して、指導する体制を整え、実施している。	自己点検・評価に必要な資料の収集・分析を引き続き行うとともに、収集した資料のデータベース化を進める。		
		IV		（平成19年度の実施状況） （独）大学評価・学位授与機構が構築する平成20年度評価に対応する「大学情報データベース」の導入に基づくデータ収集・登録を行い、機構が提示する集計データを元に教育・研究の現況分析、中期目標の達成状況の評価を実施した。			

【69】 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 評価組織は、自己点検・評価の結果を分析・評価のうえ改善課題を整理する。役員会は、これを経営協議会、教育研究評議会に報告のうえ、関係部局や関係委員会に改善の取り組みを要請する。当該の部局や委員会は、改善計画を立案のうえ改善に取り組み、一定期間後に改善結果を確認する。これによって目標設定・実行・点検・評価・改善・検証のサイクルを構築する。	【69-1】 平成18年度に実施した自己点検・評価の結果を基に、改善に取り組む。	IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 平成17年度に実施した自己点検評価あるいは外部評価の結果を受け、評価・情報室において改善課題の整理を行い、各部局長宛改善に向けた取組について要請を行うとともに、改善結果報告を求め検証した。 (平成19年度の実施状況) 平成18年度に行った自己点検評価の結果について、評価・情報室において改善課題の整理を行った。また、(独)大学評価・学位授与機構による認証評価を受審し、同機構が定めるすべての大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。認証評価の結果を踏まえ、各部局長宛改善に向けた取組について要請を行った。	平成19年度に実施した自己点検・評価の結果を基に、改善に取り組む。		
			ウェイト小計			

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び情報提供
② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	教育研究活動をはじめとする大学の活動や経営の状況について、情報を広く社会に発信し公開する。情報発信には、効果的なメディアを活用し、大学活動への関心と共感を引き出せる新鮮で内容豊かなコンテンツを提供する。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【70】 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流活動、学生生活、経営状況等、各種の大学情報を広く公開し、大学のホームページ、一般市民向け広報誌、パンフレットなど、多様なメディアを活用して幅広く広報していく。海外からのアクセスに対応できるよう、大学ホームページや各種パンフレットの多言語化を進める。大阪都心部にインフォメーションセンターを開設する。外部からの問い合わせに一元的に対応できる情報サービス窓口を整備する。				（平成16～18年度の実施状況概略） 一般市民向け広報誌「天遊」を発刊し、掲載内容も各種大学情報に加え、より教育研究活動を紹介できるよう見直しを行う等、改善を図った。 また、産学連携や社会連携活動の実績、共同研究・受託研究の制度、Webページに掲載している「研究者総覧」の紹介など、地域・社会における本学の活用方法などを掲載したパンフレット「役立つ 大阪教育大学 活用する」を作成・発行した。 大学の諸活動、特に在学生の活動内容をより迅速かつ分かりやすく情報発信するため広報の見直しを行い、Webページを活用した効果的な情報発信に向けてブログサーバを新たに設置し、学長Blog、教員・学生等の活動紹介Blog、夢プロジェクトBlog、課外活動Blog、小中教Blogを開設した。 大学Webページのリニューアルについては、評価・情報室において検討し、実施すると共に、中国語版Webページを開設した。 アドミッションポリシーや教育課程の紹介等を掲載した大学概要、学生用パンフレットを中国語版（繁体字版・簡体字版）、韓国語版で作成した。 中之島キャンパスイノベーションセンターの情報コーナーで教育研究活動等の情報提供を行った。	引き続き大学情報の広報手段の改善を図る。		

Ⅲ

	【70-1】 ステークホルダー等のアンケート結果などを基に、ホームページ、広報冊子等広報活動について充実を図る。	III	(平成19年度の実施状況) 教員・学生等の活動紹介Blogへの掲載手順を整理し、学生からの活動状況を掲載しやすくなるよう改善した。 学生の課外活動サークルの活動成績を広報誌に掲載し、大学の課外活動団体の競技レベルの高さをPRした。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

.....

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

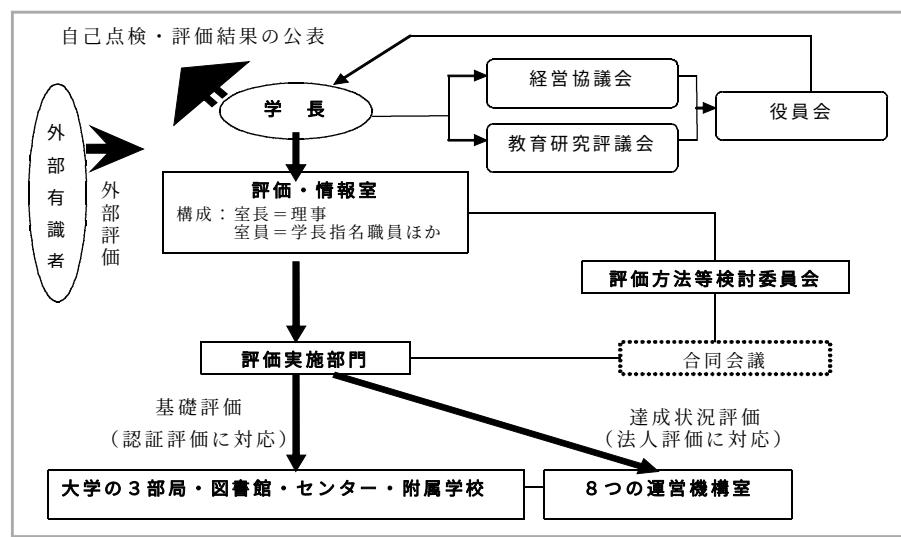
1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 評価システムの概要

組織及び個人に関する評価の基本的な考え方を示した「国立大学法人大阪教育大学の評価システムについて」を役員会決定し、組織評価について、平成17年度からの施行に向けた規程整備を行った。

その際、大学の基本組織である「教員養成課程」「教養学科」「第二部」「各センター」「附属図書館」「各附属学校園」については、予算の配分及び執行単位に位置づけると同時に、評価単位に位置づけることにより、組織評価システムの設計を行った。



(2) 自己点検・評価の実施及び外部評価

平成17年度に自己点検・評価の実施に加え、学外者（大阪府教育委員会、大阪府教育委員会、京都教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学5名）による外部評価を実施し、報告書にまとめWebページを通じて公表するとともに、点検・評価結果から、以下の改善を行った。

①各部局の自主性により実施していた学生による授業評価を、平成17年度後期から大学全体で統一的に実施した結果、実施率が向上した。

②平成18年度用シラバスの改善を通じて、成績評価基準・方法、担当教員のオフィスアワー・メールアドレスの明示を実施した。あわせてシラバス掲載率が向上した。

③指導教員制を見直し、学習相談・生活相談・就職相談等の体制を充実させた。

(3) 認証評価に向けた自己評価書の作成

平成19年度に認証評価を受審することを役員会決定し、(独)大学評価・学位授与機構の基準・観点に基づく自己点検・評価を実施し、認証評価に対応した自己評価書を作成した。

(4) 個人評価

①大学教員にあっては「平成18年度大学教員個人評価（試行）について」に基づき、教員データベースへの入力と個人評価申告書の作成・提出依頼を平成19年3月に行った。

②附属学校教員にあっては「附属学校教員個人評価の基本的考え方」をもとに、平成18年10月に目標管理制度による評価（試行）を行った。

③事務系職員にあっては、平成17年度に試行実施した目標達成度評価の実施結果を踏まえて一部改善を加え、平成18年度も試行として実施した。

【平成19事業年度】

(1) 自己点検評価

認証評価機関である(独)大学評価・学位授与機構による「学校教育法第109条第2項に基づく認証評価」を受審し、同機関が定めるすべての大学評価基準を満たしているとの評価を受けた。

(2) 個人評価

①大学教員にあっては、教員データベース及び提出された申告書等による評価・検討課題等の分析を行っている。評価方法等に対する意見もあり、分析結果をもとに、評価方法、評価基準及び評価体制等について検討を行っている。平成19年度実績に基づく評価を再度試行することとしている。

②附属学校教員にあっては、平成18年度実施状況について分析を行うとともに、平成19年度再度試行実施し、平成18年度の結果とあわせて、評価方法、評価基準分析をすることとしている。

③事務系職員については、平成18年度に一部修正を行った目標達成度評価を再度試行実施し、平成18・19年度の評価結果の比較分析を行い、本格実施に向け評価システムの確立を図ることとしている。

2. 共通事項に係る取組状況

○情報公開の促進が図られているか。

【平成16～18事業年度】

- (1) 大学諸活動の社会への情報発信については、平成17年度に策定した「国立大学法人大阪教育大学情報公開基本方針」を基に、Webページや冊子の発行などにより大学情報の発信に取り組んだ。
- (2) 法人化にあわせて平成16年度に創刊した一般向け広報誌「天遊」を年2回定期発行している。特集として本学における「地域貢献」、「国際交流」、「採用前教育」、「社会人教育」等の紹介記事を掲載したほか、大学教員の研究内容及び授業の紹介、附属学校園の紹介、トピックスなど大学の諸活動を掲載し、周辺地域の地方自治体、大阪府・大阪市の教育委員会、近隣の高等学校等へ配付し、大学Webページにも掲載している。
- (3) Webページを活用した情報発信の充実を図るため、平成17年度からBlog形式により開設した「教員・学生等の活動紹介」のページへの情報提供をより積極的に求めてその拡充を図った。また、学生自身が自ら情報発信を行うページも運用している。
- (4) 本学のWebサイトは、平成16年度から日経BP社が国・公・私立大学を対象に実施しているアクセシビリティ調査において、平成18年度も総合スコア全国第3位と高水準を維持している。
- (5) 本学への入学を希望する高校生や進路指導担当教員に対し、本学の特色などを直接伝えるため、高校訪問、出張講義、学外進学ガイダンス等の活動機会を大幅に増やして実施し、より理解が深まったほか、大学見学も随時受け付け、平成18年度は中学校・高等学校からの約800名の生徒・引率教員に対し、大学の紹介に加え施設見学や授業見学、模擬授業等を実施した。
- (6) 地域住民、高校生、現職教員を対象としたステークホルダー調査の結果についても、大学Webページで公表している。

【平成19事業年度】

- (1) 平成18年度までの情報公開活動を引き続き実施している。
- (2) 日経BP社が国・公・私立大学を対象に実施しているアクセシビリティ調査において、平成19年度総合スコア全国第14位と高水準を維持している。
- (3) 平成19年12月に卒業生専用ポータルサイト（OKU-net）を開設した。

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

- (1) 「組織評価は、平成17年度から試行することとしており、今後、実際の評価の実施に向け、更なる検討が期待される。」との指摘を受け、平成17年度に組織評価規程、外部評価規程等の関連規程を制定し、附属学校を含む大学全体の自己

点検・評価並びに教育活動を中心とする活動に関する外部評価の実施を実施した。

- ① 部局と評価・情報室による点検・評価の重複作業を見直し、関係部局による点検・評価とその結果に基づく改善への取組を促すシステムに改善を図った。
- ② (独) 大学評価・学位授与機構が策定した大学評価基準に準じた基準・観点並びに本学の中期目標・中期計画の達成状況等も対象とする基準・観点の設定した。

- (2) 国立大学法人評価委員会による評価結果(他大学を含む) 及び自己点検・評価結果、外部評価の結果については、部局長連絡会議、全学説明会、学内グループウェア等を通じて、教職員に対し、評価結果とともに具体的な改善事項を提示し、積極的な改善への取組を求めた。

平成17年度に実施した自己点検・評価及び外部評価の結果を大学Webページを通じて公表した。加えて、点検・評価作業の一貫として実施した学生による授業評価結果については報告書としてまとめ、図書館等で学生が閲覧できるようにした。

【平成19事業年度】

該当事項なし。

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他の業務運営に関する重要事項
① 施設設備の整備・活用に関する目標

中期目標	キャンパスアメニティーを重視し、バリアフリーにも配慮しつつ、教育活動の多様化と研究活動の高度化に対応できる機能性と居住性を備えた施設整備を進める。また、既存施設の効果的で有効な活用を進める。キャンパスの緑化・景観整備・安全管理の在り方を含め調和のとれたキャンパス環境の総合的な整備に取り組む。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【71】 施設等の整備に関する具体的方策 長期施設整備計画に基づく耐震改修と学生のための魅力あるキャンパス環境の整備に重点的に取り組む。また、柏原キャンパスが国定公園内にあることから、柏原キャンパスの一層の緑化にも取り組む。PFIによる天王寺キャンパスの再開発に取り組む。また、引き続き「国立大学等施設整備緊急5カ年計画」のもとでの緊急整備に取り組む。			Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 施設等の整備に関して、以下のような取組を行った。 ・附属学校園校舎の耐震調査を行い、耐震補強を含めた改修計画を立案し、施設整備費の概算要求を行った。その結果、附属平野中・高等学校校舎耐震改修、附属池田中学校のメンタルケアスペースの整備を行った。 ・学生のためのアメニティスペースの確保を計画し、改修工事を実施した。また、学生のためのオープン端末設備の整備を行った。 ・構内道路、駐車場の整備を行った ・安全の確保と防犯のため、キャンパス内暗所への街灯設置。附属池田中学校のフェンス、附属特別支援学校の門扉の改修を行った。 ・柏原キャンパス女子トイレに警報装置を設置した。 ・天王寺キャンパスにおける自転車置き場の整備を行った。 ・附属天王寺小学校旧ボイラー室を教育実習生控室へ転用した。 ・附属高等学校池田校舎の校舎のアスベスト除去及び復旧を行った。 ・附属学校におけるトイレ、給食室の改修を行った。 ・美しく豊かなキャンパス環境を実施するため、全学の学生、教職員の参加を対象としたキャンパスクリーン（草刈、池清掃等）を年2回	施設整備計画に基づき、附属学校等の耐震改修の推進及び学生等のニーズに応えた安全で快適な施設環境の確保に取り組む。 教職員と学生が連携し、美しく豊かなキャンパス環境の実現のため、積極的な改善の推進に取り組む。		

			実施すると共に、外部委託によるのり面等の危険箇所及び大規模な緑化整備を行った。 ・環境配慮促進法に基づき、大阪教育大学環境報告書を作成し、公表した。		
	【71-1】 施設整備計画に基づき、附属学校等の耐震改修の推進及び学生等のニーズに応えた安全で快適な施設環境の確保に取り組む。	III	(平成19年度の実施状況) 耐震改修及び安全で快適な施設環境を確保するため、以下のような取組を行った。 ・附属天王寺中・高校舎耐震改修 ・附属池田中・高屋内運動場耐震改修及び増築 ・附属平野小校舎耐震改修 ・附属特別支援学校耐震改修 ・健康科学専攻のスペースを天王寺東館に確保 ・附属図書館分館の機能改善 ・講義室における空調設備の整備		
	【71-2】 教職員と学生が連携し、美しく豊かなキャンパス環境の実現のため、積極的な改善の推進に取り組む。	III	(平成19年度の実施状況) 美しく豊かなキャンパス環境を実現するため、平成18年度に引き続き、全学の学生、教職員の参加によるキャンパスクリーン（草刈、池清掃等）や内容の充実を図り実施した。またシルバー人材センターを活用した良好なキャンパス環境の維持保全を行った。 環境配慮促進法に基づき、大阪教育大学環境報告書2007を作成し、公表した。		
	【71-3】 天王寺キャンパスについてはPFI導入等の新しい整備手法を含めた施設整備計画について引き続き検討を進める。	III	(平成19年度の実施状況) 年度計画【67-2】の『計画の進捗状況』参照		
【72】 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 施設の活用状況についての調査・点検を行う全学組織を再構築し、全学の施設の活用状況を調査・点検する。調査・点検結果に基づき全学スペースを確保し、新たな教育活動や研究活動のために有効活用を図る。施設の維持管理のため、定期的なメンテナンス調査を行い、維持管理計画を策定のうえ実施する。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 施設の活用状況を把握するため、使用者による調査票の提出、施設整備管理室等によるヒアリング及び現地調査を実施し、施設使用の再編方式を作成し、全学共用スペースを1,762㎡、65室を確保した。学内の利用希望者に対して規定に基づき利用を許可し、有効活用を実施した。 施設整備機能の安全を図り、効率的な維持管理を進め、予防保全計画による維持管理内容の精査と委託業者の業務管理報告書等を参考に改修計画を作成し、基幹インフラである給水設備、排水処理設備の不具合部について計画的な更新を実施した。 仕様書等を見直し、昇降機保守点検の複数年契約の締結、電気保安業務を競争契約に変更するなど契約方法等を見直しを行い、3,000万円	施設の活用状況調査に基づき、ヒアリングや現地調査を実施し、有効活用を促進する。 施設整備の維持管理のため、仕様書、計画書の見直し及び現場調査により効率的な維持管理を実施する。	

	／		のコスト削減を図った。		
	【72-1】 施設の活用状況調査に基づき、ヒアリング、現地調査により有効活用を促進する。	III	(平成19年度の実施状況) 施設活用状況調査に基づき、全学共用スペースとして1,496m ² 56室を確保し、学内の利用希望者に対して規定に基づき利用を許可し、有効活用を図った。		
	【72-2】 施設設備の維持管理のため、仕様書、計画書の見直し及び現地調査により効率的な維持管理を実施する。	III	(平成19年度の実施状況) 昨年度に引き続き、設備の効率的、経済的な維持管理を実施するため、仕様書等を見直し、昇降機保守点検の複数年契約の締結、電気保安業務を競争契約に変更する契約方法等を見直しを行った。		
			ウェイト小計		

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	附属学校の幼児児童生徒及び教職員の安全確保、大学の学生及び教職員の安全確保のため、キャンパスの安全管理の徹底を図るとともに、学生・教職員の安全意識や危機対応能力の向上を図る。学生及び教職員にとっての安全な教育研究環境・職場環境を確保するとともに、キャンパス内に居住する学生のための安全な生活環境を確保する。第二部・夜間大学院に通学する学生のため、キャンパス内外の夜間の安全確保を図るとともに、来学者に対する入構管理を徹底する。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【73】 安全管理・事故防止に関する 具体的方策 附属学校の安全管理・危機管理に万全を期すとともに、キャンパスの安全確保のため、防災、防犯、交通安全マニュアルを整備する。また、附属学校及び大学において、安全なキャンパス環境の維持のため、各種のセキュリティ対策を講じる。また、非常時の対応のために、学生及び教職員を対象に、救命講習、災害訓練、危機対応訓練等を実施する。学生・教職員の安全な環境確保のための安全管理体制を整備する。			Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 大学キャンパス及び附属学校園の安全確保の諸方策の企画・実施する全学組織として、学長を委員長とする防災対策委員会及び同委員会のもとに各キャンパス、附属学校園の担当で組織する防災対策等専門委員会を設置・整備した。 加えて、各附属学校にあっては、学校、大学、警察・消防、自治会代表などを構成員とする学校安全管理委員会を設置し、学校安全・避難訓練に関する協議・意見交換を行うとともに、学校安全主任を配置し、安全管理、危機管理体制を整備した。 また、労働安全衛生法に基づき、安全衛生管理規程を整備するとともに、安全衛生委員会を設置し、安全管理体制を整備した。有害業務を行う屋内作業所を対象とした定期的な作業環境測定や有機溶剤及び特定化学物質の使用状況把握のための「ハザード調査」を実施した。 火災、自然災害、交通安全、防犯等に関する安全マニュアル及び薬品管理マニュアルを作成し、全学生、教職員に配布するとともに、救命処置方法及び緊急連絡先一覧を学生が常に携帯しておけるようにカードに掲載した「命のカード」を作成し、全学生に配布するとともに、災害訓練を毎年実施し防災意識の高揚・啓発を図った。 また、附属学校におけるセキュリティ対策として、通学路等の状況を幼児・児童・生徒及び	引き続き大学・附属学校の安全に万全を期すとともに、安全なキャンパス環境を維持するための取組を進め、危機意識の維持向上に努める。また、安全衛生に関する意識向上のための啓発や受動喫煙対策に取り組む。		

	教職員が閲覧できる「大阪府地域安全マップ利用サービス」(大阪府管理)への利用者登録や「24時間教育相談における危機事象発生時の緊急連絡体制」(大阪府教育委員会所管)への大学関係職員の緊急連絡先登録のほか、施設・設備面では、忍び返しの設置などの囲障改修、防犯カメラ・防犯ベルの設置、機械警備、立哨警備の実施など、各種のセキュリティ対策を実施した。 大学、附属学校園において、災害訓練を毎年実施し防災意識の高揚・啓発を図った。さらに、応急手当普及員講習会を毎年実施し、「応急手当普及員」(累計80人)を養成し、応急手当普及員の指導により教職員及び学生を対象に普通救命講習会を毎年開催し、2,682人を修了者とした。加えて、毎年、本学附属学校教員に加え全国の学校安全に携わる教員等を対象として「学校安全主任講習会」を実施した。		
【73-1】 引き続き各附属学校の安全に万全を期すとともに、安全なキャンパス環境を維持するための取組みを進め、危機意識の維持向上に努める。	III (平成19年度の実施状況) 8月1日から3日間に渡り、本学附属学校園のみならず全国の学校安全に携わる教員を対象とした学校安全主任講習会を49名の参加を得て実施した。また、各附属学校園において不審者対応訓練、防災・防犯避難訓練を実施し、学校安全管理委員会で訓練の反省や学校安全の取組に関する協議・意見交換を行った。さらに、これまで実施してきた機械警備及び立哨警備を引き続き行った。 学内に設置する安全衛生委員会において、研究室、事務局等における危険有害要因の抽出を行い、「職場の安全衛生チェックリスト」を作成し、これを基に研究室、執務室などを対象に安全衛生点検を実施した。また、個々の職員の行動特性に起因して発生する恐れのある危険因子情報を収集の上「ヒヤリハット事例集」を作成し、学内で情報を共有した。さらに、受動喫煙対策として従来散在していた指定喫煙場所を整理するとともに、ニコチンパッチ処方や禁煙相談等の禁煙プログラムを実施した。		
【73-2】 引き続き教職員及び学生を対象に救命講習を実施するとともに、災害訓練等を実施する。	III (平成19年度の実施状況) 消防署から応急手当普及員の認定を受けた本学教職員を指導者として、教職員及び学生を対象に普通救命講習会を24回実施し、新たに696人を修了者とした。 また、大学、附属学校園において、地震及び		

			火災等の緊急災害時における通報連絡、避難、初期消火、救護等一連の活動が円滑に行えるよう災害訓練を実施し、防災意識の高揚・啓発を図った。		
【74】 学生等の安全確保等に関する 具体的方策 大学において学校安全や学校危機管理に関する教育プログラムを整備し、教職をめざす学生の安全意識を啓発する。学生を対象に安全な大学生活を送るための交通安全を含むセキュリティオリエンテーションを実施する。附属学校及び大学キャンパスの安全確保の諸方策を企画し実施する全学組織の整備を進める。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 大学キャンパス及び附属学校園の安全確保の諸方策の企画・実施する全学組織として、学長を委員長とする防災対策委員会及び同委員会のもとに各キャンパス、附属学校園の担当で組織する防災対策等専門委員会を設置・整備した。全学生を対象として普通救命講習会を開催し、学校危機管理対応能力の向上を図った。(受講修了者 累計2,481人) 本学附属学校園並びに全国の幼稚園、小・中・高等学校、養護学校、教育委員会において学校安全に携わる教職員を対象とした学校安全主任講習会を毎年開催し、累計196人が受講し、学生等への安全確保、危機管理の啓発・向上を図った。 大学において学校安全や学校危機管理に関する教育プログラムの整備を進め、平成19年度入学者から、教員養成課程において、「学校安全」を教職科目として必修科目とした。なお、教養基礎科目の「学校と安全」は、「学校危機と心のケア」と名称変更して開講し、天王寺キャンパスにおいては、教職科目「学校安全教育」を必修科目として開講することとした。 学生が安全な大学生活を送ることを目的に、平成16年度から柏原警察署の協力のもと、交通安全指導オリエンテーション及びセキュリティ・オリエンテーション(悪徳商法、交通安全、護身術等)を行った。また、大学独自で交通マナー向上の取組として年2回学生に対する交通指導を行っている。平成17年度には、入構交通量調査を行い、分析結果に基づき、交通安全対策についての検討を行っている。	大学及び附属学校の安全確保については、平成19年度までの実施状況に準じて取り組んでいく。	
【74-1】 引き続き救命講習等のプログラムや学校安全管理士養成のための講習会を実施する。		III	(平成19年度の実施状況) 学内における指導者養成のための応急手当普及員講習会を8月28日から30日まで実施し、平成19年度は新たに27名の教員、事務職員の応急手当普及員を養成するとともに、教職員・学生を対象とした普通救命講習会を実施した。 また、本学附属学校園並びに全国の幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校、教育委員会において学校安全に携わる教職員を対象とした		

			学校安全主任講習会を8月1日から8月3日まで実施し、学内外から49名が参加した。(累計245名)		
	【74-2】 外部講師(交通安全指導員)による交通安全指導オリエンテーション及びセキュリティオリエンテーションを継続的に実施する。また、学生の交通マナー向上のための具体策を検討する。	III	(平成19年度の実施状況) 柏原警察者の協力を得て、4月25日に交通安全講習会を実施し、139名の学生の参加があった。また、同日にセキュリティ・オリエンテーションとして、防犯、消費者被害等についての講習会を行った。 交通マナー向上の取組として4月23日及び10月24日に交通指導を実施した。交通安全対策については、9月11～12日開催の学生生活研究セミナーにおいて意見を聴取し、入構交通量調査の分析結果を学生支援実施委員会において報告書として取りまとめた。 学生の防災対策として「安全マニュアル」及び緊急時の連絡方法等をカードに記載した「命のカード」を作成し、全学生に配布した。		
	【74-3】 学校安全担当の学長補佐及び学校安全に関する委員会において、附属学校及び大学キャンパスの安全確保に努めている。	III	(平成19年度の実施状況) 普通救命講習会、応急手当普及員講習会及び学校安全主任講習会の実施など学校安全確保の諸方策を実行した。 大学及び各附属学校園においては、防災・防犯訓練を実施し、防災・防犯意識の高揚・啓発を図った。 防災等対策専門委員会及び防災等対策委員会を開催し、防災に関する課題について検討、対処した。 その一環として、柏原キャンパスにおける緊急放送設備について一斉放送ができるよう改善を図った。		
【75】 幼児児童生徒の安全確保等に関する具体的方策 附属学校における安全管理の状況について、定期的な実態調査を実施し、点検、見直し、改善を継続して行い、事件・事故の未然防止を図るとともに、大学と一体となって一層の安全対策を講じていく。			(平成16～18年度の実施状況概略) 大学に学校安全担当の学長補佐、学校安全プロジェクトチームを設置し、また各附属学校には学校安全主任及び学校安全管理委員会を新たに設置し、各附属学校における安全管理、危機管理体制を整備した。学校安全管理委員会では、各附属学校における防犯計画や避難訓練などについて協議・意見交換を定期的に行い、また各附属学校では毎年度教職員、児童・生徒を対象に防犯、防災、避難訓練を定期的実施した。 また、各附属学校において、安全管理に関する点検を毎月実施し、点検等の事項ごとに随時、四半期毎、年1回の報告を行わせた。	学校安全に関する定期的な訓練や点検を継続的に実施する。 事件・事故の未然防止を図るため、大学と附属学校が一体となって継続的に学校安全対策の改善に取り組む。	

		III		さらに安全対策として毎年度学校安全対策経費を措置し、緊急110番通報システムの整備、囲障改修、防犯カメラ・防犯ベルの設置、緊急通報用トランシーバの配備、防犯器具の配備、自動体外式除細動器（AED）の配備などを行った。			
			【75-1】 学校安全に関する取組みを点検するとともに、学校安全に関する定期的な訓練や点検を継続的に実施する。	III			（平成19年度の実施状況） 各附属学校又は地区ごとに学校安全管理委員会を開催し、附属学校における防犯計画や防災避難訓練などの反省や安全対策について協議・意見交換を行うとともに、教職員・児童・生徒を対象に地震・火災発生や不審者侵入を想定した避難訓練を定期的に実施した。また、各附属学校園において安全管理に関する点検を毎月実施し、点検等の事項ごとに随時、四半期ごと及び年1回の報告を行わせた。
				III			（平成19年度の実施状況） 学校安全対策経費を措置し、附属幼稚園における鉄棒改修、附属池田中学校における校内放送設備改修、附属高等学校池田校舎における囲障改修、自動体外式除細動器（AED）の電極パッド交換や学校110番通報システムの保守など継続的に学校安全対策の改善に取り組んだ。
				ウェイト小計			
				ウェイト総計			

〔ウェイト付けの理由〕

.....

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

○学校安全に関する取組

【平成16～18事業年度】

(1)大学全体における取組

- ①学生、特に教員を目指す学生に学校安全や学校における危機管理に関する能力を修得させるため、柏原キャンパスでは教養基礎科目「学校と安全」（選択必修）、天王寺キャンパスでは教科専門科目「体育IV（保健と学校安全）」を開講した。
- ②災害、事故等における救命救急措置に対応するため、本学教職員を中心に応急手当普及員の育成に努めるとともに（累計80名）、応急手当普及員が指導者となり、学生、教職員を対象に「普通救命講習会」を実施（累計2,682名）した。
- ③「学校安全主任講習会」を毎年夏期休暇期間中3日間開催し、本学附属学校教員をはじめ全国の学校から累計196名の受講があった。
- ④「学校安全シンポジウム」を池田市民文化会館で開催した。
- ⑤「学校安全の日」関連行事として、本学主催による児童絵画作品展「あったらいいな！こんな学校」を開催した。（大阪府教育委員会、大阪市教育委員会、池田市、池田市教育委員会後援事業）
- ⑥事件のあった6月8日に毎年開催される附属池田小学校の行事「祈りと誓いの集い」の内容を可能な限り報道機関に公開し、学校安全に対する同校や関係者の願いを全国に発信した。また、平成16年度には、義捐金により「祈りと誓いの塔」が設置され、その除幕式を報道機関に公開した。
- ⑦本学で定めている「学校安全の日」（6月8日）の3限目（第二部は2限目）の全授業の中で、担当教員から学生に対して附属池田小学校事件の概要を伝え、事件とその教訓を学ばせ、教師を目指す学生に幼児児童生徒の安全確保と学校安全の重要性への認識と自覚を深める取組を実施している。

(2)附属学校園における取組

- ①附属学校における危機対応について、普段の学校安全に関する要項、緊急時の学校安全に関わる要項、訓練実施要項からなる「学校安全の手引き」を作成し、児童・生徒に配付した。
- ②地域との連携を図るため、各附属学校園に自治会、警察、消防署等の外部委員を加えた「学校安全管理委員会」を設置するとともに、学校安全の連絡・調整を行う「学校安全主任」を設置した。
- ③各附属学校園で策定している「学校防災・防犯計画」の見直し及び学校安全管理体制の強化、防災・防犯訓練を計画的に実施した。また、附属学校園全体の取

組として、「学校における安全管理チェックリスト」による定期的な安全管理の点検及び結果の大学への報告並びに改善を行うとともに、学外有識者を委員とする「学校安全管理委員会」からの改善内容等の意見にも対応している。

④各附属学校園における安全対策として、110番等緊急通報システムの整備、自動体外式除細動器（AED）の設置や附属池田小学校における画像自動検知システム「NICE VISION」（監視カメラの画像を自動分析し、校内への侵入者を自動検知するシステム）の導入を行った。

(3)学校危機メンタルサポートセンター(全国共同利用施設)での取組

- ①平成15年4月に設置した同センターでは、被害児童のサポートをはじめ、国内外の取組事例の調査・研究や各種講演会、シンポジウムなどの活動や学校内外での児童・生徒の安全確保のため、近隣の地域住民、警察、自治体などとのネットワークを構築し、大阪府池田市のヒヤリマップの作成なども行っている。
- ②同センターと企業との共同開発により、通学路における安全対策を構築するため、登下校の経路と所要時間をあらかじめ登録し、発信器を付けた子どもが登下校時間が大幅に違うと、学校、保護者、警察、消防に対してインターネット網を利用し、警報を発する「登下校通学路安全管理システム」を開発し、附属池田小学校において模擬試験を行うとともに、地域、地元公立学校等の協力を踏まえ、「連れ去り事件の抑止力」のためのシステム開発を行っている。

【平成19事業年度】

(1)大学全体における取組

- ①学生、特に教員を目指す学生に、学校安全や学校における危機管理に関する能力を修得させるため、柏原キャンパスでは教養基礎科目「学校危機と心のケア」（選択必修）を開講し、平成20年度からは必修科目として教職専門科目「学校安全」を開講することとしている。
- ②新たに27名の教職員の応急手当普及員を養成するとともに、応急手当普及員が指導者となり、学生、教職員を対象に「普通救命講習会」を実施した。
- ③「学校安全主任講習会」を前年度に引き続き開催し、本学附属学校教員をはじめ全国の学校から49名の受講があった。
- ④「学校安全の日」（6月8日）の3限目（第二部は2限目）の全授業の中で、担当教員から学生に対して附属池田小学校事件の概要を伝え、事件とその教訓を学ばせ、教師を目指す学生に幼児児童生徒の安全確保と学校安全の重要性への認識と自覚を深める取組を実施した。

(2)附属学校園における取組

「学校防災・防犯計画」の見直し、学校安全管理体制の強化、防災・防犯訓練の計画的な実施、防犯技術・安全教育等を実施した。また、附属学校園全体の取組として「学校における安全管理チェックリスト」により定期的に安全管理の点検を行い、その結果を大学へ報告し、その都度改善を実施するとともに、学外有識者を委員とする「学校安全管理委員会」へ改善事項を含め報告を行った。

○中期計画の変更する必要がある事項（PFIによる天王寺キャンパスの再開発）

【平成16～18事業年度】

(1)天王寺キャンパスの西館整備については、PFI方式によるものとして概算要求しているが、現在までのところ予算化されていない。

【平成19事業年度】

(1)中期計画【71】の一部において、「PFIによる天王寺キャンパスの再開発に取り組む」と計画している。この計画に伴う概算要求の見込みが立たないこと並びに平成21年度から実施される教員免許更新制（5,000人程度の受講者を予定）への対応などに伴い、交通至便性の高い天王寺キャンパスの西館の整備を緊急に実施する必要があることなどから、PFI方式による整備を中断し、目的積立金を持って西館改修を行うことについて、平成19年11月の経営協議会に諮り、その意見をもとに、平成20年度予算配分方針に計上し、平成20年3月開催の経営協議会において了承を得ている。

2. 共通事項に係る取組状況

○施設マネジメント等が適切に行われているか。

【平成16～18事業年度】

(1)施設マネジメントについては、学長の下に理事を室長とする施設整備管理室を設置し、施設有効活用の推進、施設維持管理計画・営繕工事実施計画の策定、キャンパスマスタープランの策定、省エネルギーに関する施策の検討など施設に関する諸課題に全学的な視点で対応している。

(2)「学生のための大学づくり」をコンセプトに、リフレッシュ空間と学習空間を分離した快適な「学びの場」を、教員養成課程棟及び教養学科棟ロビーの内装、家具、照明器具を一新し空調設備及びインターネットを完備したアメニティスペース（施設名メロンルーム、レモンルーム、1ヶ所130㎡）として整備した。

(3)既存施設の有効活用のため、施設整備管理室による現状調査等を踏まえ、全学共用スペースとして指定し、学内に公表した。大学全体の教育研究、社会貢献活動及び学生生活支援等の観点から、当面の計画を立案する一方で、スペースを必要とする教員からは原則施設使用料を徴収し使用を許可した。柏原キャンパスの共用スペースの一部を共同研究・実験室や学生用の自習室等として活用した。

(4)全国的な規模で「第2次国立大学等施設緊急整備5カ年計画」が進められてお

り、本学においても附属学校施設を中心に老朽施設の改善に向けた年次整備計画を作成し予算の確保を行い、附属平野中・高等学校校舎の耐震補強、その他老朽施設改善を実施し老朽施設の約6割について改善を図った。

(5)学生・教職員の参加によるキャンパススクリーンを年2回（7月、10月）実施している。また、エレベーターの増設、歩道・広場におけるスロープ、階段等の手すり設置、段差解消等のバリアフリー改善事業を積極的に実施した。

(6)環境保全に関する基本方針を定め学内外に公表し、教職員・学生に省エネルギーの意識向上を促すため、環境報告書を作成し学内外に公表している。ハード面ではエネルギー消費量削減のため、空調設備運用管理システムの適用範囲の拡大、ガス方式による空調設備の更新、洗面所・トイレ・廊下における自動作動機器による節水対策、照明の自動点滅式の導入等を随時計画的に実施した。

(7)金剛生駒国定公園内に位置する本学の立地条件と大学内の緑化スペースを利用して、自然を具体的に発見し、樹木と生活文化の関わりや自然と共生する智慧を養う機会と場を提供する目的として、(社)青少年交友協会の協力の下、「グリーンアドベンチャー常設コース」を設置した。

【平成19事業年度】

(1)空調設備の更新、照明の自動点滅式の導入等を計画的に実施した。

(2)キャンパススクリーンを年2回（7月、10月）実施した。

(3)歩道、広場に点字ブロックを設置するとともに、段差解消等のためバリアフリー化を推進した。

(4)全学共用スペースを学内の利用希望者に対して利用を許可し、使用者から施設使用料（総額約1,500千円）を徴収し、建物修繕経費として活用した。

○危機管理への対応策が適切にとられているか。

【平成16～18事業年度】

本学では、「人権と安全」をリスクマネジメントの基本に、教育環境、職場環境等の整備並びに諸活動を展開している。

(1)災害・犯罪等に対する危機管理体制の整備について、地震、火災、台風などの災害や犯罪等に対応した規程を制定し、災害等の予防のため、学長、理事、部局長、事務局の部課長を構成員とする防災等対策委員会を設置した。また、災害発生時に災害対策本部を設置するなどの災害応急対策を行う体制を整備した。平成18年度には、火災発生を想定した防災訓練を実施し、学生、教職員の防災意識の高揚・啓発を図った。防災等対策委員会において、安全確保の状況及び非常時の対応体制について確認を行うとともに改善を図った。

(2)学生による学内外における交通事故を防止するため警察署の協力のもと、交通安全講習会や交通指導、学生が安全な大学生活を送れるよう、護身術（実技）などを内容とするセキュリティ・オリエンテーションを実施した。

(3)平成16年度に大阪教育大学人権侵害防止等に関する規程を整備して人権委員会等を設置し、相談体制の構築や未然予防のための啓発活動、事案発生時の対応及び相談員の研修等を実施した。さらに「人権侵害防止等に関するガイドライン」を策定、「人権相談ガイド」の発行及び「学内における人権侵害に関する概要」の公表を通じて人権侵害の防止への取組を実施した。

(4)安全衛生管理に関する諸規定を整備し、衛生管理者、衛生推進者、産業医などを配置するとともに、安全衛生委員会を設置し、年2回の作業環境測定の実施、産業医による職場巡視、不必要となった薬品など化学物質等の廃棄処分、安全衛生に関する各種技能講習等の実施のほか、平成17年度から有機溶剤、特定化学物質を使用する教員・学生に対する特殊健康診断の実施や災害等の概要を全教職員に周知して再発防止に努めるなど安全衛生の推進を図った。

(5)職場のストレスに起因する教職員の健康影響のリスクを低減するため、セミナーを開催した。また、受動喫煙の一層の防止に向けて対応策を策定するとともに、メンタルヘルス相談窓口の学内設置や職場のメンタルヘルスをテーマとする教職員研修の実施した。

(6)情報セキュリティ委員会を設置し、セキュリティ対策の企画・立案を行い、その推進を図った。「情報セキュリティポリシー」(平成17年度策定)の周知及び徹底を図るため、教授会、学内研修会等での説明を行った。平成18年度には、ファイアウォール及びWebサーバのログ収集・解析システムの導入、ファイルサーバの二重化、カード方式による情報システム室への入退室管理システムを整備した。また、「情報セキュリティ事務局実施手順書」を作成し、各人においてセキュリティチェックなどを実施した。

(7)全学の学生、教職員の参加によるキャンパスクリーン(草刈、池清掃等)の期間の拡大や内容の充実を図り実施した。またシルバー人材センターを活用した良好なキャンパス環境の維持保全を行った。

【平成19事業年度】

(1)研究費の不正使用の防止について、文部科学省からの研究費の不正使用防止に関する通知文書等を学内グループウェア上に掲載し、教職員全員に周知した。また、競争的資金等の不正使用防止の取組の一つとして、科学研究費補助金取扱規程を一部改正し、平成19年度から研究費交付前における研究活動実施の手続きを簡素化し、研究費の立替え制度を実施した。さらに、公的研究費の不正使用を防止するための管理運営体制として、①相談窓口、②執行状況の検証、③執行に関する管理体制(物品の検収、旅行の事実確認、謝金の事実確認)を整備し、実施している。

(2)環境配慮促進法に基づく大阪教育大学環境報告書2007を作成・公表した。

(3)安全衛生委員会において、施設の危険有害要因の抽出を行い「職場の安全衛生

チェックリスト」を作成し、研究室、執務室の安全衛生点検を実施した。また、個々の職員の行動特性に起因して発生する恐れのある危険因子情報を収集の上「ヒヤリハット事例集」を作成し、学内で情報を共有する体制を整備した。

(4)受動喫煙対策として従来散在していた指定喫煙場所を整理するとともに、ニコチンパッチ処方や禁煙相談等の禁煙プログラムを実施した。

(5)各附属学校又は地区ごとに学校安全管理委員会を開催し、附属学校における防犯計画や防災避難訓練などの反省や安全対策について協議・意見交換を行うとともに、教職員・児童・生徒を対象に地震・火災発生や不審者侵入を想定した避難訓練を定期的実施した。また、各附属学校園において安全管理に関する点検を毎月実施し、点検等の事項ごとに随時、四半期ごと及び年1回の報告を行わせた。

(6)学校安全対策経費を措置し、附属幼稚園における鉄棒改修、附属池田中学校における校内放送設備改修、附属高等学校池田校舎における囲障改修、自動体外式除細動器(AED)の電極パッド交換や学校110番通報システムの保守など継続的に学校安全対策の改善に取り組んだ。

(7)耐震改修及び安全で快適な施設環境を確保するため、以下のような取組を行った。

附属天王寺中・高校舎耐震改修、附属池田中・高屋内運動場耐震改修及び増築、附属平野小学校舎耐震改修、附属特別支援学校校舎等耐震改修、講義室における空調設備の整備

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

(1)「防災マニュアル及び防災ハンドブックは作成されている。事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。」との意見を受け、安全に対する一般的心得をはじめ、防災体制、事件・事故・災害時の対応、応急手当等について記載した「安全マニュアル(教職員用)」、「安全マニュアル(学生用)」を作成し、全教職員及び学生に配布した。またあわせて、化学実験、観察等の授業を安全に行うため、事故防止、事故対応薬品の管理、安全指導等を記載した「薬品管理マニュアル」を作成し、関係教職員に配布した。さらに、救命処置方法及び緊急連絡先一覧を、学生が常に携帯しておけるようカードに掲載した「命のカード」を作成し、全学生に配布した。「安全マニュアル」及び「薬品管理マニュアル」は学内向けの大学Webページにも掲載した。

【平成19事業年度】

該当事項なし。

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	①学士課程 教養教育・共通教育では、豊かな感性や人間性、批判的な思考力、高い人権意識、総合的な判断力等を養うとともに、IT活用能力や外国語運用能力、知的探求の基本的スキルや自己学習の能力を養う。教員養成教育では、教職教養とともに、深い教科内容の理解と高い教科指導能力を育成し、4年間の体系的な教育実習を通して実践的な教職能力を養う。また、学校安全や危機対応についての知識や能力を養う。教養系専門教育では、教養教育・共通教育の基礎の上に、専門分野についての総合性の高い基礎知識を修得し創造性豊かな探求能力を養う。 ②大学院課程 教育系専攻では、教育科学の最新の知識や研究成果についての理解を深めるとともに、教科教育や教科内容に関連する高度な知識や研究手法を修得する。これによって、教育現場で指導的な役割を担える教員を育成するとともに、現職教員の継続教育を行い資質の向上を図る。教養系専攻では、学卒者及び社会人を対象に、高度化する現代社会の要請や多様な課題に対応できる実践的な探求能力を養い、様々な専門的な職業分野で見識と創造的な課題解決能力をもって指導的立場を担える人材を育成する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
①学士課程 【1】 教養教育・共通教育の成果に関する具体的目標の設定 教養教育・共通教育では、歴史、文化、社会、自然、数理、人間、芸術等についての豊かな教養を涵養し、社会や文化の特徴や本質、人権の歴史や発展等について、自ら問題意識をもって探求し思索できる能力の育成を目標とする。IT活用能力については、基本的技能の習熟に加え、情報モラルと情報セキュリティ、マルチメディアデザイン、ネットワークコラボレーション等の理解と構想能力の修得を目標とする。外国語運用能力については、TOEFL得点などによる具体的な達成目標を設定する。スポーツについては、生涯にわたるスポーツ実践のための基礎知識と技能の修得を目標とする。	【1-1】 TOEFLの検定試験結果に基づいて単位認定を実施し、その改善点を検討する。	言語科目（英語Ⅱa）において、期末試験でTOEFL-ITPを受験させ、その結果と出席状況等で成績評価とすることをシラバス及び「履修上の注意事項」に掲載し、学生に周知している。なお、TOEFL-ITPの達成目標は500点と設定した。 また、TOEFL-ITP 550点以上（TOEFL-CBT 213点以上、TOEFL-iBT 79点以上）があれば、単位を取得したものと見なすこともあることも明記している。（平成19年度は、対象者0名） さらに、平成19年度の実施結果を次年度以降の改善に向けた判断材料としていく。

【2】 専門教育の成果に関する具体的目標の設定 教員養成教育では、教職教養や教科内容についての専門的知識の基礎の上に、学校教員として即戦力になり得る教科指導及び生徒指導の能力、安全意識や危機対応能力、並びに得意分野の育成を目標とする。さらに、4年間の体系的な教育実習により、学校教育の臨床的課題や特別支援教育について実践的能力の育成も目標とする。教養系専門教育では、各分野の特性に応じた基礎・基本とともに、関連分野の幅広い知識の修得を目標とする。基礎セミナーやインターンシップ実習によって職業観の育成を図り、特定の課題について自ら説明し見解を述べ探求に取り組める能力の育成を目標とする。	【2-1】 実践力重視の教員養成への質的転換をめざし、教員養成教育の全体的なカリキュラムデザインを検討する。 ----- 【2-2】 教養系専門科目の見直しを引き続き進める。 ----- 【2-3】 基礎セミナーの推進を図り、インターンシップ実習を組み込んだ授業科目を増設する。	『実践力重視の教員養成への質的変換』をめざし、「4年間積み上げ方式の体系的な教育実習」の一環として、「観察実習」、「学校教育体験実習」を実施した。教職専門科目に「学校教育と著作権」などを開設し、相互履修科目を新たに4科目増やすなどのカリキュラム改正を進めた。また、平成19年度入学者から、教員養成課程において、「学校安全」を教職専門科目として必修科目とした。なお、従来実施してきた教養基礎科目の「学校と安全」は、「学校危機と心のケア」と名称変更して開講した。天王寺キャンパスにおいては、必修科目「学校安全教育」を同様に開講する。さらに、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせる科目等の新設に向けた検討に着手した。 ----- 教養学科各講座で専門科目の相互履修等の検討を行い、平成19年度においては、文化研究専攻欧米言語文化コースと中学校英語専攻、自然研究専攻と中学校理科専攻、芸術専攻と小・中学校美術専攻が相互履修を行った。 ----- 学校教育発展実習の実験的試行を行い、学校でのインターンシップを通じて、各自の授業研究や児童・生徒理解などの課題を追求した。 課題（実施時期及び評価方法）については、教育実習専門委員会で検討を進めている。 教養学科において、全専攻（現在3専攻で実施中）で基礎セミナーを開設するようカリキュラム改正を検討中である。
【3】 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 教員養成課程学生の教職就職率を、さらに向上させる。学生の教職意欲を高めるため、正課や課外における就職指導を充実し、学校ボランティアや学校サポーターなど、在学中の学外での学校活動への参加を支援する。学生の職業意識を啓発するため、関連講義やインターンシップ実習を導入する。学校教員のほか、図書館司書や学芸員などの様々な専門職、民間企業、公務員、公的機関・施設の職員等、幅広い進路に対応した就職指導や就職支援を充実する。就職機会の拡大につながる資格取得を促進するための方策を講じる。	【3-1】 大阪府・市の公立学校の小・中学校の教員採用試験については、前年度を超える合格率を確保することを目標とする。 ----- 【3-2】 教員採用試験の合格率の向上に向けて、大学生協と協力して採用試験対策セミナーを開講する。 ----- 【3-3】 インターネットを利用したボランティア登録システムを導入し、学生のボランティア活動を支援する体制の構築を進める。 ----- 【3-4】 学生の職業意識の啓発に資する授業科目の開講数を増やす。また、インターンシップ実習を組み込んだ授業科目を増設する。	キャリアサポートデスクにおいて、延べ6,756人の学生に対し教員採用試験に向けて、面接・模擬授業等の指導を行い、目標達成をめざし取り組んだ。大阪府・市の教員採用試験合格率は56.6%と平成18年度の54.8%から約1.8%上昇し、合格者数も265人（前年度264人）と前年度と同数以上を確保できた。 ----- 模擬試験を3回実施し、参加者延べ356人（平成18年度3回実施、参加者延べ261人）、実践講座を実施し、参加者延べ328人（平成18年度実施、参加者延べ301人）であった。実施内容としては、一次試験の筆記試験及び二次試験の面接・集団討論対策を主体とした。 ----- 学校サポートの募集情報を大学Webページに掲載し、学生のボランティア活動支援を行った。さらに、インターネットを利用したボランティア登録システムを構築し、活用を図った。 H20.3末時点で87名登録 ----- 学生の職業意識を高めるため、教養基礎科目「キャリアデザイン」を平成18年度から1コマ開講し、209名が受講した。受講生から好評であったので、平成19年度は2コマと開講数を増し、540名が受講した。平成20年度は非常勤講師を採用し、4コマを開講する計画である。

	【3-5】 前年度実施した「就職支援に関するアンケート」を引き続き実施し、新たなニーズ把握とその分析を行う。また、幅広い進路に対応した就職指導や就職支援を実施する。 【3-6】 就職支援の改善に資するため、卒業生の就職先等の基礎データ収集を行う。 【3-7】 学生にとって有為な資格を取得できる授業科目を明らかにし、必要な資格取得科目の検討をさらに進める。	「就職支援に関するアンケート」を実施し、就職支援実施委員会において分析を行い、支援方策の検討を行った。また、より充実した就職支援方策を検討するため、3回生を対象に進路変更調査を行った。 今年度から新たに教員就職希望者の意識向上のため教員就職ガイダンスを1、2回生を対象に6月27日、3回生を対象に10月17日、企業就職希望者を対象に面接対策実践講座を11月13、16日、12月11、14日に実施した。 卒業式において進路状況調査を行う等徹底した情報収集を行い、就職状況不明数は8人（平成18年度6人）と、ほぼ同水準まで（不明率0.6%（平成18年度0.5%））データを収集した。 学生生活アンケートで取得希望の多かった資格について、受験資格及び必要な授業科目を調査し、本学の開講科目としてふさわしい科目の把握に努め、教員免許状以外に学校図書館司書教諭・社会教育関係資格等、教員養成教育・教養系専門教育の専門性を活かしながら、各専門分野に関連した資格取得につながる授業科目を開設し、資格取得を促している。
【4】 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 教育の成果は、厳密な成績評価、卒業論文・卒業制作の評価、各種の検定試験の実施によって検証する。また、卒業生の追跡調査（アンケート調査、聴き取り調査等）を実施する。これらの結果をもとに、学内の評価・改善組織において必要な改善に取り組む。	【4-1】 シラバスに示した授業の到達目標の達成度評価の分析及び5段階の成績評価分布調査・分析並びに卒業論文・卒業制作の分析を基に、教育成果の検証方策を引き続き検討する。 【4-2】 平成18年度に実施した卒業生に対するアンケートの集計結果の分析を基に、今後の改善点を教学委員会において検討する。	平成18年度の各授業科目の成績評価分布調査を終え、分析した結果を10月4日、11月20日の教学委員会に改善方策の検討を行うとともに、部局長連絡会議で報告し、成績評価分布が偏った授業等について明らかにし、FD委員会等で活用することとした。 平成18年度に実施した卒業生に対するアンケートの分析結果を踏まえ、授業改善、指導教員体制の徹底等を行うとともに、引き続き平成19年度卒業生に対するアンケート調査を実施した。
②大学院課程 【5】 教育の成果に関する具体的目標の設定 教育系専攻では、学部教育の基礎の上に、専修免許状取得に相応しい高度な教育科学の知識を修得するとともに、教育現場での実践的課題に対応した教科教育や教科内容についての体系的で深い知識を修得し問題意識を涵養する。また、自らの研究成果を具体的な教育実践に活かせる能力の育成を目指す。教養系専攻で	【5-1】 大学院の見直しに対応した新しいカリキュラムを実施する。	大学院の見直しにあっては、専修からコース制への変更、長期履修制度導入等の改革を実施した。長期履修制度を活用し、教員免許状（1種）取得に対応したカリキュラム、現職教員の職能向上に対応したカリキュラム及び附属学校を活用した実践的カリキュラム等の整備を行い、平成19年度入学者から実施した。

は、学部教育の基礎の上に、専門分野の高度な知識を修得するとともに、総合性の高い専攻の特色を活かして広い視野から専門分野の特質と成果を捉え、自らの専門的素養を高度な職業実践の場で活かせる能力の育成を目指す。		
【6】 修了後の進路等に関する具体的目標の設定 教育系専攻学生の教職就職率を、さらに向上させる。また、大学院学生の学部授業の履修制度の整備を進め、様々な職業分野への就職機会の拡大を図るほか、資格取得を促進するための方策を講じる。学校教員のほか、図書館司書や学芸員等の様々な専門職、民間企業、公務員、公的機関・施設の職員等、幅広い進路に対応した就職指導や就職支援を充実する。	【6-1】 学生の教職就職率をさらに向上させるため、FD事業等を実施し指導教員による指導を徹底する。また、前年度を超える教職就職率を確保する。 【6-2】 学生にとって有為な資格を取得できる授業科目を明らかにし、必要な資格取得科目の検討をさらに進める。 【6-3】 前年度実施した「就職支援に関するアンケート」を引き続き実施し、新たなニーズ把握とその分析を行う。また、幅広い進路に対応した就職指導や就職支援を実施する。	就職支援実施委員会と学生支援実施委員会等が共催し、学生支援についての全学FD（テーマ「学生の笑顔を見るために」～本学・学生の現在(いま)と未来(これから)～）を11月28日に開催した。この中で、就職支援に関する実態等を明らかにし、指導教員の就職に対する意識向上を図った。 平成18年度教育系専攻修了者の教職就職率は55.7%（平成17年度56.9%）と前年とほぼ同水準を確保した。 大学院学生の教育・研究の補完のため学部履修制度を設け、1年間12単位まで学部の授業を履修できることとした。また、教員免許状を持たない学生にも、学部授業を履修することにより3年間で一種免許状が取れるよう、平成19年度から長期履修制度を活用し、教育職員免許状取得プログラムを導入し、17名のプログラム受講者を受け入れた。 「就職支援に関するアンケート」を実施し、就職支援実施委員会において分析を行い、支援方策の検討を行った。今年度から新たに教員就職ガイダンスを1回生を対象に6月27日、10月17日、企業就職希望者を対象に面接対策実践講座を11月13、16日、12月11、14日に実施した。
【7】 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 教育及び研究指導の効果は、厳密な成績評価や論文審査を通して検証するとともに、修了生への追跡調査（アンケート調査、聴き取り調査等）を通して検証する。これらの結果をもとに、学内の評価・改善組織において必要な改善に取り組む。	【7-1】 シラバスに示した授業の到達目標の達成度評価及び修士論文の審査結果報告書の分析を基に、教育成果の検証方策を引き続き検討する。 【7-2】 平成18年度に実施した修了生に対するアンケートの集計結果の分析を基に、今後の改善点を教学委員会において検討する。	年度計画【4-1】の『計画の進捗状況』参照 年度計画【4-2】の『計画の進捗状況』参照

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

中期目標	①学士課程 入学者の受け入れに当たっては、基礎学力を備え教職への強い意欲や関心をもつ者のほか、幅広い教養と専門的素養を活かして社会で活躍したい者を積極的に受け入れる。教育課程については、教職者のための教養を含む教養教育・共通教育のカリキュラムを編成する。教員養成教育では4年間にわたる教育実習を中心とする体系的な教員養成カリキュラムを編成する。教養系専門教育では、専門領域の基礎を幅広く学ばせるための実践的で総合性の高いコースカリキュラムを編成する。教育方法については、少人数授業、実験・実習・演習授業を重視するとともに、体験型授業や参加型授業を拡大し、フィールドワークやインターネット活用等を積極的に導入する。成績評価については、責任ある授業の実施と一体的に、教育の質の保証の観点から厳格化を進める。
	②大学院課程 強い教職志向を持って専門的な研究に意欲を持つ者のほか、明確な将来目標と旺盛な研究意欲を持って研鑽を求める学卒者、現職教員、社会人等を積極的に受け入れる。教育系専攻の教育課程については、高度な教育科学、教科教育及び教科内容の研究を中心に、体系性と総合性を備えた授業科目でカリキュラムを編成する。教養系専攻の教育課程については、分野融合を目指す専攻の理念に基づき、総合性の高い高度な授業内容でカリキュラムを編成する。教育方法については、専門分野の特性に応じて調査・実習・実験・演習を含む実践的な研究指導を重視するとともに、職業現場をフィールドとするケーススタディやグループワークを積極的に導入する。成績評価については、責任ある授業の実施や研究指導の実施と一体的に、教育の質を保証する観点から厳格化を進める。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
①学士課程 【8】 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 基礎学力を重視しつつ、興味・関心・意欲・経験などに着目した入学者選抜を拡大していく。具体的には、特別選抜（推薦入学等）を拡大し、多様な内容や方法を備えた推薦入学制度を積極的に導入する。また、入学者の入学後の追跡調査や入試結果の分析を行い、入学者選抜方法の改善に活かすとともに、入学者選抜を的確かつ適正に実施するための資料収集と評価の手段として、高校生を対象とするステークホルダー調査を活用する。	【8-1】 特別選抜（帰国子女、編入学等）の受入体制について、前年度の検討内容結果を踏まえ、さらに実施体制等を検討する。	特別選抜の受入れの可能性について、各部局にアンケート調査を平成18年度に行ったところ、受入可能な種別は編入学（9講座）、帰国子女（4講座）、中国引揚者（4講座）、社会人（6講座）、AO入試（1講座）であった。この結果を踏まえ実施に向けては、学部見直しの教育組織が大きく関係するので、学部見直しの進捗状況をにらみながら、実施を可能にするための条件（出願資格・募集人員・選抜方法・履修条件等）について検討を進めた。
	【8-2】 引き続き入試データ・入学後の成績データ・就職データを踏まえた、入学者選抜方法の検討を行う。	入学試験検討専門委員会第二部会において、平成16・17年度卒業生の入試成績、学内成績及び就職（教員採用試験）結果の関連について検討し、報告書に取りまとめ、各部局各専攻の入学者選抜方法の改善の参考資料となるよう部局長連絡会議に報告した。（資料「入試成績、学内成績の相関、及び入試、学内成績と就職（教員採用試験）結果の関連についての検討」）
	【8-3】 入学者選抜方法等の改善に資するため、卒業生の就職先等の基礎データ収集を行う。	卒業式において進路状況調査を行う等徹底した情報収集を行い、就職状況不明数を8人（平成18年度6人）と、ほぼ同水準（不明率0.6%（平成18年度0.5%））までデータを収集した。入試方法改善の検討資料の一つとして利用できるよう、昨年度に引き続き入学から卒業・就職状況まで一貫したデータ化を図っている。
	【8-4】 本学のアドミッション・ポリシーに合致した優秀かつ意欲的な学生の確保に資するため、新入学生のアンケート調査を実施し、平成17年度実施のステークホ	平成18～20年度の新入生にアンケート調査（入学者選抜に関する事項）を実施し、入学試験検討専門委員会第二部会において、その分析を行い、本学への志望動機として「本学が国立の教員養成大学だから」が大半を占めていることにより、アドミッションポリシーに掲げる求める学生像の「教職につくことを強く希望し、その意志を持ち続けることのできる人」が概ね確保できていることが確認できた。

	ルダー調査（高校生対象）の分析結果と照らし合わせて検討する。	
【9】 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 教養教育では、思案と芸術、国際と地域、歴史と社会、人間と生活、生命と環境、数理と自然など、特色ある教養コアとともに、教育と人間など、教職をめざす学生のための教養コアを設定する。教員養成教育の充実のために、教養系専門教育のコースカリキュラムの効果的な活用を進める。カリキュラムの企画・運営・評価を担う全学組織を設置する。近畿の4教員養成系大学と協力して、初等教育から大学院教育に対応したeラーニングのシステムやコンテンツの開発を進めるとともに、教員養成カリキュラムの開発を進め、eラーニングを活用した単位互換を行う。	【9-1】 教育系専門科目を見直し、教養系専門科目を活用することにより教員養成教育の充実をさらに進める。 ----- 【9-2】 近畿地区の4教育大学連携に関する検討会・eラーニング部会の検討で明らかとなった、授業におけるeラーニングの具体的利用方法の課題を分析し、その解決に取り組む。 ----- 【9-3】 eラーニングを活用した単位互換に向けて明らかとなった課題の解決に取り組む。	教員養成課程及び教養学科においてカリキュラムの見直しを検討中である。 ----- 近畿地区の4教育大学連携に関する検討会が10月29日と1月28日に開催され、各大学のeラーニング授業の進捗状況及び当面の取組について確認された。 本学では、「eラーニング推進委員会」を設置し、1月24日に第1回委員会を開催し、4教育大学の連携状況を踏まえ、当面の取り組む課題が確認された。 ----- 近畿地区の4教育大学連携に係る「教員養成カリキュラム開発」に向けた検討会が2月5日に開催され、当面の取組が確認された。3月3日の検討会では、「教職実践演習」を中心とするカリキュラム開発についての課題が確認された。
【10】 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 学生の自発的・主体的な学習態度や学習意欲をエンカレッジするため、体験型授業、参加型授業、ディベート型授業等を拡大するとともに、グループワークやフィールドワーク等も拡大する。また、学校ボランティアやインターンシップ実習を授業の中に位置づけ単位化を図る。	【10-1】 全学的に設定したフィールドワークの日を活用し、学生の自発的・主体的な学習をエンカレッジする。また、体験型・参加型・ディベート型授業、グループワークやフィールドワーク等の実施状況調査の結果を踏まえ、その問題点や改善点を検討する。 ----- 【10-2】 ボランティア及びインターンシップ実習を組み込んだ授業科目を増設する。	問題点や改善点を検討した結果、フィールドワークの日の日程確定を5ヶ月前の12月に決定し、直ちに周知を図り、実施率の拡大を図った。 ----- 教養基礎科目においてボランティアを組み込んだ授業「いい汗かこうぜ！ボランティア」を新たに開設した。
【11】 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 責任ある授業の実施と厳格な成績評価によって教育の質の向上に取り組む。成績評価に対する説明責任を明確にするため、5段階評価の趣旨を徹底し、評価基準を明確にしてシラバスに掲載する。こ	【11-1】 厳格な成績評価に向け、科目分類別の成績分布を基に、評価基準の明確化を進める。 ----- 【11-2】 セメスターごとに成績評価を分析し、授業の改善を図る。	平成18年度の各授業科目の成績評価分布調査を終え、分析した結果を10月4日、11月20日の教学委員会に報告した。また、成績評価に係る問題点についての整理を行った。 ----- 年度計画【11-1】の『計画の進捗状況』参照

れによって、成績評価の厳格性と一貫性を確保し、学生の満足度を向上させる。セメスターごとに成績評価の結果を分析し改善を図る。		
②大学院課程 【12】 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 将来の指導的な人材としての資質や可能性を見る観点から、学業履歴や学業成績、卒業研究・卒業制作の成果、インターンシップ経験やその他の活動歴等を考慮しつつ、研究計画書、志望動機、面接結果等を重視する入学者選抜方法の導入を検討する。また、現職教員や社会人の受け入れ拡大のための入学者選抜方法の適切な改善を工夫する。	18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし。	
【13】 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 学部・大学院の6年一貫教員養成カリキュラムの開発や現職教員のためのカリキュラム等の企画・運営・評価に責任を持つ全学組織を設置する。大学院における教員養成や現職教育の新しいニーズに対応したカリキュラムを編成するため、大阪府・大阪市の教育委員会等とも連携しながら教育現場の実践的な課題に対応できるようカリキュラムを見直す。大学院サテライトキャンパスで実施する社会人教育のためのカリキュラムを新たに開発する。	【13-1】 学部・大学院の6年一貫教員養成カリキュラムを検討する。また、社会人受入れのための推進方策及び現職教育に対応したカリキュラム・履修方法について引き続き検討を進める。	教員養成系専攻においても長期履修学生制度を適用した。平成20年度入学予定者のうち、5名の学生の長期履修を許可し、10名の学生には教育職員免許状プログラムの受講を許可した。 また、6年一貫教員養成カリキュラムの検討は、学部見直しと学部での「教職実践演習」等のカリキュラムの検討とあわせて検討することとした。
【14】 授業形態、研究指導法等に関する具体的方策 大学院学生の自発的・主体的な学習・研究意欲をエンカレッジするため、調査や実習など実践を重視する指導方法を拡大する。学校現場やその他の職域を対象	【14-1】 学生の自発的・主体的な学習をエンカレッジするため、全学的に設定したフィールドワークの日の積極的な活用を進める。 【14-2】 体験型・参加型・ディベート型授業、	年度計画【10-1】の『計画の進捗状況』参照 年度計画【10-1】の『計画の進捗状況』参照

とするグループワークやフィールドワーク等を充実する。インターンシップ実習を授業の中に位置づけ実践研究として単位化を図る。	グループワークやフィールドワーク等の実施状況調査の集計・分析を踏まえ、その問題点や改善点を検討する。	
【15】 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 大学院の授業科目のシラバスを整備する。成績評価に対する説明責任を明確にするため、5段階評価の趣旨をさらに徹底し、研究指導の方針や評価基準を明確にしてシラバスに掲載する。これによって、成績評価の厳格性と一貫性を確保し、学生の満足度を向上させる。セメスターごとに成績評価の結果を分析し改善を図る。	【15-1】 厳格な成績評価に向け、科目分類別の成績分布を基に、評価基準の明確化を進める。 ----- 【15-2】 セメスターごとに成績評価を分析し、授業の改善を図る。	年度計画【11-1】の『計画の進捗状況』参照 ----- 年度計画【11-1】の『計画の進捗状況』参照

II 教育研究等の質の向上の状況
(1) 教育に関する目標
③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	教員配置については、分野別の教員組織の編成を弾力化し、新しい教育ニーズに対応して教員を柔軟に配置するとともに多様な人材を登用していく。教育環境の整備については、図書館や学内LANをさらに充実するとともに、演習室や実習・実験室、学生の自主的な学習活動のためのスペースをさらに整備する。また、社会人のための夜間授業の拡大に対応した施設の確保を図る。教育の質の改善のため、責任ある授業の実施を徹底するとともに、学生による授業評価の実施を拡大し、改善システムを整備する。また、FD事業をさらに充実するとともに、教員の教育活動についての評価システムを開発する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【16】 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 流動定員枠を設けるなどして分野ごとの教員配置を弾力化し、ニーズの高い専門分野を重点的に強化するなど戦略的な教員配置を行う。また、教育界、民間、官公庁等からも実務経験や専門知識の豊かな人材を採用し、変動し多様化する学生の教育ニーズに機動的に対応していく。	【16-1】 平成20年度教員配置計画に基づいて、補充ポストを活用した教員の再配置に取り組む。	平成20年度教員配置計画に沿って、健康科学（健康科学講座）、学校安全・危機管理（学校危機メンタルサポートセンター）のほか、幼児教育（学校教育講座）、臨床心理（実践学校教育講座）、生活科（教職教育研究開発センター）の各分野に1名、教育実践分野（教職教育研究開発センター）に2名の教員配置を行った。 教育実践分野については、「大阪府教育委員会との人事交流に関する覚書」を締結し、これにより採用する教員を学長裁量による教職教育研究開発センターの教授又は准教授として3年間（再任1回）の任期付教員とすることを「国立大学法人大阪教育大学における教員の任期に関する規程」に加え、平成20年4月1日付け採用を行った。 また、新たな教員組織制度の中で、従来の助手の活動状況を踏まえ、自立した教育能力を有する者を助教として処遇することにより、助手の職務を明確にするとともに、大学の教育研究指導体制の整備を図った。
【17】 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 コンピュータによる語学実習設備を導入する。講義室、実験室、実習室、演習室や、芸術・体育等の実技分野の各種施設については、定期的に活用状況や運用上の問題点を調査分析の上、効果的な活用を図りながら改修・整備等を進める。附属図書館は、本学の特性を踏まえた図書資料・電子図書の収集を進め、学習支援・教育支援面での機能充実とサービス向上を図る。情報ネットワークの活用を促進するため、情報処理センターをハブとする情報基盤システムの強化を図るとともに、端末規模を拡大しオープン利用スペースを確保する。また、教育用デー	【17-1】 共通講義棟及び教員養成課程講義棟、教養学科講義棟の机・椅子・視聴覚機器について、年次計画に基づき整備を進める。 【17-2】 附属図書館において、改訂教科書の購入を進めるとともに、教科書データベースの充実を図る。また、利用者教育や情報リテラシー教育のための研修会を実施する。 【17-3】	年次計画に基づき、順次プロジェクターの設置や老朽化の激しい机・椅子の教室から整備を行った。引き続き、平成20年度以降も実施していくこととしている。 平成19年度分の改訂高校教科書全点と、その他教科書を含め467冊を購入し、目録作成のうえ本館分館で利用に供した。この他、研究室関係では副読本など、485冊の購入も行われている。また、教科書関係データ作成に関しては、遡及入力（1,252冊）を含め計2,204冊余を新たにデータベース化するなど、蔵書の充実・整備を図り、学習研究環境の向上に務めた。 また、平成19年度のガイダンス、ツアー、目録検索、電子ジャーナル利用法、各種データベース検索などの講習会等を講座との連携の下に実施し、590名が参加した。この他、中高生やその保護者、地域住民など268名に図書館サービスを提供するなど、本学学生はもとより、広く地域住民等を含め、学習・教育の支援に結びつく図書館サービスを展開した。 eラーニングシステム（コースナビ）による試行を進めてきたところ、利用者か

タベースや学校教育の情報化に対応したeラーニングのシステムの整備に取り組む。情報メディアを活用した授業を拡大し、視聴覚教室の活用を促す。学生支援事務の電子化を図る。	eラーニングシステムの試験的運用の範囲を拡大し、教職員向けの研修あるいはセミナーを実施して利用に関するノウハウ等の学内における共有化を図る。 【17-4】 近畿地区の4教育大学の連携事業において、テレビ会議システムの利用を進めるとともに、学内における利用促進のための方策を検討する。また、情報メディアを活用した授業を拡大し、視聴覚教室及び普通教室への情報メディア設備の整備充実を図る。 【17-5】 教務WEB（ユニバーサル・パスポート）を活用し、履修の申請及び確認、成績入力を実施する。	らユーザインターフェースの改善が指摘されたため、オープンソースのeラーニングシステムであるムードルを並行して運用するための検討を進めた。3月11日にはムードルの運用のノウハウを調査した。 近畿地区の4教育大学連携に関する検討会が10月29日と1月28日に開催され、各大学のeラーニング授業の進捗状況及び当面の取組について確認された。 本学では、「eラーニング推進委員会」を設置し、1月24日に第1回委員会を開催し、4教育大学の連携状況を踏まえ、当面の取り組む課題が確認された。 平成19年1月より始めた休講情報については、安定運用に入った。また、学生への緊急連絡用にも利用している。 履修申請については、平成19年度後期より一部の学生での試行運用を行い、問題点を把握した。
【18】 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 学生による授業評価の実施率を高め、評価結果を適切な方法で公開する。教員の教育活動の評価システムを開発する。教育活動に関する自己点検・評価を厳正に行うとともに、外部評価を実施する。卒業生、教育委員会、学校関係者、企業関係者等による教育フォーラムを開催し、教育の水準・成果の検証の機会を設ける。これらの結果に基づき、学内の評価・改善組織において必要な改善に取り組む。	【18-1】 「大阪教育大学授業評価システムの考え方について」に基づき、所要の改善を図りながら、授業評価の実施率を高めるとともに授業改善の向上に取り組み、評価結果を公表する。 【18-2】 国立大学法人評価委員会が行う暫定評価に対応した、教育活動に関する自己点検・評価を実施する。 【18-3】 平成18年度に実施した自己点検・評価の結果を基に、改善に取り組む。 【18-4】 教育委員会、学校関係者、本学教員、学生による「大阪教育大学フォーラム」を開催する。	アンケート対象授業を受講学生数6人以上の授業科目に変更し、実施率は平成19年度前期82.5%、後期86.0%（H18前期83.3%と後期79.6%）とアップした。 教育活動に関するデータを収集し、教育水準評価、達成状況評価に当たっての自己点検を実施した。 前年度に行った自己点検評価の結果について、平成19年度実施の認証評価結果を踏まえ、評価・情報室において改善課題の整理を行い、各部署長宛改善に向けた取組について要請を行った。 平成18年度フォーラムの全容を記載し、一年間の活動内容を記録した教育実習専門委員会活動報告書を刊行し、全教員に配布した。 なお、平成19年度は2月20日に開催し、教育委員会、学校関係者、大学教員、附属教員、学生による発表や意見交換により、教育実習の課題を点検し、教育成果の検証を行った。
【19】 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策	【19-1】 教育活動に関する教員アンケートの集計結果を基に整理された、教育委員会・学校現場・附属学校との連携による学習	年次進行に伴い、2回生対象の学校教育体験実習の実施にあたり、学校現場を中心とする教材ビデオを開発し、事前授業で活用した。

附属学校等の教育現場と連携して、各種の情報メディアを用いた実践的な教員養成のための教材を開発する。学校教育における知的財産教育の開発に取り組む。附属図書館の教育利用を促進し、図書館資料を活用した学習形態を拡大する。FD事業の中で、質の高い授業の研究開発に取り組むとともに、授業公開を拡大して教員相互の研鑽の機会を拡大する。	コンテンツ（成果物等）を利用して、情報メディア教材を開発する。 ----- 【19-2】 現代G P事業計画に沿って、さらなる知的財産教育の推進を図る。特に事業の最終年度に当たることから、次年度以降の継続性を踏まえて取組を行う。 ----- 【19-3】 シラバス掲載資料等、授業に関連した図書の整備を図る。 ----- 【19-4】 F D事業を通してより授業改善に取り組む、教員相互の研鑽の機会を拡大するため授業の公開を進める。	教育推進と理解増進のため、学内向けに著作権教育セミナーを9月に開催した。また、ロボットコンテストを用いた知的財産教育の試みを行った。さらに、知的財産教育シンポジウムを1月に開催し、現代G P事業の成果として、大阪教育大学における知的財産教育事例集を作成した。 なお、次年度以降も学長裁量経費を措置し、事業を継続することとした。 ----- 平成19年度用のシラバス掲載・授業関連図書の購入実績は559冊、約169万円であった。また、学生希望図書は758冊、約167万円を購入した。これらは整理の上、利用に供した。新たな取組として、シラバス資料提供機能の強化を図るため、附属図書館と教務課が連携し、平成20年度用からのシラバス掲載資料とOPAC検索との連携ができるよう準備作業に入った。 昨年度から図書館WebページによるWebサービス（購入希望、学外複写依頼、学内外貸借依頼、利用状況照会、E-mail連携サービス、予約申込み、SDIアラート等）の拡大を行い、非来館型学習・研究への対応を図るなど図書館機能の強化・高度化を図った。 ----- 教養学科においては、従来の教員相互の授業公開（公開了承教員58名、延べ科目数198）を一步進める視点から今年度から一般市民に教養基礎科目を公開（42科目）し、学生以外の意見等も聴取し、授業の改善等に取り組んでいる。
【20】 全国共同教育に関する具体的方策 近隣の教員養成系大学・学部との協定に基づき、大学の枠を超えた学習機会を拡大していく。大阪地区の大学コンソーシアムのもとで、国公私立の枠を超えた学習機会の拡大に参加していく。遠隔地の大学との間で協定を締結し、相互に学生を交換してセメスター単位で滞在学习ができる制度を導入する。放送大学等との間で単位互換を実施する。	【20-1】 近畿地区の4教育大学連携に関する検討会・eラーニング部会の検討で明らかとなった、授業におけるeラーニングの具体的利用方法の課題を分析し、その解決に取り組む。 ----- 【20-2】 大学コンソーシアム大阪が実施する学習機会の拡大に資する各種事業に積極的に参画する。	近畿地区の4教育大学連携に関する検討会が10月29日に開催され、各大学のeラーニング授業の進捗状況及び当面の取組について確認された。 ----- 大学コンソーシアム大阪の実施する単位互換事業に24科目の授業を提供し、12人21科目の受講者があった。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

④ 学生への支援に関する目標

中期目標	学生が自らの学習目標と進路希望に応じて履修計画を立て、意欲をもって学習に打ち込めるよう、学習相談・助言体制を整備する。生活上、経済上、心身上等の問題を抱えて就学する学生に対して、身近で親身な相談・助言・支援体制を充実する。就職相談や資格取得の支援など、各種の学生サービス・学生支援を充実する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【21】 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 学生支援のための教員用マニュアル「指導教員ハンドブック」を作成する。指導教員制やオフィスアワーを充実するとともに、学生相談員を配置し、学習相談・助言体制を充実する。また、大学ホームページや電子メールを利用した学習相談システムを開発する。学習相談・助言・支援に、新入生セミナーや在学生セミナーを活用する。	【21-1】 学生担当教員体制の充実及びオフィスアワーの拡大に取り組む。	昨年に引き続き4月8日に指導教員説明会を実施し、副学長、学長補佐から重要事項、課題等の説明を行った。オフィスアワーの設定率は、90.8%（「H18組織評価（基礎評価）」に係る教育活動に関する教員アンケート集計表（第二部含む）」と改善してきているが、さらに拡大に向け学生支援実施委員会で検討を行った。
	【21-2】 学生相談体制の充実を図るため、学生相談員の育成・導入に関する具体的方策案を作成する。	平成19年度からカウンセラー（臨床心理士）を雇用した。学生支援実施委員会でカウンセリングデスクと保健センター等学内学生相談施設との連携方策についての検討を行った。また、よろず相談コーナー（相談件数平成18年度34件、平成19年度17件）については、7月18日開催の「よろず相談員連絡会」、9月11、12日開催の「学生生活研究セミナー」等で意見を聴取した結果、学生相談体制の整備・充実方策を検討するため、平成20年度から学生支援実施委員会の下に学生相談専門委員会を設置することとし、規程を整備した。
	【21-3】 大学ホームページに公開するシラバスに教員のメールアドレスを明記し、電子メールを利用した学習相談の拡大を引き続き図る。	シラバス記載様式にメールアドレス欄を設け記載するよう記入要領で周知を図るとともに、部局運営委員会においても周知を図った。その結果、提出のあったシラバス3,876科目をWebページで公開し、うちメールアドレスの記載は3,271科目あり、電子メールを利用した学習相談の拡大を図った。なお、シラバスへのメールアドレス掲載率は昨年度より約6ポイント向上し、86%となった。
	【21-4】 新入生セミナーや在学生セミナーの実施状況を検証し拡大に取り組む。	各専攻・講座の実施状況については、毎年増加（平成16年度28件、平成17年度32件、平成18年度33件、平成19年度33件）しているが、学生支援実施委員会においてさらなる実施の拡大に向け検討を行っている。新入生セミナーは570人（54.5%）、在校生セミナーは565人（53.5%）が参加した。（なお、在校生セミナーは2～4回生間で1回なので、母数は2回生在籍数としている。）

【22】 生活相談・就職支援等に関する具体的方策 学生よろず相談室に、学生相談員を配置する。また、保健センターのカウンセリング機能を充実する。就職支援については、就職相談日を増やし相談体制を強化する。就職ガイダンスや教職・企業就職講習会を充実し、職業意識を啓発するための正課の授業の開講を検討する。教員の就職指導能力の向上のためのFD事業を企画する。	【22-1】 学生相談体制の充実を図るため、専門相談員の配置と学生相談員の育成・導入に関する具体的方策を検討する。 ----- 【22-2】 保健センターのカウンセリング機能と学生相談室の連携方策について検討を行う。 ----- 【22-3】 キャリアサポートデスクを充実し、常時企業就職相談ができるよう就職支援体制を強化する。 ----- 【22-4】 各種の就職ガイダンス等の内容を充実する。学生の就職支援ニーズに応えるプランづくりに取り組む。 ----- 【22-5】 教員の就職指導能力の向上のためのFD事業を実施する。	平成19年度からカウンセラー（臨床心理士）を雇用し、カウンセリングデスクを設置し、延べ293件の相談があった。学生支援実施委員会でカウンセリングデスクと保健センター等学内学生相談施設との連携方策についての検討を行った。また、よろず相談コーナーについては、7月18日開催の「よろず相談員連絡会」、9月11、12日開催の「学生生活研究セミナー」等で意見を聴取した結果、学生相談体制の整備・充実方策を検討するため、平成20年度から学生支援実施委員会の下に学生相談専門委員会を設置することとし、規程を整備した。 また、カウンセリングデスクにおいて事務職員を対象にカウンセリングマインドの研修を行った。 ----- 学生支援実施委員会において、平成19年度から設置したカウンセリングデスク（臨床心理士を配置）と保健センター（精神科医を配置）等学内学生相談施設との連携方策についての検討を行うため、平成20年度から学生支援実施委員会の下に学生相談専門委員会を設置し、具体的な整備・充実を図ることとした。 ----- 開設日が週2回であった企業就職相談を月～金曜日開設（8、9月を除く）と増設した。これに伴いキャリアアドバイザーを2名に増員、うち1名は女性相談員とし、よりきめ細かな企業就職指導・相談が行える体制に充実した結果、利用した学生は延べ581名であった。 ----- 今年度から教員就職希望者の意識向上のため1、2回生を対象とした教員就職ガイダンスを6月27日に実施し、参加者は134名、3回生を対象に10月17日に実施し、参加者は334名であった。また、企業就職希望者を対象に面接対策実践講座を11月13、16日、12月11、14日に実施し、参加者は133名であった。学生から好評である企業担当者を学内に招いて行う企業研究セミナー（「合同企業セミナー」と改称）を昨年度の3回開催から、今年度は12月19、20日、1月9、16日の4回開催した結果、参加企業59社、参加学生369名（平成18年度企業数45社、参加学生216名）と大幅に参加者が増加した。 ----- 就職支援実施委員会と学生支援実施委員会等が共催し、学生支援についての全学FDを11月28日に開催し、67名の参加があった。この中で、本学のキャリア教育及び就職状況の実態等を明らかにし、指導教員の就職に対する意識向上を図った。
【23】 経済的支援に関する具体的方策 同窓会組織や学外支援団体等からの支援を拡大し、大学独自の奨学金制度の整備を進める。	【23-1】 大学独自の奨学金創設を検討するとともに、留学生に対する奨学金制度の拡充を図る。各種形態の経済的支援方策を検討する。	大学独自の奨学金創設に向け、財源措置等の検討を行った。なお、留学生への経済的支援としては、昨年度と同数の10人に対し奨学金を支給した。 また、今年度から、大阪府教育委員会が実施している「大学院進学者特別選考制度」を利用し、実践学校教育専攻に入学した5名について、授業料免除を行った。

【24】 課外活動等の支援に関する具体的方策 学生のクラブ活動を充実し学生行事の活性化を図るため、学生の課外活動の成果に対する顕彰制度を整備するとともに、学外支援団体等からの支援を強化する。	【24-1】 学生による諸活動の活性化を図るため、学生から提案を募集し、実施に向けての支援を行う事業を本格的に実施する。 ----- 【24-2】 引き続き全学的な顕彰制度により顕彰を実施する。課外活動に対する支援方策として、各クラブOB会やその他の学外支援団体との共催事業の支援拡充を図る。	昨年度試行した教育・研究や地域・社会貢献に寄与する学生の自主的活動を支援するための「学生チャレンジプロジェクト」を平成19年度から本格実施し、応募があった13件について学生支援実施委員会で審査を行い「教材をとおしての社会貢献」、「駅を利用した大学広報」、「日本の伝統文化をとおしての交流」、「マップ作りをとおした社会貢献及び地域交流」、「ダンス発表会をとおした地域交流」の5件について採用し、支援を行った。また、学生のクラブ・団体との意見交換を行うため12月19日にサークル・ミーティングを実施し、参加は43団体（平成18年度38団体）あった。 ----- 昨年度に引き続き学生表彰を実施し、12月から公募を、3月に表彰を行った。昨年度申し合わせを整備した学外団体との連携を図るための学長杯カップについては、現在6団体16個を貸与している。また、卒業後の大学支援を図るため、卒業生向けのポータルサイトを12月に開設した。教育振興会から、今年度新たにTOEFL受験料及び学生表彰補助の支援を受けた。
【25】 留学生に対する配慮 留学生のためのチューター制度の一層の充実と活用を図る。留学生センターに協力教員を配置し、留学生の生活相談・生活支援体制を強化する。また、地域の国際交流ボランティア団体からの留学生支援の受入を促進する。	【25-1】 チューター制度をより充実させ、活用するための方策を検討する。 ----- 【25-2】 地域の国際交流団体及び柏原市等からの留学生支援の受入れをさらに促進する。	平成19年度は、前期5月21日、23日、25日（前期52名出席）に、後期11月5日、8日、14日（後期30名出席）にチューター会議を開催し、留学生支援の意見交換等を行った。また、5月18日の新入生歓迎バスツアーにチューターが参加し、留学生との交流を深めるとともに、引き続き留学生の学生生活支援及び学習面のサポートを行った。また、3月18日開催の留学生センター運営委員会で、留学生アンケートを平成20年4月に実施することとした。 ----- 平成19年度は、9月6日と3月6日に国際交流団体との連絡会議を開催した。平成18年度に新たに始まった柏原市主催のホームビジット（1回）が、19年度には2回（7月28日、2月16日）行われた。平成18年度に引き続きボランティア団体による日本語支援プログラムが実施（参加留学生が倍増）された。さらに、新たにシニアcityカレッジ主催の交流行事（12月5日、2月27日）が行われるなど、地域団体や柏原市からの留学生支援の受入れがさらに促進された。また、地域の団体の協力による留学生のための〔冠〕奨学金（平成18年度新設）制度による提供者が、昨年比1団体増（4団体→5団体）となった。
【26】 身体障害学生に対する配慮 身体に障害のある学生が支障なく就学できるよう、各種のバリアフリー等、施設環境の整備をさらに進める。	【26-1】 各施設のバリアフリー等、施設環境の整備に努める。	身体障害者の活動を支援するため、柏原において最寄り駅からキャンパスに至るルート及び共同施設への経路に点字ブロックを設置した。また、附属学校においてスロープ6ヶ所、手すり1ヶ所を設置した。 学生支援実施委員会においてバリアフリー報告書を作成した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	現代の教育問題に関連して社会的な要請の高い研究課題や、学術上の要請が高い研究課題に取り組み、先進的で独創性の高い成果を目標とする。研究成果は、教育現場における課題の解決や、専門分野の発展に寄与することを目標とする。実践的な研究成果は、学術雑誌や学会誌のみならず、市民向けの大学広報や大学のホームページを活用して広く社会に公開するとともに、地域の学校、教育委員会、産学官の連携プロジェクト等を通して活用に努める。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【27】 目指すべき研究の方向性と重点的に取り組む領域 時代と社会の変化に対応した教育の在り方を理論面及び実践面で追求し、教育の制度、内容、方法等の充実と発展をリードできる先導的で実証的な研究を志向する。また、教員養成教育の基盤となる教育科学、教科教育及び教科内容の研究を深めるとともに、学校安全や学校の危機管理に関する研究を推進する。また、人文・社会・自然、人間、スポーツ、芸術等の領域で、専門領域の多様性を活かしながら、新たな時代の教養教育の基盤となる総合性の高い基礎研究、応用研究、先端研究、実践研究等を推進する。	【27-1】 教員養成教育の基盤となる教育科学、教科教育及び教科内容の研究を深めるとともに、学校安全や学校の危機管理に関する研究を促進する。	eラーニングを組み込んだ小学校英語活動地域サポート事業、教職・教科教育関連科目において学生に修得させる具体的な教育内容の基準案の作成や、教科共通性と固有性からの「教科教育法」の再構築と授業研究を通じたその検証をはじめとする教員養成教育の基盤となる研究等について取組を実施した。また、新たに、教員養成G Pの学校組織の危機対応教育プログラムの開発、社会人学び直しG Pの社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラムの取組を実施した。 学校危機メンタルサポートセンターにおいて、登下校時の電波バッチやGPS携帯による見守りシステムの構築などを行う学校安全プロジェクトの研究に引き続き取り組んでいる。科学研究費補助金によるアジア諸国で共有可能な学校危機管理体制の構築に関する実証研究、教員養成カリキュラムにおけるいのちの教育や高校生の性暴力被害の実態と精神健康への影響等の研究を実施した。 また、新たに、(独) 科学技術振興機構の社会技術研究開発事業による「犯罪からの子どもの安全を目指したe-learning システム開発」を受託研究として取り組んでいる。
	【27-2】 専門領域の多様性を活かしながら、新たな時代の教養教育の基盤となる総合性の高い基礎研究、応用研究、先端研究、実践研究等を促進する。	専門領域の多様性を活かしながら、新たな時代の教養教育の基盤となる総合性の高い基礎研究、応用研究、先端研究、実践研究等に取り組んでいる。特に、宇宙科学、自然科学、工学、生命科学、生活科学及び健康科学の各分野において研究を推進しており、研究成果は学会・論文等により積極的に発表している。とりわけ、宇宙科学分野において、超大質量のブラックホール連星として注目されている"0J287"の観測結果が、2008年4月17日号のNature に掲載されるとともに、朝日・読売両紙に取り上げられる等、世界的な注目を集めた。 これらの研究を促進するため、学長裁量経費において教育研究プロジェクト支援経費、若手教員等研究助成経費など措置するとともに、共同研究など外部資金獲得のためのコーディネータを配置するなどサポート体制の強化を図っている。
	【27-3】 本学に相応しいプロジェクト研究を設	かねてより「教育研究プロジェクト経費」を措置して実施しているプロジェクト研究を平成19年度においては、教員養成における実践的指導力育成、新たな学校教

	定し、学内公募によって実施する。 ----- 【27-4】 附属学校との共同研究を公募し実施する。 ----- 【27-5】 今日的課題をもって科学研究費補助金など外部資金の積極的な確保に取り組む。	育開発、学校安全教育開発、特色ある教育・研究・地域貢献・国際貢献の7つの教育研究プロジェクトに加えて、新たに外部資金獲得の枠を設定し、学内公募により21件を選定し、プロジェクト研究を実施した。 ----- かねてより「教育研究プロジェクト経費」措置して実施しているプロジェクト研究を平成19年度においては、新たな学校教育開発、学校安全教育開発、特色ある地域貢献、特色ある国際貢献の4つの教育研究プロジェクトに加えて、新たに外部資金獲得の枠を設定し、学内公募により7件を選定し、プロジェクト研究を実施した。 ----- 競争的研究費の積極的な獲得を目的として、学内Webページ等において申請の促進を図り、科学研究費補助金の新規申請・採択率向上を目標として、審査員経験のある教員を講師として学内説明会の開催した。 また、特別教育研究経費（概算要求）やG P 経費、科学研究費補助金等のプログラムや課題で外部に対する本申請前の試行や効果調査を対象として教育研究プロジェクト経費に外部資金獲得枠を新設した。 さらに、寄附金・共同研究・受託研究等のWebページにより、引き続き外部への情報発信の充実を図り、特に受託研究については、平成18年度と比較して件数としては2倍を超える14件、受入額に至っては4倍を超える約30,000千円の実績があった。
【28】 研究成果の社会への還元に関する具体的方策 適切な方法で研究者情報や研究成果情報を公開する。研究成果は、協定にもとづく教育委員会や地元自治体等との連携プロジェクトを通して、地域の学校、住民、企業等に還元していく。実技系分野の成果は、学内外での展示・演奏・出品活動等によって広く社会に公開していく。地域連携を推進する組織を設置し地域連携コーディネーターを配置して研究成果の社会への還元を促進する。研究面での社会貢献について、現職教員等を対象とするステークホルダー調査を実施し、その達成状況の定量的な把握に努める。	【28-1】 紀要をはじめとして、公開の許諾を得られた学内研究者の研究成果物の全文公開事業を進める。 ----- 【28-2】 実技系分野の成果を学内外での展示・演奏・出品活動等によって広く社会に公開していく。 ----- 【28-3】 地域に向けた研究成果の公開をさらに充実させる。 ----- 【28-4】 地域連携コーディネーターを配置する。 ----- 【28-5】	学内研究者の研究成果物の全文公開事業を展開するため、平成19年7月25日の附属図書館運営委員会で「大阪教育大学機関リポジトリ」の取組について了承を得、同8月2日から公開を始めた。平成19年度には、紀要等をはじめとして、著作権の権利処理を行ったものを累計764件この機関リポジトリに搭載しインターネット上に全文を公開した。これにより今後、研究者の研究成果の公開の仕組みを備えることができた。 ----- 美術関係教員による作品展や展示・展覧会等への出品活動、音楽系教員の演奏会や作曲活動などを通じて、研究成果を社会に公開している。 教員からの展示・演奏・出品活動等の情報提供を積極的に求め、大学Webページ内の「教員・学生等の活動紹介Blog」への掲載を拡充し、広報の充実を図っている。 ----- 前年度に引き続き柏原市産学官交流セミナーにおいて市民が自由に見学することができのポスターセッションを行うなど研究成果を積極的に市民に発信した。 また、新たに現代教育セミナーを天王寺キャンパスで開催、平日にもかかわらず4回で延べ337名の参加があった。 さらに、平成19年2月に構築した「大阪教育大学機関リポジトリ」について、平成19年8月から研究成果の全文公開を開始した。 ----- 年度計画【64-2】の『計画の進捗状況』参照 ----- 教育現場への支援を通じた関わりについて、本学の現状やあり方への評価を目的

	ステークホルダー調査を実施する。	として、現職教員に対しステークホルダー調査を実施した。結果については、今後の大学づくりの参考とすることとしている。
【29】 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 研究活動に関する自己点検・評価を厳正に行うとともに、研究活動についての外部評価を実施する。また、教育委員会、学校関係者、企業関係者等による研究フォーラムを開催し、研究の水準・成果を検証する機会を設ける。	【29-1】 教育委員会、学校関係者、本学教員、学生による「大阪教育大学フォーラム」を開催する。	平成18年度フォーラムの全容を記載し、一年間の活動内容を記録した教育実習専門委員会活動報告書を刊行し、全教員に配布した。 なお、平成19年度は2月20日に開催し、教育委員会、学校関係者、大学教員、附属教員、学生による発表や意見交換により、教育実習の課題を点検し、教育成果の検証を行った。

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	研究者の配置については、教員配置を再編成し、研究動向に対応した新領域や重点分野の導入を促進するとともに、多様な人材を登用した機能的な配置を進める。研究環境の整備については、施設活用のアセスメントによって研究スペースの有効活用を図るとともに、PFIの手法を活用した新たな施設整備に取り組む。研究の質の向上を図るため、教員の研究活動の状況を把握・分析し、適切に評価するシステムを開発する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【30】 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 流動定員枠を確保し、社会的要請の高い専門分野を重点的に強化するなど、戦略的な研究者の配置を行う。学校、教育委員会、民間企業、官公庁等から専門知識や実務経験の豊かな人材を採用し、変動し高度化・多様化する研究動向に機動的に対応していく。	【30-1】 平成20年度教員配置計画に基づいて、補充ポストを活用した教員の再配置に取り組む。	年度計画【16-1】の『計画の進捗状況』参照
【31】 研究資金の配分システムに関する具体的方策 研究資金の配分は、基礎配分と特別配分で構成し、特別配分には実績指標によるインセンティブ機能を持たせる。プロジェクト研究を対象とする配分枠を設け、共同研究や異分野交流による研究活動の活性化を図る。	【31-1】 外部資金獲得など実績に基づき配分を行う競争的な予算枠の拡大を図る。	外部資金（科学研究費補助金、寄附金、共同研究費、受託研究費、受託事業費、G P経費、特許権取得）獲得へのインセンティブを高めるため競争的な予算枠総額16,950千円（対前年度1,950千円増）を確保し、獲得実績があった教員や組織に対し獲得金額に応じて配分を行い、モチベーションが高まることを期待して、グループウェア上に配分結果を掲示し、外部資金獲得への動機付けとなるよう取組を図った。また、配分経費の有効活用をめざし、昨年度に比して約2ヶ月早期に配分決定を行った。 これらの財務的方策により、外部資金獲得額は平成17年度307,975千円、平成18年度352,955千円、平成19年度385,169千円と、年々増加している。
	【31-2】 相当額の学長裁量予算枠を確保し、引き続き中期計画達成のためのプロジェクト研究予算枠の確保を図る。	対前年度約85,300千円増額（特殊要因として必要となった100,000千円を除く）の学長裁量予算枠を確保し、その中から中期計画及び年度計画達成と密接に関連する教育研究プロジェクトを支援するための経費を引き続き設定し、学内公募により申請のあった計画に対し審査の上、予算配分を行った。 当該教育研究プロジェクト経費は、実践的指導力育成、特色ある教育・研究支援、地域・国際貢献等のプロジェクト要求区分を設け、「必要性」「有効性」「費用対効果」を主な視点とし、また前年度末のプロジェクト成果報告の内容も加味した上で審査を行い、審査結果を学内グループウェアに審査方法や採択プロジェクト名・概要・配分金額等を提示した。

		この他、教育研究のより一層の推進や年度計画の推進などのため、経費の重点配分を行った。 このうち1つのプロジェクトでは、各講座協力のもと授業コンテンツ（授業映像や教材資料等）のデジタル化を推進し、広く社会に還元するための方策を研究課題とし、継続的に推進してきた結果、国から政策課題対応経費として、平成20年度から予算措置されることとなり、大きな展開が可能となった。
【32】 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 設備整備のための予算枠を確保し、研究動向に対応した設備の整備・更新を進める。高価な科学機器等は、全学共同利用によって有効活用を図る。プロジェクト研究のための時限付き研究スペースを確保する。附属図書館の研究用資料の整備やサービス機能の充実により、附属図書館の研究活用を促進する。	【32-1】 快適な研究環境を提供するため引き続き基幹整備を進める。	教養学科棟の研究室等、空調設備更新において省エネに効果のある空調管理システムを導入した。 共通講義棟講義室の空調設備を完了した。
	【32-2】 整備計画に基づき、科学機器の整備を進めるとともに、全学共同利用により、その有効性を高める。	機器の急激な老朽化を勘案して、大阪教育大学における設備整備計画（マスタープラン）に則って、学内予算により元素分析装置の更新を行った。また、概算要求として、透過型電子顕微鏡の整備を申請し、科学機器の共同利用の充実に努めた。
	【32-3】 引き続きプロジェクト研究等のための共通利用スペースを確保する。	全学共用スペースとして1,496㎡、56室を確保した。このうち、学術的研究または先端的项目研究を実施するため、プロジェクト研究のため100㎡、5室を時限付き研究スペースとして利用している。
	【32-4】 研究活動に資するため、研究用資料の整備や図書館サービス機能の充実を図る。	継続的な購入図書のほか、『西洋古典叢書』、『日本現代教育文献叢書』など、大型で共通性が高く、かつ個別の研究室等では賄いきれない資料の購入を行い、図書館備え付けとして共同利用に供した。 これまで懸案事項となっていた電子ジャーナルの安定的、継続的提供のための基盤を確保するため、今年度から購入維持経費の学内共通予算化を実施した。 また、電子ジャーナルの利便性向上のための取組として、世界最大と言われる学術情報ナビゲーションツール（書誌引用文献データベース／SCOPUS）を正式導入するなど、研究用資料の整備及び研究活用のための図書館機能の高度化をすすめることができた。
【33】 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的な方策 知的財産たり得る学内の技術シーズ等を発掘整理し、学内外に発信して活用を図る。知的財産取得へのインセンティブを導入し、知的財産ポリシーを策定するとともに関係規程を整備する。	【33-1】 策定された知財ポリシーのいっそうの普及に努める。また、現代G P事業計画に沿って、知的財産教育を定着させる。	知的財産理解増進のため、G P関連セミナーとして学内向けに著作権教育セミナーを9月に開催した。また、G P企画としてロボットコンテストを用いた知的財産教育の試みを行った。
	【33-2】 引き続き学内の技術シーズ等を発掘整理し、学内外に発信して活用を図る。	年度計画【65-2】の『計画の進捗状況』参照
【34】 研究活動の評価及び評価結果を質の向	【34-1】 国立大学法人評価委員会が行う暫定評	全学的に研究活動状況調査を実施し、研究活動状況分野等基準策定委員会において、研究分野ごとにおける評価基準の策定、当該評価基準による優れた研究業績の

上につなげるための具体的方策 研究活動の評価システムを開発する。研究活動に関する自己点検・評価を厳正に行うとともに、外部評価を実施する。教育委員会、学校関係者、企業関係者等による研究フォーラムを開催し、研究の水準・成果の検証の機会を設ける。これらの結果をもとに、学内の評価・改善組織において必要な改善に取り組む。	価に対応した、研究活動に関する自己点検・評価を実施する。 ----- 【34-2】 教育委員会、学校関係者、本学教員、学生による「大阪教育大学フォーラム」を開催する。	選定を行い、その結果を踏まえ、評価・情報室において研究水準における自己点検評価を実施した。 ----- 平成20年3月7日「学校危機の諸相とその予防戦略を考える」をテーマに開催し、教育委員会、学校関係者、大学教員、附属教員等による発表や意見交換を行った。
【35】 全国共同研究に関する具体的方策 全国共同利用施設「学校危機メンタルサポートセンター」で、学校災害を蒙った児童生徒の心のケアや学校の安全管理や危機管理に関する共同研究を進め、その成果を全国に発信するとともに、学校安全や危機管理について高い素養を備えた教員の育成に活用する。	【35-1】 学校危機メンタルサポートセンターにおいて、学校安全や学校災害とその影響等に関する共同研究の推進及び学校安全や危機管理について高い素養を備えた教員の研修に取り組む。	国内外の危機管理の取組として、イギリス、アメリカや中国の学校における安全教育、安全管理の体制についてと安全対策の制度について実情調査を実施した。現職教員を対象とした学校安全に関する研修会等で報告している。現職教員を対象とした学校危機管理の基礎と実践の初級・中級研修会、セミナー、センターフォーラム、国際フォーラムを開催した。また、登下校学校安全プロジェクト、学校危機介入プロジェクト、PTSD治療研究プロジェクト、学校緊急時における養護教諭の役割に関する研究プロジェクトを設置し、共同研究を推進しながら取り組んでいる。

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	多様な学校教育の課題と教育界のニーズに応えるため、教育委員会や地域の学校と連携・協力して各種の共同事業や支援事業を推進する。また、専門分野の多様性を活かした産学官の連携活動を拡大する。海外の大学との交流協定の締結をさらに拡大し、学生や研究者の交流を促進する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【36】 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 地域連携を推進する組織を設け地域連携コーディネーターを配置して、地域との連携・協力や各種のサービス活動を促進する。大阪府・大阪市教育委員会や地元柏原市との連携協定に基づいて、本学の特性を活かした各種の共同事業や協力事業を推進する。地域の児童生徒、学校教員、一般市民等を対象とする公開講座を実施する。教育委員会の資格認定講習や現職教員研修、地元自治体の市民講座等にも積極的に協力する。各種審議会等に専門家・有識者として協力する。学校ボランティアや学校サポーターなど、学生の学校支援活動を促進する。地域連携や社会サービスについて、地域住民等を対象とするステークホルダー調査を実施し、達成状況の定量的な把握に努める。	【36-1】 地元自治体等からの専門家、有識者、講師派遣要請に対応する。	地元自治体、法人等からの審議会・審査会・協議会等の各種委員等の要請に応じ、909人の教員を派遣した。また、教育委員会の要請に応え、教育職員免許法認定講習の担当講師として35人の教員を派遣した。
	【36-2】 現職教員対象の教育委員会等連携講座を実施する。	大阪府・大阪市・堺市の教育委員会と連携した10年次研修講座及び現職教職員対象の一般研修講座を実施した。10年次研修講座（17講座）には365名（府：286名、市：42名、堺：37名）が、また一般研修講座（11講座）には436名が受講した。なお今後は、社会貢献という観点から本学が行う、教育委員会と連携した様々な事業の一環として位置づけ、本学と教育委員会で構成する合同連絡企画会議を組織し、質量ともに講座の充実を図っていく。また、当該事業に中心的な役割を果たしてきた教員を地域連携コーディネータ（教育委員会担当）として国際交流・地域連携室に配置した。 さらに、学校図書館司書教諭講習を継続的に実施するとともに、平成19年度からは特別支援学校教員専門性向上事業として免許法認定公開講座を開催している。
	【36-3】 柏原市が実施する生涯学習まちづくり事業に協力する。	柏原市との連携協定に基づき、柏原市が実施している行事に積極的に協力、参加し、商店街の活性化事業にも新たに参加するなど、取組がより広がった。キッズベンチャー及びスタディ・アフター・スクールは平成19年度にはそれぞれ2校、3校（18年度1校、1校）となっている。さらに、キッズ・ベンチャーで児童が作成した商店街新聞を、JAバンクとJP（郵便局）で展示した。加えて、第28回柏原市郷土まつりに学生団体が出店協力した。なお、当該事業に中心的な役割を果たしてきた教員を地域連携コーディネータ（地域担当）として国際交流・地域連携室に配置した。
	【36-4】 公開講座（有料）と地域開放講座（無料）を適宜開設し、ニーズ調査の結果を踏まえ充実する。	公開講座（有料）及び地域開放講座（無料）を適宜開設し、積極的に取り組んでいる。あわせて広報にも工夫を凝らし、従前の印刷物の要項以外に自治体広報誌をはじめとする各種媒体への依頼等、広範な広報活動を行っている。 平成19年度は、公開講座としては一般市民向け教養講座24講座と学校教員向け4講座を、年度当初に企画し実施した。また、従来の申し込み方式を改め先着順とし、事務処理の簡素化と申込者への利便を図った。さらに、前年度のニーズ調査の結果をもとに、年度途中に、新規に2講座を開講した。地域連携講座についても、天王

		寺区役所と連携した教養講座を開講し、当初定員の2倍超の申込みがあった。授業公開講座（天王寺地区）では、授業科目を10科目に増やしたが、いずれも好評であり、ニーズが高い。地域開放講座としては11講座を企画・実施したが、参加者数はほぼ予定の定員数であり、当初の目的を達成した。
	【36-5】 正規授業（教養学科教養基礎科目）の市民への開放事業を実施する。	教養学科において開講している授業の一部を一般市民に公開する「教養学科授業公開プログラム」を平成19年度から新たに実施した。教養基礎科目42科目を公開可能として申込みを受け付け、前期は、延べ18名が10科目を受講し、後期は延べ12名が9科目を受講した。
	【36-6】 ステークホルダー調査を集計し、実施結果の分析を行う。	886人の本学主催又は共催の地域連携行事参加者（学内及び学外で開催されたもの）からのアンケート及び307人の本学の地域におけるステークホルダーとなる団体（本学と連携事業を行っている小中高の学校の教員、PTA、近隣市町村の市役所職員、商工会会員など。）からのアンケートの各設問に対する集計、分析を行った。その結果、広報体制に若干の改善の余地があるが、教育大学の特性を活かした質の高い幅広い地域貢献事業を行っていることが分かった。
【37】 産学官連携の推進に関する具体的方策 産学官の連携活動を促進するため、地域連携を推進する組織を設け地域連携コーディネーターを配置する。地元自治体の産業活性化事業や商工会の創業セミナー等への協力など、これまでの実績を踏まえつつ連携事業の拡大を図る。受託研究や共同研究の受け入れや受託研究員の受け入れの拡大を図る。	【37-1】 地域連携コーディネーターを配置する。 ----- 【37-2】 地元自治体の産業活性化事業や商工会の創業セミナー等への協力など、これまでの実績を踏まえつつ、連携事業の拡大をさらに図る。 ----- 【37-3】 受託研究や共同研究の受け入れや受託研究員の受け入れの拡大をさらに図る。	年度計画【64-2】の『計画の進捗状況』参照 ----- 地元自治体の産業活性化事業の一環として地元商店街（オガタ通り商店街）のサマーフェスティバルに平成17年度から参加し、新たに平成19年度にはジョイフル国分商店街のフェスティバルに学生団体を派遣した。あわせて、引き続き柏原市及び地元商店街と本学が共同し、空き店舗を活用した学生主体の児童館を運営している。また、大阪府商工会連合会との共催による創業支援セミナーを継続的に実施している。第20回柏原市商工まつりにおいて柏原市産学官交流セミナーを開催し、大学教員の研究紹介を行った。 ----- 年度計画【65-2】の『計画の進捗状況』参照
【38】 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策 地元大阪府の国公立大学で構成する「大学コンソーシアム大阪」の各種連携事業に、教員養成系大学の特色を活かして参画していく。	【38-1】 大学コンソーシアム大阪の各種連携事業へ積極的に参画する。	平成16年度から大学コンソーシアム大阪が大阪府教育委員会の依頼を受けて実施するオープン講座に協力し、教育委員会連携一般研修として開催するとともに、新たに大学コンソーシアム大阪からの要請により、現職教員対象の土曜自主講座派遣事業に協力し、2講座を開講した。 さらに、大阪市立の高校との入試制度に関する懇談会（7月13日開催）、高校生のための大学フェア・大阪（7月16日開催）、キャンパスポート大阪オープニング記念シンポジウム（10月13日開催）、高大連携幹事会（10月22日開催）、第2回日中シンポジウム産学連携とTL0の展望（11月29日開催）に参加するとともに、国際交流部会（5月9日開催）、大学間連携部会（2月7日開催）、教員免許更新講習実施検討連絡会（12月13日・1月29日・2月13日開催）、高大連携部会（2月21日

		開催)、地域連携部会(3月19日開催)等において大学間の情報交換、大阪府内の高校との交流を図った。 また、大学コンソーシアム大阪における単位互換に関する包括協定に基づき、12名の学部特別聴講学生を受け入れ、1名の本学学生を学部特別聴講派遣学生として他の加盟大学に派遣した。
【39】 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 海外の大学との交流協定の締結をさらに拡大する。学生の派遣・受け入れとともに、研究者の派遣・受け入れも拡大する。海外の教員養成機関との交流を拡大し、国際コンソーシアムの結成を図る。留学生センターに協力教官を配置し、助言指導体制を充実する。留学生のための日本語教育を充実するとともに外国語による授業を拡大する。留学生と日本人学生との交流の機会を拡大する。	【39-1】 交流協定校との学生・学術交流を充実させる。	10月に西安工業大学(中国)、3月に雲南大学(中国)との学術交流協定、2月に台北教育大学(台湾)との学術・学生交流協定をそれぞれ締結し、アジアの教員養成機関とのネットワーク強化をめざしている。 学生交流に関しては23名を派遣、35名を受け入れており、協定校との学生交流の人数は着実に増加している。タイの協定校との間の「短期研修プログラム」では、7月31日～8月19日に3名を派遣、10月に8名を受け入れた。また、8月28日～9月28日にアメリカで、2月19日～3月29日にはオーストラリアで語学研修を実施した。10月には、18年度に「コンソーシアム」を形成したアメリカの3大学と西日本3大学との間で新しい形の学生交流・学術交流について協議を進め、受入れ・派遣の日程について合意した。 研究者交流に関しては157名を派遣、20団体(201名)を受け入れており、特に、大学教育の国際化推進プログラム(海外先進研究実践支援)により2名を派遣、IOE(英国)所長を受け入れ特別講演会を開催、事務系職員1名を協定校に派遣し海外研修の実施、日本学術振興会の二国間交流事業によるインドとの国際共同研究の実施等、JICA研修員受入事業による研修員(オセアニア/10名/1月、英語圏アフリカ/22名/1日)の受入れ、カブール教育大学(アフガニスタン)から研修員2名のを受入れ約2週間の技術研修を実施、北京師範大学関係者等3名を迎えての日中数学教育研究会の開催、学生・学術交流ともに着実に拡大している。
	【39-2】 留学生のための日本語教育、外国語による授業を充実させる。	平成19年度も引き続き日本語力不足の学生のために「補講(特別開講の授業を含む)」を7科目開設しており、日本語教育の充実に努めた。また、オムニバス形式の英語による授業も後期に学長をはじめとする11人の教員により、計12回行い外国語による授業の継続拡大を図った。
	【39-3】 国際交流フェスティバル(インターナショナルデー)を充実させる。	前年度に引き続き平成19年11月23日に国際交流フェスティバルを柏原市役所前駐車場において柏原市共催で実施した。留学生による各国料理、各国舞踊、唄、楽器演奏に加え、日本人学生の踊り、吹奏楽部演奏、幼稚園児の歌唱、小学生の鼓笛隊、市民の舞踊などが行われた。また支援団体による着付け、留学生による語学教室など、新企画も加わり、882名(実施スタッフ除く)の参加があった。
	【39-4】 留学生受入れを促進するため、国内の進学説明会、海外で実施される日本留学フェアに引き続き参加する。	協定校以外からも留学生の受入れを促進するために、留学生センター教員、国際交流・研究協力課職員が国内の進学説明会、海外で実施される日本留学フェアに参加し、本学の情報提供を行った。 国内17会場(319名)、海外4会場(台湾2、韓国2 287名)を訪問した。
	【39-5】 留学生と日本人学生との交流の機会拡大のための方策を検討する。	昨年に引き続き11月23日に国際交流フェスティバル(882名参加、実施スタッフ除く)を実施するとともに、留学生センター運営委員会で、日本人学生との交流機会拡大のための企画(語学教室(Language Table))を検討した結果、平成19年度

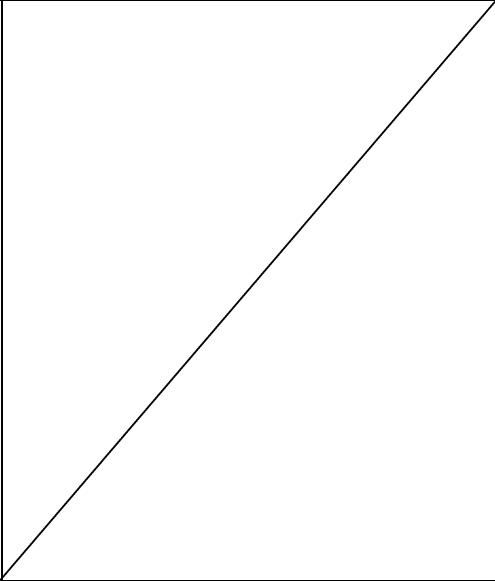
		から新規に留学生による語学教室（Language Table）を開始した。前期には英語・ドイツ語・中国語・韓国語、後期には英語 3 クラスと中国語・韓国語・フランス語の教室を開設、前期20人、後期22人の日本人学生が参加した。また、平成20年度に「仮称：インターナショナルカフェ」を実施することとしている。 さらに、柏原市等の学校や団体からの要請を受けて、異文化理解教育や外国人児童の学習支援の講師として留学生を11機関に延べ26人派遣し、地域との交流の機会も拡大している。
【40】 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 独立行政法人国際協力機構等による技術協力、専門家派遣、集団研修等、開発途上国を対象にした教育分野の人づくりのための支援事業に貢献していく。	【40-1】 開発途上国を対象にした教育分野の人づくりのための支援事業を実施する。	カブール教育大学（アフガニスタン）から2名の研修員を受け入れ、実験を中心とする理科教育法に重点を置いた研修を行い、帰国後、同分野において研修指導を行うリーダーの養成を目的とした事業を実施した。さらに、JICA青年研修事業によりアフリカ英語圏（ガーナ、ケニア、ザンビア）から理数科の現職教員22名を受け入れ、加えて、JICA研修員受入事業「大洋州地域 障害者福祉人材育成」により障害者福祉担当の行政官・教員等10名を受け入れ、専門分野の研修等を通じて途上国の国づくりを担う人材の育成に寄与した。

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(3) その他の目標

② 附属学校に関する目標

中期目標 安全で安心して学べる学校環境のもとで、子どもの個性を尊重し、心身の成長を支え、自立を目指した豊かな人間教育を推進する。体験活動を重視し、心の豊かさや倫理性、生きる力の育成を目指した教育に取り組む。大学との連携・協力のもとに、新しい教育実践に取り組み、我が国の学校教育の充実と発展に寄与する先進的な教育方法や教育内容を開発していく。学校の運営に当たっては、大学の責任を明確にするとともに、校長・副校長のリーダーシップのもと、自律的で効果的な学校運営を推進していく。

中期計画	平成19年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【41】 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 大学が目指す質の高い教員養成や4年間の体系的な教育実習のため、教育実習プログラムを新たに開発し実施する。大学と連携して、附属学校の教育実習の指導体制を充実する。大学との共同研究を活性化するため、各附属学校と大学教員との間でパートナー制を導入する。附属学校教員の大学教育への参画を拡大するとともに、大学教員の附属学校での実践研究の機会を拡大する。		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 大学と附属学校との連携を推進するため、正副校舎長会議の下に大学と附属学校園との連携に関するワーキンググループを設置し、大学と附属学校との連携を組織的に行うため、附属学校における研究会等への大学教員の派遣及び附属学校教員の大学生・院生への指導要請を附属学校部を通じて行うシステムを整備した。また、教育実習指導体制の充実を図るため、附属学校教員と大学教員との懇談会、教育実習委員会等合同会議を開催し、送り出す側、受入れ側の諸問題について意見交換を行った。さらに、教員養成課程カリキュラム検討委員会における附属学校の意見を取り入れたカリキュラムの検討や現代GPにおける附属学校からの協力教員の派遣、学内公募によるプロジェクト研究による附属学校と大学教員による共同研究、附属学校教員による大学の授業実施などを通じて大学と附属学校との連携、協力の強化を図った。	引き続き合同会議を開催し、評価基準表について実用性の観点から検討を加え完成させる。 学生指導の協力の強化を図るため、学生用指導カルテの作成を進める。 年次進行による発展実習の平成21年度実施に向け、附属実習の体制整備を進める。 各附属学校と大学の各教科等関係講座と連携を図りながら、附属学校教員の大学教育への参画、大学教員の附属学校での実践研究を引き続き推進する。	
			（平成19年度の実施状況） 平成19年12月5日に教育実習合同会議を開催し、学校教育発展実習の運営と内容について討議した。附属における学校教育発展実習は、教科指導力の育成を中心とした授業研究などの教育プログラムとして実施する予定であり平成20年度に試行を行う。		
			（平成19年度の実施状況） 教員養成課程、教養学科の各講座主任と附属学校との意見交換会を2月20日に開催した。意		

	交流を拡大する。 【41-3】 引き続き附属学校教員の大学教育への参画及び大学教員の附属学校での実践研究の機会を推進する。 【41-4】 引き続き附属学校の教育実習の指導体制の充実を図る。	見交換会では、大学と附属学校との連携に関すること、教育実習の指導体制に関するについて等の意見交換を行った。 また、科学教育センターと各附属学校の理科担当教員との科学教育協議会（仮称）を3月に発足させ、同センターと附属学校との協力体制の構築に向け協議を行った。 （平成19年度の実施状況） 附属学校教員を非常勤講師や実地指導講師とする大学教育への参画を実施した。また、教育研究プロジェクト経費の公募にあたって、附属学校園、公立学校、教育委員会との連携による学校教育の今日的課題に対応した共同プロジェクトの区分を設け、附属学校と大学との連携による教育研究プロジェクトを3件採択し実施したほか、各附属学校が実施する研究会等へ大学教員が参画し、指導・助言を行った。 （平成19年度の実施状況） 附属学校養護教諭と教育実習専門委員会副委員長との「養護教諭実習合同会議」を8月に開催し、教育実習の諸問題について意見交換を行った。また、養護教諭関係の大学教員と養護教諭との意見交換会を12月に開催し、教育実習の内容の充実や取り運びの円滑化を図った。 附属学校園と教育実習合同会議を12月に開催し、教育実習オリエンテーションの在り方の改善を図った。 教員養成課程、教養学科の各講座主任と附属学校との懇談会における意見交換を受け、教育実習の指導体制の改善に向け取り組んでいくこととしている。	
【42】 学校運営の改善に関する具体的方策 附属学校を大学附属とし、附属学校部長を置いて附属学校の管理運営における大学の責任を明確にするとともに、責任を果たし得る体制を整える。学校の管理責任者としての校長の役割を明確にし、校長が学校に常駐できる体制を整える。校長及び副校長の職務分担を見直すと	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 法人化を契機に教育学部附属としていた附属学校を大学附属とし、附属学校部長を設置して附属学校の管理運営に対する大学の責任を明確にする体制を整備するとともに、附属学校の運営の円滑化を図るため、附属学校部長を議長とし、校長、副校長で構成する正副校園長会議を設置した。正副校園長会議では、教員人事に関する事項、管理運営に関する事項、教育実習に関する事項、附属学校園間及び附属学校園と大学との共同の教育研究活動に関する事項、地域の教育に寄与する教育研究の方策に関する事項などの審議を行い、さらに大学と附属学校との	学校教育法の改正を踏まえた学校運営体制の整備を進める。 教育活動、学校運営、学校施設等について、自己点検・評価を引き続き行い、学校評議員の意見も取り入れながら必要な改善に取り組む。 地域と連携した取組などを通じて学校の諸活動に関する情報を広く地域に提供し、併せて保護者に対しても学校の諸活動に関する情報を提供し

もに、校務分掌を見直し学校運営の効率化を進める。学校評議員制度を学校の改善に活かすとともに、学校に関する情報を広く保護者や地域に提供する。教育活動、学校運営、学校施設等について自己点検・評価を行い、必要な改善に取り組む。

連携の在り方、入学試験の改革、教育評価の実施、教員研修制度の確立などについて専門的に検討を行うため、正副校園長会議の下に大学と附属学校園との連携に関するワーキンググループ、入試制度WG、教育評価WG、教員研修制度検討WGの設置に加え、人事交流の趣旨、目的及び交流の方法並びに教員採用の在り方等を検討するため、人事委員会を設置した。

また、教授併任である校長が学校に常駐できる体制を整備するため、当該校長の大学における授業担当を原則半期3コマ分非常勤講師により補充することとし、あわせて学内管理運営上の役職を免除するなどの負担軽減を実施した。さらに、正副校園長会議において校長及び副校長の職務分担の整理・見直しを行い責任の明確化を図ったほか、校務分掌を見直し、学校運営の効率化を進めた。特に安全管理の観点から新たに各附属学校に学校安全主任を設置し、本学主催の学校安全主任講習、学校安全シンポジウムを受講させるなど学校安全の取組についての理解を深めさせ、各附属学校における防犯計画、防犯訓練計画の策定等に中心的に取り組ませた。

また、学校運営の改善に当たっては、学校評議員からの意見を取り入れ、いじめや不登校への保健室の活用や地域との積極的な関わりなどの改善を図ったほか、教育活動、学校運営、学校施設等について自己点検・評価を行い、特に附属学校独自の教育評価の実施に向け、教育評価WGにおいて検討を行った。

これら学内における改善事項に加え、学外と連携した学校運営を推進し、大阪府安全なまちづくり推進会議への加盟・活動参加、附属平野5校園による「自転車安全指導キャンペーン」への参加、通学路や近隣公園の環境美化活動、スポーツ大会などへの施設開放の実施のほか、学校評議員からの「地域をフィールドとした教育活動を一層進めるように」などの意見を取り入れて総合的学習発表会に地元の小学校3年生を招待する準備を進めるなど、地域と連携した取組を行った。これらの取組は、学校における諸活動情報とともにWebページや学校新聞、学級通信等により保護者、地域の人々へ提供し、学校活動への理解を進めた。

【42-1】

引き続き教育活動、学校運営、学校施

（平成19年度の実施状況）

自己点検・評価の一環として、附属池田小学

	設等について、自己点検・評価を行うとともに、学校評議員の意見も取り入れながら必要な改善に取り組む。 ----- 【42-2】 引き続き地域と連携した取組み及び学校の諸活動の情報提供について、学校評議員の意見も取り入れながら推進する。	III	校で今年度も引き続き保護者へ学校教育診断へのアンケートを実施した。 学校施設点検で見つかった要修繕箇所について修繕等を行った。 また、学校教育法の改正を受け、附属学校園管理運営規則に学校評価に関する規定を設け、平成20年度から文部科学省が策定したガイドラインに沿った学校評価を実施することとした。 ----- （平成19年度の実施状況） 昨年度に続き、学校における諸活動情報をWebページ、学校新聞、学級通信等により、保護者、地域の人々へ提供し、学校活動への理解を図った。また、学校評議員からの意見を取り入れ、附属平野5校園では、異校種が連携した教員研修会「教員ステップアップ研修会」の実施や平野小学校では、学校内の自然を介して地域の人と児童が活動を共にする「平野ダッシュ村」を実施するなど、地域と連携した取組を行った。	
【43】 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策 地域の公立学校や私立学校の役割も考慮しながら、附属学校の理念と目標を明確にし、これに基づく入学者受入方針を広く周知する。入学者選抜方法をさらに工夫し、連絡進学基準等についても必要な検討を加える。	----- 【43-1】 附属学校の理念・目標を含め入試の基本的考え方、在り方等を引き続き検討するとともに、これらに基づく入学者受入方針を広く周知していく。	III	（平成16～18年度の実施状況概略） 入学者選抜の改善に向けては、正副校園長会議の下に設置した入試制度WGを中心に、募集要項の見直し、入試日程の見直し、入学者選抜方法の見直しについて検討を行い、平成18年度入学者選抜から、附属中学校における学力試験後の抽選制度の廃止、附属小学校における重複受験の排除などを実施した。また、WGでは引き続き入試の理念と目標、基本的考え方、在り方等を検討し、それに基づくアドミッションポリシー作成の検討を行った。 （平成19年度の実施状況） 各附属学校の理念・目標を明確にした入学者受入方針の見直しを図るため、正副校園長会議において、各学校園の（素案）を取りまとめて提示した。 今後各附属学校からの意見を踏まえ、附属学校全体及び各附属学校の入学者受入方針を策定していくこととしている。	附属学校の理念・目標を含め入試の基本的考え方、在り方等を引き続き検討するとともに、これらに基づく入学者受入方針を広く周知していく。
【44】 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策 人事の停滞を避け、力量ある	-----		（平成16～18年度の実施状況概略） 公立学校との人事交流を促進するため、大阪府教育委員会、大阪府教育委員会、堺市教育委員会との間で、人事交流に関する協定を締結した（大阪府・市 H16.11.1、堺市 H18.4.1）。人事交流に当たっては、各教育委員会との事前協 大阪府・市、堺市の各教育委員会と連携を図りながら、引き続き着実な人事交流を進める。 附属学校間の教員異動を引き続き推進する。	

教員を確保するため、公立学校との人事交流を進める。附属学校間の交流人事も促進する。交流人事を円滑に進めるため、公立学校教員の採用条件との格差解消の諸方策を講じる。大学及び教育委員会と連携して、10年経験者研修など、体系的な教職員研修プログラムを企画・実施する。

【44-1】

引き続き大阪府・市、堺市との着実な人事交流を進めるため、各教育委員会と緊密な連携を図る。

【44-2】

III

議や意見交換など緊密な連携を図り、また、公立学校から本学への転入希望者向けに説明会を開催するなど着実な人事交流を進めた。また、公立学校教員との処遇の格差を解消するため、基本給については引き続き大阪府・大阪市に在職したものとした場合と同程度額を保障し、教職調整額については、定額超過勤務手当の性格を有するものとして基本給の4%の額を保障した。また、調整手当については、大阪市内の附属学校園では10%を、池田市の附属学校では就任から5年間は10%を保障することとした。

加えて、附属学校間の教員異動についても附属学校園人事委員会で検討を行い、「附属学校園相互間の人事交流実施に関する申合せ」を策定し、平成18年度から附属学校間の交流人事を実施した。

研修については、「国立大学法人大阪教育大学職員研修規程」を平成16年4月に制定し、附属学校教員の研修については、初任者研修、10年経験者研修、内地研修、大学院修学研修等について定め規程整備を行った。また、教育委員会と連携した研修については、現職教員対象の研修講座を平成16年度から開設し、一般研修及び10年経験者向け研修を毎年度実施した。公立学校教員に加え、本学附属学校教員も参加した。さらに正副校園長会議の下、教員研修制度検討WGを設置し、大学を活用した長期・短期の研修制度の確立に向け検討を行った。

（平成19年度の実施状況）

平成20年度人事交流に向け、9月に実施した各附属学校長とのヒアリングを踏まえ、大阪府・大阪府教育委員会人事担当者と附属学校課との事前協議を10月4日に、また堺市教育委員会とは10月31日に事前協議を行った。事前協議では、本学からの転出希望者の情報提供と教育委員会からの転入者の希望条件を提示し、意見交換を行った。

また、大阪府教育委員会府立学校人事担当者と本学附属学校長との懇談会を11月に実施し、意見交換を行ったほか、3月には公立学校からの転入希望者向けに、本学の給与体系、勤務時間、共済制度などについての説明会を開催し、着実な人事交流を図った。

（平成19年度の実施状況）

平成17年度に策定した附属学校園相互の人事

附属学校における長期・短期の教員研修制度の充実を図る。

	引き続き附属学校間の教員異動を推進する。 ----- 【44-3】 大学を活用した附属学校における長期・短期の教員研修制度の実施を図る。 ----- 【44-4】 大阪府・市、堺市との人事交流協定に基づき採用した教員に対し、引き続き研究発表会や研究紀要への投稿を促す。	交流実施に関する申し合わせを基に、平成20年度人事に向けた大阪府・市、堺市教育委員会との人事交流の協議状況や退職教員の再雇用などの兼ね合いを斟酌しながら、主に高等学校および中学校の教科ごとの適正な人員配置に向け、附属学校間の教員異動について、高等学校長および中学校長間で調整を進めた。 ----- （平成19年度の実施状況） 長期研修として、4名の本学への内地研修を実施した。そのほか、約半年の間大学を活用した研修の実施（1名）や教育委員会と連携した短期の研修講座を実施し、本学附属学校教員も参加した。 ----- （平成19年度の実施状況） 正副校園長会議において研究発表会での発表や研究紀要への投稿について要請を行った。	
		ウェイト小計	

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

1. 教育内容・方法等の改善

○学部教育や大学院教育の指導方法改善のための取組

(1) 学部教育の指導方法改善の取組

①実践力重視の教員養成への質的変換を図るため平成18年度から「4年間積み上げ方式の体系的な教育実習」を年次進行により整備し、教育実習をコアとした実践的教員養成カリキュラムの実施を進めている。その一環として2回生を対象とした「学校教育体験実習」を整備し、実施した。

②現代GP「知財教育のできる教員養成システムの構築」により開発を進めてきた「知的財産権入門」において、eラーニングを活用した授業科目を開設した。

③CALL(コンピュータ支援型語学学習)システムを活用した授業を展開するとともに、学内ネットワークを活用した学習できる環境を整備した。また、言語科目(英語II a)において、期末試験でTOEFL-ITPを受験させ、その結果と出席状況等で成績評価とするなどの改善を行った。

④「理科離れ」が課題となっている状況を踏まえ、理科実験ができる実験室の整備を行うとともに、小学校教員養成課程の学生を対象に理科実験を組み込み指導力の強化を図った。

⑤現代GP「地域連携学校教育のできる教員養成」では、地域との連携を踏まえた3種類の活動「森林体験学習、キッズベンチャー、スタディ・アフター・スクール(SAS)」を通じて、教員に求められる基本的資質の養成に加えて、「多様な場面における子ども理解力」と「多様な人材のコーディネート力」の育成を図っている。関連して、教養基礎科目において「いい汗かこうぜ! ボランティア」を新たに開設し、ボランティア活動の推進を図った。

⑥教員養成課程において、「学校安全」を教職専門科目として必修科目とした。なお、従来実施してきた教養基礎科目の「学校と安全」は、「学校危機と心のケア」と名称変更して開講した。実践的な学校安全教育に取り組んでいる。

(2) 大学院教育の指導方法改善の取組

①実践的教育への転換を図るため、従来の授業科目に加えて、教育系の各専攻に、教育実践関係科目を必修科目として導入した。教育実践関係科目では各専攻単位で、学習指導案の作成や附属学校での授業観察・分析・実践を取り入れるなど、附属学校等の協力を得ながら、授業内容に工夫を図り実施している。

②大学院学生への教育・研究の補完のため学部履修制度を設け、1年12単位まで学部の授業を履修できることとした。さらに、教員免許状を持たない学生にも、学部授業を履修することにより3年間で一種免許状が取れるよう、長期履修制度を活用した教育職員免許状取得プログラムを導入し、17名のプログラム受講者を受け入れた。

○個性・特色の明確化を図るための取組

(1) 本学では、現職教員を対象とした再教育の場として平成8年度に実践学校教育専攻(夜間)を設置し、既に教職大学院のさががけ的な教育を展開してきている。

大学院見直しの中、平成19年度から実践学校教育専攻に3つのコースを設置し、学校現場に求められている人材育成のための実践的な教育をさらに充実することとしている。

①スクールリーダー・コース(平成19年度受入学生: 現職教員5名)

学校づくりの理論と技術を学び、学校の組織開発と教育活動の組織化を進める組織リーダーシップ能力の育成を目的とするコース。

②教職ファシリテータ・コース(平成19年度受入学生: 現職教員9名)

授業分析・授業診断の理論と技術を学び、指導的教員として他の教員に助言・指導したり校内研究・校内研修を企画実施する実践的指導力の育成を目的とするコース。

③授業実践者コース(平成19年度受入学生: 現職教員12名、特別選考制度による受入学生5名)

授業実践の基礎理論と技術を学び、実務経験を通してプロ教師としての実践的指導力の育成を目的とするコース。

2. 学生支援の充実

○学生に対する学習・履修・生活指導の充実や学生支援体制の改善のための取組

(1) 図書館において、シラバス掲載図書の整備並びにガイダンスツアー、目録検索、電子ジャーナル利用法などの講習会等を講座連携のもと実施している。

○学生生活支援充実のための取組

(1) 学生相談体制の充実を図るため、平成19年度から臨床心理士の資格を持つ専門のカウンセラーを配置したカウンセリング・デスクを整備した。平成19年度の利用状況は、延べ相談件数53件、面接回数293回であった。

(2) 日本人学生と留学生との交流機会の拡大のため、平成19年度から新たに留学生による語学教室(Language Table)を実施した。前期には英語・ドイツ語・中国語・韓国語、英語3クラスと後期には、中国語・韓国語・フランス語の教室が開かれ、前期20名、後期22名の日本人学生が参加した。

(3) 卒業生と大学が相互に交流し、大阪教育大学ネットワークを構築することの一環として、平成19年12月に卒業生専用ポータルサイト(OKU-net)を開設した。

○課外活動の支援等、学生の厚生補導のための取組

(1) 学生の自主的、創造的な活動を支援するため、学生自身が企画・運営する教育・研究や地域・社会貢献に寄与するプロジェクトに対し、大学が援助を行う「学生チャレンジプロジェクト」を平成19年度から本格的に実施した。公募により、「教材をととしての社会貢献」、「マップ作りをととした社会貢献」及び「地域交流」など5件のプロジェクトを採択し、支援を行った。

○キャリア教育、就職支援の充実のための取組

(1) 学生の職業観の育成を図り、職業意識を高めるため、平成18年度より開講している教養基礎科目「キャリアデザイン」を1コマから2コマに充実した。

(2) 教員就職支援では、キャリアサポートデスクにおいて、教員採用試験合格に向け、学生に対する相談業務及び面接・模擬授業等の指導を行った。
(利用状況: H17年度延べ2,130名、H18年度延べ5,313名、H19年度延べ6,756名)

(3) 教員就職希望者の意識向上のため、平成19年度より新たに1、2回生を対象とした教員就職ガイダンスを実施(参加者134名)及び3回生を対象とした教員就職ガイダンスを実施(参加者334名)した。

(4) 企業就職支援では、キャリアアドバイザーを2名増員し、開設日が週2回であった企業就職相談を月～金曜日開設(8、9月を除く)と充実した。企業就職相談の利用状況は、平成18年度延べ276名、平成19年度延べ581名(週5回、8、9月除く)と前年度と比して開設日及び利用者が大幅に増加している。

(5) 企業就職希望者を対象とした面接対策実践講座を実施した。(参加者133名)

(6) 企業担当者を学内に招いて実施する合同企業セミナーの回数増を図った。平成19年度4回、参加企業59社、参加学生369名(平成18年度3回、参加企業44社、

参加学生216名)

3. 研究活動の推進

○研究活動推進のための有効な法人内資源配分等の取組

外部資金(科学研究費補助金、寄附金、共同研究費、受託研究費、受託事業費、G P経費、特許権取得)獲得へのインセンティブを高めるため競争的な予算枠総額16,950千円(対前年度1,950千円増)を確保し、獲得実績があった教員に対し獲得金額に応じた配分を行った。配分結果の掲示や早期の配分決定などの財務的方策により、外部資金獲得金額は平成17年度307,975千円、平成18年度352,955千円、平成19年度385,168千円と年々増加している。

○若手教員、女性教員に対する支援のための取組

学長裁量経費の配分内訳の見直しを行い、新規に若手教員等研究促進経費として配分枠(14,640千円)を設定し、公募に基づき配分を行い研究支援を図った。

4. 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

○大学等と社会の相互発展をめざし、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献等社会への貢献のための取組

(1)社会連携・地域貢献

- ①平成19年度から正規授業の市民への開放事業として教養基礎科目(42科目)を柏原キャンパスで開講(受講者数 前期延べ18名10科目、後期延べ12名9科目)するとともに、既開設の授業公開(10科目)を天王寺キャンパスで開講した。
- ②国際交流・地域連携室に地域連携コーディネータを配置(地域担当、産学担当、教育委員会担当 計3名)し、地域連携強化を図った。

○国際交流、国際貢献の推進のための取組

(1)学術・学生交流協定

- 10月に西安工業大学(中国)、3月に雲南大学(中国)との学術交流協定、2月に台北教育大学(台湾)との学術・学生交流協定をそれぞれ締結し、アジアの教員養成機関とのネットワーク強化をめざしている。
- (2)大学教育の国際化推進プログラム(海外先進研究実践支援)を実施し、研究者2名を派遣した。ロンドン大学IOE(英国)所長を受入れ特別講演会の開催した。事務系職員1名を協定校に派遣し海外研修の実施した。
- (3)日本学術振興会の二国間交流事業によるインドとの国際共同研究を行っている。

(4)JICA研修員受入事業による研修員(オセアニア/10名/1月、英語圏アフリカ/22名/1日)の受入れを行った。

(5)カブール教育大学(アフガニスタン)から研修員2名を受け入れ、約2週間の技術研修を実施した。

(6)北京師範大学関係者等3名を迎えての日中数学教育研究会を開催した。

(7)昨年度に引き続き、本学に在籍する留学生、柏原市の外国籍住民及び市民のふれあいの場として第2回国際交流フェスティバルを開催した。今年度は新たに留学生による語学教室などの新企画も加わり、882名(前年度352名)の参加があった。

5. 附属学校について

○学校運営体制等の整備

【平成16～18事業年度】

- (1)法人組織として理事を室長とする附属学校室を設置し、附属学校園の運営・大学との連携・附属間の連携・安全管理にかかる方針等の企画立案を行うこととし、大学組織として附属学校園(9附属11校園)における教育・研究及び管理運営に関する校務を整理するため、附属学校部を設置して効率的な運営を図っている。

る。また、附属学校部長を議長とする正副校園長会議を設置し、教員人事・管理運営・教育実習・大学との連携・地域との連携について審議するため、毎月1回会議を開催し円滑な管理運営を図っている。

①校長及び副校長の職務分担を整理するとともに、校務分掌を見直し学校運営の効率化を進めた。

②入試制度の見直し(中学校における抽選の廃止等)、受入方針の見直し等を行った。

③堺市教育委員会との人事交流協定の締結するとともに、附属学校間人事交流の申し合わせの策定を行った。

【平成19事業年度】

- (1)学校教育法の改正を受け、附属学校園管理運営規則に学校評価に関する規定を設け、平成20年度から文科省が策定したガイドラインに沿って実施することとした。

○教育研究活動における大学と附属学校の連携

【平成16～18事業年度】

- (1)平成16年度に4年間の体系的な教育実習の実施に向け、大学と附属学校園との合同会議の設置を決定した。合同会議では4年間積み上げ方式による体系的教育実習について意見交換や、教育実習の評価基準の見直し、教育実習成績評価表の項目の見直し、学校教育発展実習の運営と内容についてなどを討議した。

(2)附属学校教員の大学教育への参画や大学教員の附属学校園での実践研究の機会拡大のため、正副校園長会議が学長に宛てて次の4点に関する提言を行った。

- ①大学教員の附属学校での授業及び大学と附属学校教員による共同授業の推進
 - ②大学と附属学校園との共同研究を推進するための組織づくり
 - ③学部生・大学院生のボランティアによる附属学校支援制度の創設
 - ④児童・生徒の心のケアを行うための組織づくり
- (3)附属学校園における各教科別の研究会等への大学教員の参画や大学教員による附属学校園での実践研究等で、附属学校園と大学教員相互が円滑に協力を要請できるよう附属学校部を通じて要請を行うシステムを整備した。

【平成19事業年度】

- (1)近年の深刻な「理科離れ」といった科学技術教育の危機的状況に積極的に対応するため、平成19年4月に設置した科学教育センターと各附属学校との協力体制の構築に向け、科学教育センターと各附属学校の理科担当教員との科学教育協議会(仮称)を発足させ、協議を行った。

○附属学校の安全管理

【平成16～18事業年度】

- (1)附属池田小学校事件を受けて、6月8日を学校安全の日と定め、シンポジウムなど様々な行事を実施している。

(2)平成16年4月から各附属学校園に学校安全主任を置き、本学開催の学校安全主任講習、学校安全シンポジウムを受講させるなど、学校安全の取組について理解を深め、各学校園における防犯計画あるいは防犯訓練計画の中心的役割を果たしている。

(3)学校、大学、警察・消防、自治会代表を構成員とする学校安全管理委員会を設置し、防犯訓練における実施評価、地域と連携した学校安全への取組の在り方を検討し、学校安全管理の改善に取り組んでいる。

(4)大阪府安全まちづくり推進会議への加盟

【平成19事業年度】

- (1)防災訓練、立ち番及び耐震工事、放送設備の改修、フェンス改修など安全対策を行った。

(2)いのちの教育（附属池田小学校）

平成13年の附属池田小学校事件を踏まえ、いのちの教育を進めてきた。平成19年度には、これまで取り組んだ実践事例を「思いやり、生命尊重の心を育む道德の授業」として取りまとめた。

○地域との連携

【平成16～18事業年度】

(1)学校評議員との連携

①学校活動への理解を深めるとともに、学校評議員の意見に基づき、学校内の自然を介して地域の人と地域の人と児童が活動を共にする「平野ダッシュ村」を実施するなど地域との連携を深める取組を積極的に行った。

②「地域をフィールドとした教育活動を進めるように」との意見を受け、地元公立小学校との連携を深めた。

【平成19事業年度】

(1)平成19年度から新たに、現職教員を対象に平野5校園（附属幼稚園・附属平野小学校・附属平野中学校・附属高等学校平野校舎・附属特別支援学校）が連携した「教員ステップアップ研修会-異校園種ネットワークをベースにした新たな研修システム」を実施した。

III 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

IV 短期借入金の限度額

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 短期借入金の限度額 17億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 17億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	該当なし。

V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はないものとする。	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はないものとする。	該当なし。

VI 剰余金の使途

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において発生した剰余金は、目的積立金として中期計画及び年度計画に定められた目的に即して、老朽化の著しい空調機の更新や科学教育センターの整備の一部及び附属学校耐震改修の一部にあてた。

Ⅶ そ の 他 1 施設・設備に関する計画

中 期 計 画			年 度 計 画			実 績		
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 1 9 8	施設整備費補助金 (1 9 8) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営セン ター施設費補助金 ()	・（喜連他）耐震 対策事業 ・（南河堀町）耐 震対 策事業 ・小規模改修	総額 1, 8 2 5	施設整備費補助金 (1, 7 9 2) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営セン ター施設費補助金 (3 3)	・（喜連他）耐震 対策事業 ・（南河堀町）耐 震対 策事業 ・小規模改修	総額 1, 5 3 1	施設整備費補助金 (1, 4 9 8) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営セン ター施設費補助金 (3 3)
(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。			(注) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。			(注) （喜連他）耐震対策事業について、契約済みであるが未竣工のものが294百万円ある。		

○ 計画の実施状況等

VII そ の 他 2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、各年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進する。	効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、平成19年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進する。	『「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P14～19, 参照』

○ 別表 (学部の学科、研究科の専攻等)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
教育学部(第一部)	(人)	(人)	(%)
幼稚園教員養成課程	60	68	113.3
小学校教員養成課程	1,160	1,273	109.7
中学校教員養成課程	420	516	122.9
特別支援教育教員養成課程	45	46	102.2
障害児教育教員養成課程	135	149	110.4
養護教諭養成課程	120	126	105
教養学科	1,620	1,856	114.6
教育学部(第二部)			
小学校教員養成課程	350	389	111.1
学士課程 計	3,910	4,423	113.1
教育学研究科			
学校教育専攻	32	32	100
国語教育専攻	20	11	55
社会科教育専攻	36	33	91.7
数学教育専攻	16	16	100
理科教育専攻	36	31	86.1
英語教育専攻	12	14	116.7
家政教育専攻	16	6	37.5
音楽教育専攻	22	25	113.6
美術教育専攻	24	20	83.3
保健体育専攻	20	28	140
特別支援教育専攻	12	15	125
障害児教育専攻	12	8	66.7
技術教育専攻	6	7	116.7
養護教育専攻	6	6	100
実践学校教育専攻	50	69	138
健康科学専攻	46	82	178.3
総合基礎科学専攻	28	45	160.7
国際文化専攻	24	21	87.5
芸術文化専攻	24	32	133.3
修士課程 計	442	501	113.3
特別支援教育特別専攻科	30	22	73.3

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
附属幼稚園	195	159	81.5
附属天王寺小学校	720	717	99.6
附属池田小学校	720	705	97.9
附属平野小学校	720	712	98.9
附属天王寺中学校	480	479	99.8
附属池田中学校	480	479	99.8
附属平野中学校	360	358	99.4
附属高等学校天王寺校舎	480	498	103.8
附属高等学校池田校舎	480	487	101.5
附属高等学校平野校舎	360	361	100.3
附属特別支援学校	60	60	100

○ 計画の実施状況等

平成19年5月1日現在、学士課程においては、収容定員3,910名に対し収容数が4,423名で、定員充足率113.1%、修士課程においては、収容定員442名に対し収容数が501名で、定員充足率113.3%である。一方、特別支援教育特別専攻科においては、収容定員30名に対し収容数が22名で、定員充足率73.3%となっている。学士課程及び修士課程では収容定員の90%以上を充足し、かつ120%を超えない範囲で教育活動を展開しているが、特別支援教育特別専攻科にあっては、志願者に現職者が多いことから、募集定員に対して応募段階で90%を下回っている状況があること及び入学手続き段階で就学との関係から毎年数名が入学しない状況である。

また附属学校園にあっては、附属幼稚園を除きほぼ収容定員どおりの収容数となっているが、附属幼稚園にあっては、収容定員195名(3歳児1クラス20名、4歳児2クラス70名、5歳児3クラス105名)のところ、教育効果を配慮して、長年にわたって170名(3歳児2クラス34名、4歳児2クラス68名、5歳児2クラス68名)の収容定員を確保することとしてきた。このことから、少人数教育を実践し、幼児の主体性・個性を重視する教育によって幼児教育の先導的使命を担うことを目的に、完成時の収容定員を150名(3歳児2クラス30名、4歳児2クラス60名、5歳児2クラス60名)とする平成20年度概算要求を行った結果認められている。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成16年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	3,910	4,416	59	0	0	0	65	186	138	4,213	107.7%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	442	464	64	4	0	0	31	48	21	408	92.3%

○計画の実施状況等

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成17年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	3,910	4,462	55	0	0	0	62	183	125	4,275	109.3%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	442	502	55	5	0	0	36	54	27	434	98.2%

○計画の実施状況等

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成18年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	3,910	4,457	51	0	0	0	61	165	108	4,288	109.7%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	442	491	41	4	0	0	32	47	26	429	97.1%

○計画の実施状況等

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成19年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	3,910	4,423	42	0	0	0	57	174	120	4,246	108.6%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	442	493	33	4	0	0	26	50	30	433	98.0%

○計画の実施状況等